

## 「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂案

<扉>

【総説】

## 総説 1 ガイドライン策定の背景及び目的

毎年のように地震や台風等の、災害生ずる日本では、個々人の責任において平常時から被害を最小限に抑えるための災害対策を、講じておくことが原則である。

しかし、ひとたび災害が発生すると、多くの被災者が避難所等での避難生活を余儀なくされ、大規模災害においては、避難生活が長期間にわたることも少なくない。被災者の中には、犬や猫などのペットを飼養する者もいれば、ペットを飼養しない者もいるが、いずれも同じ被災者として、共に災害を乗り越えられる環境を整えておくことが必要である。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、大規模な地震や津波、それに伴う原子力災害が発生し甚大な被害を及ぼした。発災時に住民は、緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残されたり、飼い主とはぐれたペットが放浪したりする例が多数生じた。また、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な人や、アレルギーの人を含む多くの避難者が共同生活を送るため、避難所等で一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例も見られた。このために環境省では、自治体が地域の状況に応じた、独自の災害対策マニュアルや動物救護の体制を検討する際の参考となるように、飼い主の責任によるペットとの同行避難を基本に置いた「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を平成 25 年 6 月に策定した。

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震は、自治体等によるガイドラインの認識も広がり、多くの被災者がペットと同行避難した。しかし、避難所でのペットの受入れやペットの一時預かりをはじめ、広域な支援体制や受援のあり方などの面で数多くの課題が指摘された。また、災害時のペット対応への国民の期待の高まりを反映するように、さまざまな意見や指摘が寄せられ、その対応に苦慮する状況も見られた。

このため、熊本地震への対応状況を検証し、より適切な対策が講じられるようにするため、平成 30 年 3 月にガイドラインを改訂した。その際、ペットの救護を第一義の目的とするのではなく、ペットと共に避難する飼い主の安全を確保することや、ペットに起因する社会のトラブルに対応することを主旨として、ガイドラインのタイトルを「人とペットの災害対策ガイドライン」に変更した。

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、発災直後に多くの避難者が避難所にペットと同行避難したが、避難所でのペット受入れに関する体制やルールが整っておらず、混乱が生じた事例が確認された。例えば、一部の避難所ではペットの受入れが拒まれたり、避難所内でのペットの飼養を巡って苦情が出されたりした。また、防災部局と動物愛護管理部局との連携、実務担当者への情報の浸透、支援物資の保管や運搬手段等においても検討すべき課題が指摘された。同年 6 月には、災害対策基本法に基づく防災基本計画が修正され、能登半島地震の対応を踏まえてペットとの同行避難等に関する記載が拡充された。さらに、昨今は地震だけではなく、水害や火災など様々な災害が各地で頻発しており、ペットに関する対応

について、より多面的に検討する必要性も指摘されている。

このような能登半島地震における対応状況を検証するとともに、人とペットの災害対策を巡る状況の変化や課題等を踏まえ、今後の災害に備えるため、有識者等で構成される検討会を設置した上で、令和8年●月に「人とペットの災害対策ガイドライン」を改訂した。

本ガイドラインは、自治体が地域の状況に応じた「人とペットの災害対策」を検討・実施する際の指針となるものである。

災害時には、飼い主が自らの責任の下、ペットと共に災害を乗り越えることが重要である。その上で、自治体が行う対策の目的は、飼い主による災害時の適正飼養を支援することにある。同時に、災害時にあっても、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、災害を共に乗り越えられるように支援することである。過去の災害対応の経験を経て、自治体における支援体制は整備されつつあるが、災害時のペット対策は、災害の種類や規模、発生した季節や地域における体制整備状況などによって異なる。そのため、自治体のみならず幅広い関係者が本ガイドラインを参照し、災害時における相互連携による円滑な対策の実施に向けて、平常時からの連携を強化しておくことが望ましい。本ガイドラインが、各地域における人とペットの災害対策の更なる推進につながることを期待する。

## 総説 2 ガイドラインの対象と用語の解説

### <本ガイドラインの対象>

本ガイドラインは、自治体が、地域の状況に応じて人とペットの災害対策を進める際に利用することを想定して作成した。その上で、自治体だけでなく様々な主体が連携して取り組むことの重要性に鑑み、その他の主体が対策を行う際にも参考となることを意識した。また、本ガイドラインでは、地震、津波、風水害、火山噴火、山野火災など様々な災害にも対応できるように、これまでの被災経験や対応例をもとに、災害対策の基本的な考え方や対応姿勢を記載した。

本ガイドラインは、家庭動物等\*のうち犬や猫などのペットとそれらを飼養する被災者を対象として、災害時におけるペットの適正飼養を支援する観点から、必要な項目をとりまとめたものである。

なお、本ガイドラインでは、飼い主がペットと避難行動を共にすることを想定しているが、その実施にあたっては、飼い主及び災害対応従事者の安全の確保を前提としている。

\* 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成 14 年 5 月 28 日環境省告示第 37 号 最終改正：平成 25 年 8 月 30 日環境省告示第 82 号）

### 第 2 定義

この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬（は）虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵（かん）養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。

## <用語の解説>

本ガイドラインで用いる主な用語の解説は以下のとおりである。

### ○ ペット

家庭動物等のうち、犬や猫などの小型の哺乳類、鳥類、爬（は）虫類を指す。ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含まない。

### ○ 飼養

動物を養い育てること。「飼育」と同じ意味だが、本ガイドラインでは「飼養」に統一した。

### ○ 適正飼養

適正飼養という言葉には幅広い意味があるが、通常、人間社会の中でペットを飼う際に最も重要となるのは、ペットを飼うことが他人の迷惑にならないようにすることである。特に大勢の避難者が共に生活することを強いられる災害時には、この観点からの適正飼養が重要であり、その実現には、平常時からのペットの十分なしつけや準備が必要である。

またペットの飼養者は、ペットの健康と安全を守る責務も負う。この観点からの適正飼養とは、それぞれのペットの習性などを踏まえた、ペットの健康や正常な行動のための適切な飼養をいうが、災害時には、人の健康維持に必要な環境さえ期待できない状況のなかで、ペットの飼養のために必要十分な環境を整えることは難しい。したがってペットの飼養者は、他人に迷惑がかからない状況の確保を常に考えながら、ペット自体の健康と安全が確保できるように努める必要がある。

### ○ 所有者明示

ペットに迷子札、マイクロチップ、鑑札、狂犬病予防注射済票などを装着することにより、飼い主の氏名や連絡先などが把握できるよう明確にしておくこと。所有者明示により、ペットと飼い主がはぐれた場合でも第三者が飼い主を特定でき、早期の返還につながることを期待できる。なお、飼い主の名前や連絡先などが特定できない首輪のみの装着は、所有者明示としては不十分である。また、マイクロチップを装着した場合は、環境省のデータベースにマイクロチップ番号と連絡先等を登録し、登録されている情報に変更があった場合には速やかに更新することが必要となる。

## ○ 放浪動物

災害により飼い主とはぐれるなど、何らかの理由で放浪状態となり、飼い主による飼養管理が受けられなくなったペットを指す。もともとその地域にいた野良犬や野良猫などは含まない。

## ○ 被災動物

被災動物には災害により放浪状態にある動物（放浪動物）と、避難所等に飼い主と同行避難した動物の両方を含む。このガイドラインでは基本的には主に家庭動物を指すものとするが、場合によっては畜産動物や動物園動物も含む。

## ○ 指定公共機関

災害対策基本法第 2 条第 5 号に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定した機関。

## ○ 「自助」、「共助」、「公助」

- ・「自助」：自分で自分の身を助けること。「自分の命は自分で守る」という意味で防災の基本。特に発災直後の行動は、自身の安全を確保するために避難すべきか、そのまま留まるべきかの判断に始まり、自己が所有し管理するペットの安全確保や飼養も自助が原則となる。通常、災害時の対応は、自助が 7 割とも 8 割とも言われる。
- ・「共助」：地域やコミュニティ、企業などが互いに力を合わせて助けあうこと。自助による個人の安全の確保が前提条件となる。
- ・「公助」：行政機関などの公的機関が援助すること。行政による支援は初動が遅れる傾向にあるため、「公助」が開始されるまでは実質的に「自助」や「共助」が災害対応上の主体になる。なお、「公助」が開始された後も「自助」が原則となる。

## ○ 広域支援

大規模な災害の発生時に被災自治体等の機能を復旧し、災害対応が開始できるように外部（被災していない自治体等）から支援する仕組み。

支援の内容は、機能復旧や災害対応のための人員派遣、意思決定のための情報や資料の提供、災害に関連する情報の収集と発信、現地動物対策本部等の立ち上げのための関係機関等との調整、物資や技術、支援金の支援など多岐にわたる。

## ○ 受援

支援を受けること。本ガイドラインでは、主に、支援を受ける際に迅速な受入れ体制がとれるように、その方法や手順を予め検討し、決めておくことについて取り上げる。

## ○ 指定緊急避難場所

居住者などが災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所で、市区町村長は「災害の種類に応じて適切な避難場所を予め指定しておくこと」とされている。（災害対策基本法第 49 条の 4）

災害の種類には、「洪水」、「崖崩れ、土石流、地滑り」、「高潮」、「地震」、「津波」、「大規模な火災」及び「内水氾濫や噴火（火山現象）」などがあり、種類によって、指定を受けた避難場所が異なることに留意が必要である。また、指定緊急避難場所が指定避難所を兼ねる場合もある。（参照：内閣府による指定緊急避難場所の指定に関する手引き：平成 29 年 3 月 <http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/shiteitebiki.pdf>）

## ○ 避難所

避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設のこと。（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第 33 条の 2 第 1 項第 1 号）なお、「避難所」には、行政が指定する施設だけでなく、自主的な避難所や民間の避難所等も含まれる。

## ○ 指定避難所

避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設で、市区町村長が指定したもの。（災害対策基本法第 49 条の 7）

## ○ 一時預かり

災害時に飼い主に代わってペットを一時的に預かること。

飼い主が仕事や自宅の片づけ等で一時的にペットの世話ができない時間帯だけペットを預ける場合や、避難期間中を通してペットを専用の施設に預ける場合などがある。

一時預かりを行う場所は、動物病院、ペットホテル、ペットサロン、ペットショップ等の他、災害時には緊急的な対応としてトレーラーハウス等の動物のみを預かる施設が活用される場合がある。

## ○ 動物保護施設（シェルター）

災害時に被災動物の一時保管や、負傷動物、放浪動物を収容する施設。自治体の保健所や動物愛護管理センター、民間団体が運営する動物飼養施設や敷地を利用して被災動物を収容する場合と、必要な収容規模に応じて増設又は新設して収容する場合がある。

動物保護施設は、災害発生時の緊急時対応を目的とした時限的な施設であり、災害時対応が終息した場合は、発生前の状態に復するのが一般的である。

## ○ 同行避難

災害発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、安全な場所まで避難する「避難行動」のこと。

「同伴避難」（避難所等で飼い主がペットを飼養管理すること（状態）詳細以下。）とは意味が異なることに留意が必要。

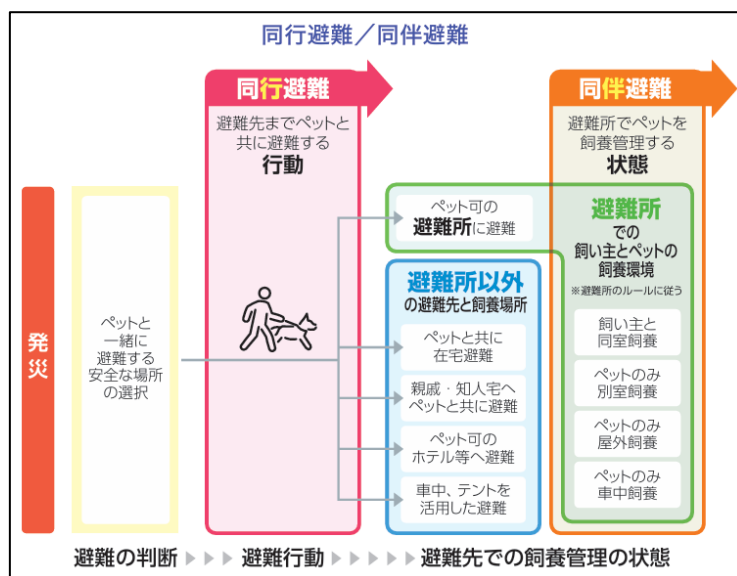
## ○ 同伴避難

災害時に、避難所等で飼い主がペットを飼養管理すること（状態）。

ただし、避難所等で飼い主とペットが同室で過ごすことを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難施設ごとに異なることに留意が必要である。

本ガイドラインでは、避難所等でのペットの飼養環境の違いに着目し、同伴避難に関する標記を下記の通り整理した。

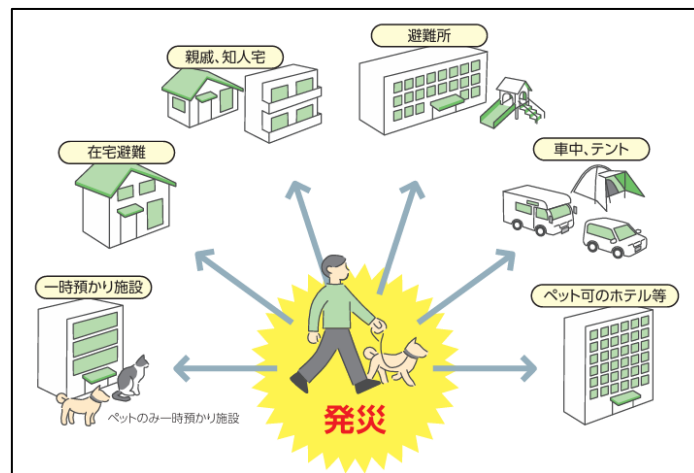
- ・ 避難所等で飼い主がペットと同室で飼養管理する場合：「同伴避難（同室飼養）」
- ・ 避難所等で飼い主がペットと別室で飼養管理する場合：「同伴避難（別室飼養）」
- ・ 避難所等でペットを屋外で飼養管理する場合：「同伴避難（屋外飼養）」
- ・ 避難所等でペットを車中で飼養管理する場合：「同伴避難（ペットのみ車中飼養）」



【図】 同行避難／同伴避難

## ○ 分散避難

指定緊急避難場所等への避難以外も含め様々な避難行動をとること、またこのような避難行動のあり方。「避難」とは、文字通り「難」を「避」けることであり、指定緊急避難場所等に行くことだけが避難ではなく、それ以外にも安全な親戚・知人宅やホテル・旅館等の避難先に立退き避難したり、自らの判断で屋内安全確保したりする等、様々な避難行動がある。なお、「分散避難」は避難所以外も含めた様々な避難先への避難行動を指すが、避難時のペットの同行の有無は関係しない。



【図】分散避難の概念図

## ○ ペットゾーニング（ペットエリア分け）

都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理部署が、避難者の属性やアレルギー等に配慮して、避難施設内や応急仮設住宅等においてペットを飼養するエリア分けに関し、関係部局に対し働きかけること。

## ○ 現地動物対策本部等

自治体、地方獣医師会、民間団体等が、発災時に被災地において被災動物や飼い主に対して必要な支援を行うために設置される組織。被災地の被害が大きい場合には、近隣の自治体に設置されることもある。

なお、これまでの災害の際に設置された同様の機能を持つ組織には「動物救護本部」や「動物対策本部」、「動物救済本部」などの名称が用いられていた。

#### ○ ペット災害支援協議会

(一財)ペット災害対策推進協会の後継組織として、ペット関連事業者の有志4団体（(一社)ペットフード協会、(一社)日本ペット用品工業会、(一社)日本ペットサロン協会、(一社)全国ペットフード・用品卸商協会）が設立した団体。災害時に現地動物対策本部等からの依頼に基づき、必要な物資の支援を行っている。

## 総説3 基本的な視点

### 1. 災害時の対応は飼い主による「自助」が基本

災害への対応には、いわゆる「自助」、「共助」、「公助」があり、人の災害対策では、何よりも「自助」、次いで「共助」が基本だとされている。大規模な災害ともなれば、発生直後の「公助」に大きな役割を期待することが難しく、まずは「自助」により自分自身の身を守ることが必須になる。

このことは、ペットの飼い主にとっても同じである。災害時に行われる行政機関による支援（公助）は、人の救護が基本であることから、災害の発生当初には、ペットフードや水などの支援ですら困難なことが多い。飼い主はこうした場合にあっては、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、災害を乗り越えてペットを適正に飼養管理していく責務を負っている。したがって普段から、災害時に必要となる備えをし、地域社会に受け入れられるように、ペットを適正に飼養管理する必要がある。

発災時に、飼い主が自身の安全を確保した上で、災害の状況を見極め、より安全な避難場所を確保するために、ペットと共に避難行動（同行避難など）をとることがペットを守るための第一歩である。自治体によっては、堅牢なマンションなどでの在宅避難を推奨しているところもあるので、あらかじめ、それぞれの自治体における避難のあり方を確認しておくことも必要になる。

また、飼い主は、自宅からの避難が必要となる災害が発生し、ペットと同行避難する必要があることを想定して、平常時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等を行う必要がある。さらに、ペットが社会の一員としての適性をもつべきことを認識し、ペットの同行避難に必要なしつけや健康管理を行うこと、また、避難所に連れて行くことが不可能なペットの場合の避難行動や、避難場所等をあらかじめ想定しておくことも飼い主の責務である。

避難先では、ペットの世話やペットフードの確保、飼養場所の管理は原則として飼い主の責任で行うことになる。大勢の人が共同生活を送る避難所や応急仮設住宅、災害公営住宅等において、ペットを原因としたトラブルが生じないように、ペットを飼養していない避難者に配慮するとともに、ペットの健康と安全を確保するための措置を講じるなど、飼い主には、平常時以上に、適正な飼養管理をするための努力が求められる。

飼い主がペットの防災を考え、十分な備えをすることは、自分自身や家族についても災害に備えることにつながり、「自助」によるペットの災害対策を講じることが、自分自身や家族、さらには地域の防災力の向上にもつながるのである。

## 2. 支援活動の対象となるペットの考え方

災害が起きた際に、飼い主によるペットの適正な飼養管理を支援するために、被災地の自治体が、その災害において支援対象とするペットの考え方や対象地域の条件を速やかに決定・公表することは、被災地の限られた人材や施設、予算などを有効に利用して迅速な支援活動を進める上で、また被災地以外の地域や自治体等に必要な支援を要請する上で非常に重要である。

これまでの経験からの一般的な考え方としては、対象となるペットに飼い主がいること、対象とする地域は災害救助法が適用された地域であること、災害により飼い主と離れたペットが数多く放浪した状態にある地域であることなどが挙げられる。なお、ペットを支援活動の対象動物として取り扱う期間は、被災状況や支援活動の進展状況などを勘案して決定する。

### 3. 自治体が行う災害時のペット対策の意義

災害時に行政機関が担う役割は、一義的には住民の保護である。過去の大規模災害では、平常時の備えも含め人の対策が重視され、ペット対策には手が回らない事態も多く見られた。

しかしながら、災害時に保護すべき住民の属性は多様であり、その中の一つにペットの飼養者が含まれていることを忘れてはならない。このため、行政機関が行う災害時のペット対策は、多様な属性を持つ住民の保護の観点から、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援するものである。

また、被災地で飼い主とはぐれ、放浪しているペット（放浪動物）を保護する必要も生じる。これはペットとはぐれた被災者の心のケアの観点から重要なだけでなく、放浪動物がもたらす被災地の生活環境の悪化を防止し、公衆衛生の確保にも寄与する。

自治体が行う災害時のペット対策は、①発災から避難所での避難生活までの間の対策と、②避難所を出た後の応急仮設住宅などでの生活以降の対策の二つに区分できる。全期間を通じて飼い主の責任によるペットの飼養管理が基本になるものの、①では、ペットの一時預かりや避難所での飼養環境の整備などを通じての支援があり、②の段階では、被災者が置かれた状況に応じて、ペットの長期預かりなどのニーズが生じることがある。

ペットを連れた被災者が必要とする支援を自治体が行うことは、ペットの飼い主の早期自立を支援することであり、ペットの健康と安全の確保にも寄与する。同時にペットを飼養しない多くの被災者とのトラブルを最小化させ、全ての被災者の生活環境の保全を図ることになる。

#### コラム：ペットの飼われている数は？

（一社）ペットフード協会の令和7年全国犬猫飼育実態調査では、犬猫の飼養頭数は1,567万頭、犬の世帯飼育率は8.50%、猫では8.42%と推計されている。総務省の統計による15歳未満の子供の人口が1,366万人であり、子供の数より犬猫の数の方が多くなる。犬猫以外に鳥類や小型哺乳類、近年人気の爬虫類なども加えれば、かなりの数の世帯でペットが飼育されているは明らかであり、全世帯の2割程度はペットを飼育していると考えておくべきであろう。

災害が起きた時、これらのペットも人とともに被災することから、飼い主には災害を想定した備えを促すことが重要となる。

#### 4. 多様な主体の連携と協働

大規模な災害時に自治体は、避難所の運営などに数多くの人員を割かれるため、平常時には行えていた動物の保護などができなくなることが多い。

現地動物対策本部等は、自治体と地方獣医師会などで作る組織だが、その立ち上げを地方獣医師会が率先して主導することで、発災直後は、ペットに対する活動が困難になりがちな自治体が主導するよりも円滑な立ち上げと支援が可能になる場合がある。したがって、被災者に対して早急で円滑な支援をするためには、発災直後の活動のあり方を、あらかじめ自治体や地方獣医師会などの間で定めておくことが重要である。

また、発災時には多くの民間支援団体が被災地に入るが、ペットを対象とした支援の場合は人間の救護の場合とは異なり、活動のルールや行動規範が十分に認識されていない場合も少なくない。現地での活動をより効果的なものとするためには、被災地において民間支援団体等の活動を調整しコーディネートする機能が必要であり、コーディネート体制のあり方についても検討し準備しておく必要がある。

さらに、現地動物対策本部等は環境省が令和2年3月に作成した「人とペットの災害対策ガイドライン ボランティアの活動と規範」<sup>1</sup>（ボランティアが自治体と協働する上での指針となるように、これまでの災害対応におけるボランティアの活動事例を基に、望まれる行動の基準を示したもの）などを参考にボランティアの受け入れのあり方等についても検討しておくことが重要である。

災害時には多くの人手が必要になるので、安心して任せられる人材の確保は非常に重要である。自治体や地方獣医師会は平常時の活動を通じて、地域の動物愛護推進員や民間団体などと良好な協力関係を築き、災害時に協働して支援活動ができるような体制を整備しておくことで、自らの地域が被災したときはもちろんのこと、他の地域で広域からの支援が必要になった際にも、受援側が安心して委ねられる広域支援の実施が可能となる。



<sup>1</sup> 「人とペットの災害対策ガイドライン ボランティアの活動と規範」  
[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/r0204a.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0204a.html)

## 5. 広域支援の考え方

大規模な災害の際に被災地は、人や建物、インフラなどがともに大きな被害を受ける。地域の中核となる都市が被災した場合は、都市機能が停滞する中で災害支援活動を開始するには困難を伴う。したがって、今後、発生が予測されている広域災害を視野に、広域の支援が相互に行える自治体間等での連携体制の整備が必要とされている。

災害への備えをあらかじめ十分にしていた場合でも、県庁所在地等の直下を震源とする地震が発生した場合などは、自治体や地方獣医師会が被災し、現地動物対策本部等の活動が速やかに開始できないこともある。このため、各自治体は、近隣の自治体や地方獣医師会等との間で、災害時の飼い主とペットの支援活動の広域的な連携のあり方をあらかじめ検討・調整し、発災時に広域な連携体制が取れるように、定期的に訓練をするなどの準備をしておくことが重要である。また、そうした広域の支援を円滑に機能させるためには、各自治体や地方獣医師会等が、前もって受援のあり方も検討し、他の地域からの支援の速やかな受け入れが可能になるように、受入れ条件や環境を整備しておくことが望ましい。

## 6. 災害の種類や状況に応じた対策の必要性

災害時における被災自治体での対応は、災害の種類、発生した季節によっても異なることから、状況に応じた対策を検討しておく必要がある。

### 【災害の種類と対応】

#### ■ 地震災害

地震による被害には、津波、建物倒壊、火災の発生、土砂崩れ、液状化現象などがある。特に大規模な震災では発災から 3 日程度は混乱状態が続くため、まずは身を守るために安全な場所にとどまることが必要となる。自治体は関係機関と連携し、同行避難の推進、避難所で必要となる飼養支援、放浪動物の保護など様々な役割を担う。

#### ■ 風水害

風水害は、台風等による強風や大雨による洪水、土砂崩れなどが複合して起こる災害である。近年では、短時間での局地的な豪雨が頻発し、特に宅地等の開発が進んだ都市部では、川の急激な増水や道路や住宅の浸水、道路のアンダーパス等の地下空間の水没といった被害も多く発生している。

風水害は、地震災害のように突然襲ってくるものではなく、地域や規模などをある程度予測することができることから、早期避難により被害を軽減できる場合もある。

自治体は、危険が迫る前にペットを連れて安全な避難所や親戚・知人宅、ペット可の宿泊施設への早期避難を勧めるなどの対策を講じることが必要である。また、道路が冠水してからの移動は非常に危険を伴うため、無理に移動せず建物の高層に留まる垂直避難を推奨・周知する選択肢があることにも留意がある。

#### ■ 火山災害

災害の要因となる主な火山現象には、噴石、火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流、火山灰、火山ガス等がある。避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高いため、平常時からペットとの避難行動等を想定した準備を進めるとともに、噴火警報や避難計画を活用した事前の避難が必要となる。

また、火山灰には、化学物質や有害な微粒子が含まれるため、ペットの影響としては、呼吸器系への障害や結膜炎、皮膚炎などがある。ペットに対しては吸い込み防止や体を舐めさせない、足裏の洗浄などの対策や、野外の水たまりや川の水、焼け焦げたものを口にしないよう気を付けるよう周知を行う。また、避難所や動物保護施設では、室内飼養の徹底や毛づくろい前のブラッシング・拭き取りが必要となる。

#### ■ 山野火災

山野火災は、ひとたび発生すると早期に延焼拡大し、人やペット、家屋等への危険が生じ

ることあることから、火災が近づいていると感じたら迷わず避難することが必要となる。また、火災そのものだけでなく、煙による呼吸器疾患や視界不良により避難が困難になることもあるため、避難時にも注意が必要である。灰には、化学物質や有害な微粒子が含まれることもあり、ペットに対しても、吸い込み防止や体を舐めさせない、足裏の洗浄などの対策や、野外の水たまりや川の水、焼け焦げたものを口にしないよう気を付ける必要を周知する。

このほか、消火のための消防隊の立入りが困難であることや消火用水の確保が難しいこと、広範囲の消火が必要なこともあり、他の火災に比べて鎮火までに時間がかかることが多く、避難指示が出てから鎮圧、避難指示解除に至るまでにはかなりの時間を要する場合がある。そのため飼い主は、避難先や避難ルートの確認だけでなく、長期避難を視野に入れたペットの避難用品や備蓄品の確保が必要となる。

## 【夏季・冬季の対策】

### ■ 夏季：暑さ対策

夏季のペットの飼養場所は屋内飼養が望ましく、直射日光のあたる窓辺を避け、換気を行い、室温の上昇には十分注意する。人やペットの熱中症を防ぐため、避難所へのエアコン設置・増設、学校体育館の冷房化、網戸活用による換気、ポータブル電源・扇風機の備蓄、水分・冷却用品の配布に加え、日中と夜間の避難所利用の使い分けが推奨される。ペット用のスペースにはスポットクーラー、サーキュレーターなどの活用も有効である。

ペットを屋外で飼養する場合には、日陰のない場所やエアコンの室外機の排気等を避けるよう配慮する。

夏場など気温の高い時期には車内での飼養は厳しい。もし、車の中でペットを飼養する場合には、熱中症への対策と注意が不可欠となる。飼い主が長時間車を離れる場合には、ペットを車中以外の安全な場所に移動させるなどの措置が必要である。

### ■ 冬季：寒さ対策

冬の災害（大雪、吹雪、寒冷地での地震・停電）に対し、特に雪国や積雪・凍結の恐れがある地域では、平常時からの備えが重要となる。避難所では灯油ストーブや生活燃料を備蓄し、暖房ができる環境を整えることが推奨される。

ペットの飼養場所は、可能な限り屋内が望ましく、風雪などを避けられることが必要である。特に室内飼いのペットは寒さに弱いため、体温低下に注意が必要である。また、鳥類や爬虫類などを避難所で扱う場合には特に温度管理は重要となる。電源等が使えない場合に備え、ケージ全体を覆うタオルやペット用毛布、使い捨てカイロの使用など応急的な保温対策も検討する。

### ■ 避難行動を取ることが難しい地域

島嶼部や山間部などの一部の地域では、災害等の発生時に一般的な避難行動を取ること

が難しい場合もある。こういった地域でペットを飼養する際には、いざという時の避難行動や避難場所等について、飼い主自らが事前に考え、把握しておくことが非常に重要である。ペットをケージでの移動等に慣らしておくことや、長期間を想定した飼養物資の備蓄などが飼い主の責務として求められることになる。

また、このような地域に限らず、災害等の状況によっては行政機関の指示によって人命優先での避難行動をとらざるを得ない場面に直面することも想定され得る。新たにペットを迎える際には、ペットと同行避難をしたくても難しい事態が生じる恐れがあり得るということも飼い主の心構えとして認識しておくことが求められる。

#### コラム：なぜ、同行避難が必要なのか？

災害時には人命が最優先である。そのうえで、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主の迅速かつ適切な避難や、飼い主の心のケアの観点からも重要である。このことは、平成7年の阪神淡路大震災の活動報告書「兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録（兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録編集委員会編.1996）」でも述べられている。また、平成12年の三宅島噴火被害や平成23年の東日本大震災では、放浪状態のままに放置されて野犬化した犬が住民に危害をもたらす恐れや、不妊・去勢手術がされないまま放浪状態となった犬や猫が繁殖し、在来の生態系や野生生物に影響を与えるなどの恐れが生じたため、被災地に人員を派遣して、保護や繁殖制限措置を取らなければならない事態となった。

こうした事後の問題を軽減するためにも、災害時のペットとの同行避難を推進することは必要である。

まず、当然のこととして、飼い主とペットが安全に避難するには、飼い主自身の安全の確保が大前提であり、その上でペットの同行避難が推奨される。しかし、東日本大震災では、いったん避難した飼い主がペットを避難させるために自宅に戻り、津波に巻き込まれたケースや、発災が平日の昼間だったことから、飼い主が自宅にいなかったため、同行避難できないといったケースもあった。このように、災害が起こった時に飼い主がペットと一緒にいるとは限らないことや、人命を優先させるためにやむを得ずペットを自宅に残して避難せざるを得ない状況もあること、また、不測の事態によりペットとはぐれてしまうケースなどがあることも想定・覚悟しておく必要がある。

こうした状況を踏まえた時、飼い主責任による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、自治体等が飼い主の支援体制や、放浪動物の保護体制を整備することは、ペット飼養者だけではなく、被災者全体が安心して安全に避難するためにも重要である。

## 総説 4 災害時のペット対策に係る法制度等の整備状況

行政機関による災害時対応の基本となるのは、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）である。政府は、「防災基本計画」を定め、その基本計画に基づいて、各省庁等において所掌分野別の「防災業務計画」を策定する他、都道府県や市区町村は「地域防災計画」を策定する。災害対策基本法では「都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。」と定められている。

平成 26 年 1 月の「防災基本計画」の修正において、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養等に関する事項が追加された。また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を踏まえて、平成 28 年 8 月、環境省の「防災業務計画」においても、災害時のペット対策に関する記述が強化され、自治体の「地域防災計画」の作成の基準となる事項に、次の 2 項が追加されるとともに、「地域防災計画」の策定にあたっては、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（改訂後は、本ガイドライン）」を参照することも追記された。

- 1) 災害予防：飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、救護活動の方法及び関係機関との協力体制の確立等に関する事項（現地動物対策本部の設置に関する事項を含む）
- 2) 災害応急対策：被災した家庭動物の同行避難の把握などの情報収集、被災した家庭動物の保護収容、避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物由来感染症上必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分の方法等に関する事項

さらに、令和 6 年能登半島地震の震災対応を踏まえて、令和 6 年 6 月に修正された「防災基本計画」において、家庭動物に関することで多くの項目が追記された。市町村が行う努力義務として、「指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等を把握すること」や「飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応」、「などが新たに追記された。

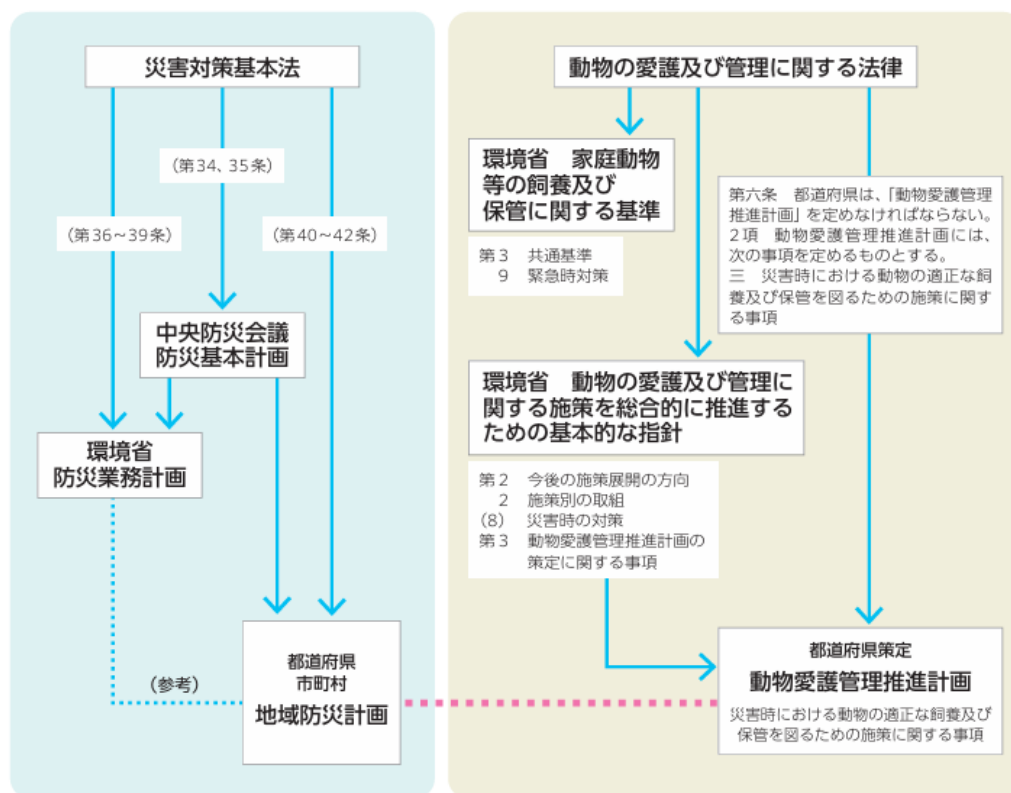
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）（以下、「動物愛護管理法」という。）では、平成 24 年 9 月の法改正により、法第 6 条に基づき都道府県が策定する「動物愛護管理推進計画」に定める事項として災害時対策が追加されるとともに、第 38 条の動物愛護推進員の役割には、「災害時に、国または都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等の協力に関する施策に必要な協力をする」と追加された。

また、改正法を踏まえて、平成 25 年 8 月に改訂された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」では災害時に講ずべき施策として以下が記載されている。

- 動物愛護管理推進計画に加えて、地域防災計画においても動物の取扱い等に関する位置づけを明確化すること等を通じて、所有者（飼い主）責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ること。また、関係省庁は、その体制の整備に向けた調整を図ること。
- 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。
- 災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進すること。

現在、各自治体において、国の「防災基本計画」を踏まえ、環境省等の「防災業務計画」や「動物愛護管理基本指針」、「人とペットの災害対策ガイドライン」等を参考として、「地域防災計画」が修正され、各地域の実情に応じた、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養等に関する事項が盛り込まれている。

### 現行の防災対応に係る体系図



## 総説5 平常時と災害時におけるそれぞれの役割

### 1. 国の役割

国は、都道府県等の動物愛護管理担当部署や現地動物対策本部等、ペット災害支援協議会、その他関係機関・団体と連絡・調整し、被災地での人とペットの災害対策を支援する。

#### ◆ 国が行う活動内容の例

##### 平常時

- ・ ペットの適正な飼養や同行避難・同伴避難・分散避難など、災害時の対策に関する飼い主への普及啓発
- ・ 自治体への災害対策や過去の事例に関する情報の提供、災害対策の支援
- ・ 災害対策に関する関係機関等との連絡調整

##### 災害時

- ・ 国（環境省）は、ペットの管理（避難所におけるペットのためのスペースの確保、応急仮設住宅におけるペットの受入れ、被災した家庭動物の保護、危険動物（特定動物、特定外来生物、特定犬種など）の逸走対策、人獣共通感染症の予防等）などについて、被災地の都道府県等と連絡調整し、被災状況や被災動物支援活動の状況などに関する情報を収集して提供
- ・ 必要な際の災害現地への職員の派遣と各種支援活動の実施
- ・ ペット災害支援協議会との連絡調整
- ・ 関係機関等との災害に関する連絡調整、支援の要請や調整など

## 2. 自治体の役割

災害が発生した際に自治体は自主防災組織や関係機関と連携して、同行避難の推進、避難所等での必要な飼育支援（同伴避難の環境整備）、放浪動物の保護や負傷動物等を救護するなど様々な役割を担う。自治体によるこれらの活動は、被災した飼い主への支援という観点から重要であり、ひいては、ペットを飼養しない被災者を含む全被災者への総合的な災害対策としても重要である。

自治体は発災時に、飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や、適正な飼養管理ができるように、平常時から、飼い主に対してペットの飼養・管理方法を普及啓発する。また、被災動物の支援活動が必要な場合に備え、各行政機関や関係団体と連携して円滑な支援活動が協働できるように、地方獣医師会や民間団体、企業等と災害時の協定を締結しておく。さらに現地動物対策本部等の設置に向けた連携の準備や、災害の発生直後に、自治体による動物保護活動の開始が困難な場合の体制も検討し、自治体間で協力して、広域で対応する体制の整備も検討しておくことが望ましい。

なお、動物愛護管理法に基づく動物愛護推進員の活動として、災害時におけるペットの避難や保護等に関する協力が規定されていることを踏まえ、動物愛護推進員との災害時の協力体制も構築する。

### (1) 都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）

都道府県等は、各自治体が策定した災害に関する計画や、次に掲げる項目などを参考に必要な対策を検討しておく。

#### ◆ 都道府県等が行う対策の例

##### 平常時

- ・ ペットの適正な飼養や、同行避難・同伴避難・分散避難など災害時の対応に関する飼い主への普及啓発
- ・ 避難所でのペットの受入れ等に関する情報の住民への周知
- ・ ペットとの同行避難も含めた避難訓練
- ・ 災害時のペット対策に関する連携体制の整備（災害協定、現地動物対策本部の体制、人材育成）
- ・ 市町村への、ペット適正飼養やペット同行避難も含めた避難訓練、避難所のペット飼養環境整備に係る助言
- ・ 関係機関や団体、動物愛護推進員、地域防災組織、他の自治体との災害時の被災動物支援活動に関する連携体制の整備に係る調整
- ・ 避難所や応急仮設住宅等でのペットの受入れ対策を都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理部局が、関係市区町村等と調整
- ・ 動物収容施設を設置するための候補地の検討
- ・ 災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成
- ・ 必要物資の備蓄と更新

- ・ 動物由来感染症対策

#### 災害時

- ・ 危険動物の逸走などに係る対応（特定動物飼養施設の破損、特定動物の逸走状況などの確認、逸走時の対応など）
- ・ 放浪動物や負傷動物の保護収容、返還や譲渡活動
- ・ 被災者と被災動物についての情報収集
- ・ 関係部局、国、他の自治体、地方獣医師会やペット災害支援協議会等との連絡調整やこれらへの支援要請
- ・ 避難所等におけるペットとの同行避難に関し、都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理部局が実態調査
- ・ 応急仮設住宅等におけるペット飼育の実態調査
- ・ 災害公営住宅におけるペット飼育の実態調査
- ・ 被災地市区町村への、ペットとの避難や保護に係る指導と助言、支援
- ・ 同行避難したペットや放浪動物などに関する相談窓口の設置
- ・ 動物愛護推進員への協力の要請
- ・ 避難所等での獣医療支援に関する地方獣医会との調整
- ・ 現地動物対策本部等の設置の検討
- ・ 被災住民への被災動物支援活動に関する情報の提供、適正な飼養の指導
- ・ 避難に関わる情報の収集、適正な飼養の指導、支援
- ・ 動物由来感染症の防疫と予防
- ・ 支援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整と受け取り
- ・ 応急仮設住宅や災害公営住宅におけるペット飼養に関し、都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理部局が実態調査

## （２）市区町村（指定都市、中核市を除く）

市区町村は、各自治体が策定した災害に関する計画や、都道府県等や現地動物対策本部等からの要請に応じ、次の事項の実施を検討する。検討にあたっては、必要に応じペットに関する専門的な知識を有する都道府県の動物愛護管理部局に相談することが望ましい。

### ◆ 市区町村（災害時動物担当）が行う対策の例

#### 平常時

- ・ ペットの適正な飼養や、や同行避難・同伴避難・分散避難など災害時の対策に関する飼い主への普及啓発
- ・ 避難所や応急仮設住宅へのペットの受入れと飼養に係る検討と調整
- ・ 避難所でのペットの受入れ体制と飼養に関するルール等に関する情報の住民への周知
- ・ ペットとの同行避難も含めた避難訓練

#### 災害時

- ・ ペット同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援
- ・ 避難所等へのペットと同行避難者の受入れ
- ・ 指定避難所や応急仮設住宅、災害公営住宅でのペットの飼養状況などに関する都道府県等への情報提供
- ・ 避難所や応急仮設住宅、災害公営住宅でのペットの適正な飼養に係る指導と支援
- ・ 都道府県や現地動物対策本部等が行う被災動物支援活動の要請と連携協力
- ・ 被災住民などへの被災動物支援活動に関する情報の提供
- ・ 応急仮設住宅や災害公営住宅におけるペット飼養環境の整備

### 3. 獣医師会の役割

#### (1) 日本獣医師会

(公社)日本獣医師会は、災害時における現地動物対策本部等への支援や被災地への獣医師の派遣等を通じて、人とペットの災害対策に重要な役割を果たしてきた。令和8年2月には災害対策基本法に基づき、防災行政上重要な役割を有するものとして「指定公共機関」に指定されたことを受け、災害時における被災動物対策及び飼い主支援、公衆衛生対策、被災地の獣医療支援などにおいて、国と連携した組織的な対応を担うこととしている。

#### ◆日本獣医師会が行う主な支援と協力の例

##### 平常時

- ・ 災害対策のあり方検討と啓発
- ・ 災害対応獣医師の養成
- ・ 飼い主への普及啓発
- ・ 災害対策訓練の実施

##### 災害時

- ・ 現地動物対策本部 事務局への支援
- ・ 現地動物対策本部 被災者・被災動物への支援

#### 1) 平常時

##### ■ 災害対策のあり方検討と啓発

過去に対応した活動内容を整理分析し、日本獣医師会及び地方獣医師会が平常時に備えておくべきことや、発災時の効果的な活動方法について検討するとともに、地方会に啓発していく。(日本獣医師会危機管理室)

##### ■ 災害対応獣医師の養成

災害発生時に、被災動物及びその飼い主への獣医療支援を行うとともに、被災地・避難所での公衆衛生対策等の助言・指導を行い、衛生環境の悪化や動物に起因するトラブルを未然に防ぐことができる獣医師を養成する。

##### ■ 飼い主への普及啓発

愛玩動物の飼い主に対して、ペットの災害への備えに関する啓発を行うことで、飼い主自身の防災意識を高め、結果、地域の防災力を向上させることを視野に普及啓発活動を行う。(動物愛護週間中央行事・東京都総合防災訓練)

##### ■ 災害対策訓練の実施

年に1回、全国の獣医師会の防災担当者による、机上訓練を行う。

## 2) 災害時

### ■ 現地動物対策本部 事務局への支援

- ・被災地動物対策本部の立ち上げ支援
- ・対策本部の活動を補助する人員・獣医師の派遣
- ・地方獣医師会事務局機能の代替（支援受付窓口の一本化等）
- ・被災飼い主向け広報物の印刷等
- ・支援事業で使用する様式・要領等の提供
- ・過去の災害対応実績等による参考情報提供
- ・関係機関等との連携による物資・資材確保と配送の手配

### ■ 現地動物対策本部 被災者・被災動物への支援

- ・情報の収集・伝達
- ・避難に関する飼い主への助言
- ・避難所等（在宅避難を含む）での飼養衛生管理等の助言
- ・放浪動物の保護収容やペットの一時預かりに関する支援
- ・被災動物の飼い主への経済支援
- ・動物由来感染症の予防等に係る動物の管理対策への協力
- ・被災地での衛生対策への助言

## (2) 地方獣医師会

地方獣医師会は、自治体や関係団体と連携し、(公社)日本獣医師会が作成した「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」を参考に各地方獣医師会が作成する災害対策に関する計画やマニュアルなどに沿って協力や支援をする。

大規模災害の場合には、自治体が人の救護などに忙殺され、ペットへの対応などがない場合があるため、地方獣医師会が現地動物対策本部等の構成団体の場合には、積極的に対策本部の設置に努めることが望ましく、本部の設置後は構成団体として被災動物支援活動等を行う。また地方獣医師会は、避難所などにおけるペットの治療、健康管理に関する飼い主からの相談対応など、被災地での獣医療等に関わる支援を担う。

なお獣医師自らが被災して十分な支援が行えない場合も想定し、平常時から、近隣の地方獣医師会と災害時の連携などについて、検討しておくことが望まれる。

### ◆ 地方獣医師会が行う活動内容の例

#### 平常時

- ・ 災害に備えたペットの健康管理などに関する飼い主への啓発

- 動物由来感染症対策
- ペットの同行避難も含めた避難訓練への協力
- 協力が可能な動物病院や獣医師のデータベースの作成
- 自治体や近隣地方獣医師会との災害時の協定に係る調整

#### 災害時

- 都道府県等が実施する被災動物支援活動への協力
- 動物由来感染症の防疫と予防
- 現地動物対策本部等を設置した際に、本部構成団体として自治体と連携して被災動物支援活動を実施
- 避難所などへの獣医師の派遣と同行避難したペットの健康管理、公衆衛生対策に係る支援
- 飼養困難なペットの一時預かりや譲渡の支援
- 負傷動物などの治療や保管
- 近隣地方獣医師会への支援要請（人材派遣、一時預かり、譲渡など）

#### 4. 民間団体・民間企業等の役割

##### (1) ペット災害支援協議会

ペット災害支援協議会は、令和元年12月に解散した一般財団法人ペット災害対策推進協会に代わり、被災地動物対策本部からの依頼に基づき、ペットの飼養に必要な物資を支援するボランティア組織である。一般社団法人ペットフード協会、一般社団法人日本ペット用品工業会、一般社団法人日本ペットサロン協会、一般社団法人全国ペットフード・用品卸商協会の4つの業界団体から構成されている。

あくまでもボランティアとしての活動であり、物資の支援期間は、被災地動物対策本部が寄附金で必要物資を購入できるまでの間（概ね1か月）である。必ずしも希望する物資を提供できるわけではなく、災害時は交通網の復旧状況にも左右されるため、物資の到着まで2、3週間程度かかる場合もある。なお、処方に獣医師の指導が必要となる療法食や国内で生産されていないケージについては、基本的には支援の対象外である。このほか、避難所への巡回グルーミングのサービスなども実施している。

平常時にはイベント等での一般飼い主向けのペット防災等の啓発や、自治体との連携の構築や拡大なども行っている。

##### ◆ ペット災害支援協議会が行う主な支援と協力の例

###### 平常時

- ・ 一般飼い主向けの普及啓発
- ・ 業界内での情報共有と普及啓発
- ・ 自治体等との連携構築

###### 災害時

- ・ 被災地動物対策本部（自治体、地方獣医師会等）への物資提供（無償提供）
- ・ 被災地動物対策本部（自治体、地方獣医師会等）への物資提供（有償提供）
- ・ 支援物資の輸送
- ・ 被災したペットのトリミング等サービスの提供

##### コラム：令和6年能登半島地震におけるペット災害支援協議会の支援活動の支援活動

###### (ア) 人的支援

- ・ 輪島市及び志賀町において、避難所のペット飼養施設利用者及び地域のペット同居避難者を対象に、ペットのケアグルーミング（シャンプー、コーミング、カット等）を実施
- ・ 志賀町および珠洲市に設置したトレーラーハウスの内装整備作業

###### (イ) 支援物資の調達・提供

- ・ 環境省や（公社）日本獣医師会等の関係団体からの支援要求による必要物資の支援
- <支援内容>

- ・ケージや衛生用品等 計 85 品目のペット用品
- ・巡回カーによる災害支援協議会提供物資の 38 品目のペット用品の配付
- ・ペットフードを 6 トン提供

## (2) 民間団体

民間団体とは、動物愛護団体をはじめとした動物に関連した民間の団体のことである。これらの民間団体は、平常時から所在地の自治体等と協力関係を築き、災害時に自治体等が必要とする支援や協力をすることが望ましい。そのために、発災時に自治体等と協働して行う活動のルールなどをあらかじめ定めておくことが有効である。

現地動物対策本部等の構成団体になっている場合などは、自治体や地方獣医師会等の要請のもとで、上記に掲げた支援や協力を検討する。

### ◆ 民間団体が行う支援や協力の例

#### 平常時

- ・ 災害に備えたペットの適正な飼養などについての、飼い主への普及啓発への協力
- ・ ペットの同行避難も含めた避難訓練への協力
- ・ ペット災害支援協議会などの他の民間団体との協力関係の構築

#### 災害時

- ・ 支援物資の配布協力
- ・ ペットの一時保管先や避難所、応急仮設住宅でのペットの飼養管理の支援
- ・ 所有権が放棄されたペットの新しい飼い主探しへの協力
- ・ ボランティアの管理などへの協力
- ・ その他、自治体等が必要とする支援への協力

### コラム：愛玩動物看護師の役割

令和元年6月に施行された愛玩動物看護師法により、国家資格となった「愛玩動物看護師」。この資格を持つ者は、農林水産大臣及び環境大臣の免許の交付を受けて、愛玩動物\*の診療の補助、愛玩動物の世話や看護、愛玩動物の愛護や適正な飼養に関する助言その他支援の業務を担う。愛玩動物看護師のカリキュラムには災害時の危機管理の在り方等が含まれており、避難所や応急仮設住宅、一時預かり施設等でのペットの飼養環境等に対して、助言や支援を担う役割が期待されている。

※愛玩動物：犬、猫 その他政令で定める動物<オウム科、カエデチョウ科、アトリ科>

### コラム：令和6年能登半島地震における民間団体の活動の例

#### ■ 日本レスキュー協会の被災動物対応活動

##### (ア) 人的支援

- ・ 避難所・在宅・車中泊・応急仮設住宅・ペット支援拠点にいるペット飼養世帯に対し、ペットに関する困りごと調査及びしつけ対応を実施

##### (イ) 支援物資の調達・提供

- ・ペット用品の提供（フード、おやつ、トイレ用品、ケージ類など）

■ ピースウィンズ・ジャパンの被災動物対応活動

（ア）人的支援

- ・「わんにゃんデイケアハウス珠洲」利用者に対して、また珠洲市のペットを飼われている方全員に対して、トリミング支援を行う際、車の運転ができない高齢者の方に対して、送迎を実施
- ・ペットと同伴で避難できる避難所を開設

（イ）支援物資の調達・提供

- ・全避難所を回って物資支援を実施（発災後約2か月間）
- ・珠洲市において、飯田公民館に避難所を開設し、ケージ、ペットフード、トイレシートなどの物資支援を実施

### (3) 民間企業等

民間企業とは、主に動物取扱業者やペット用品販売業者、ペット用医薬品販売業者やその他、ペット産業に関連した業界団体等である。民間企業は、自治体等が平常時から検討するペット用品などの備蓄や人材派遣に協力することが望ましい。

また、自治体や地方獣医師会、現地動物対策本部等が必要とする獣医師や愛玩動物看護師、ドッグトレーナー、トリマーなど、動物の専門的知識や技術を有する人材派遣への協力や、必要な支援物資の供給などを平常時から検討しておくことが望ましい。

#### ◆ 民間企業が行う主な支援と協力の例

##### 平常時

- ・ ペット用品などの災害支援準備（備蓄など）
- ・ 地元自治体や地方獣医師会等との連携と協力
- ・ 災害の発生に備えた動物取扱業者同士の連携や協力体制づくり

##### 災害時

- ・ ペット用品などの提供
- ・ 専門的な人材の派遣や機材、車両などの提供による技術や動物輸送の支援
- ・ 被災した動物取扱業者等が管理する動物の移動や保管などへの協力と互助

## 5. 現地動物対策本部等の役割

現地動物対策本部等は、自治体や地方獣医師会、民間団体などで構成された災害時に被災地で緊急対応として被災動物支援活動を担う組織だが、平常時から体制を整備して、災害発生時の本部の設置のタイミングや活動の在り方を関係機関や団体の間であらかじめ定めておくことで、発災直後に迅速な活動が開始でき、円滑な被災者支援に結びつけることができる。

発災時に、自治体や地方獣医師会等は現地動物対策本部等の設置の必要性を判断し（平常時に現地動物対策本部等の設置のタイミングが合意されている場合はその合意のタイミングによる。）、本部を設置する場合は構成団体や機関と調整して、飼い主支援や被災動物支援活動などをするために、次の各項目に係る活動を行う。

### ◆ 現地動物対策本部等が行う活動内容の例

#### 平常時

- ・ 現地動物対策本部等の組織体制の検討（本部長などの役職や活動での役割分担など）
- ・ 設置要綱や活動規定等の準備（本部設置のタイミングや活動内容など）
- ・ 支援金の受入れ口座等の準備
- ・ 構成団体間の連絡体制の整備

#### 災害時

- ・ 情報収集と関係機関への連絡、広報活動（ペット災害支援協議会への支援要請と調整を含む）
- ・ 物資の調達と配布
- ・ ボランティアの確保・配置・管理
- ・ 支援金の募集と活用
- ・ 避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れに関わる市区町村への要請
- ・ 避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養・管理の支援
- ・ 相談窓口の設置
- ・ 飼い主や被災動物に対する支援内容の周知
- ・ 保護が必要な動物への対応
- ・ 動物保護施設の設置や運営
- ・ 被災動物の治療や一時預かり、譲渡などに係る、動物病院への協力要請
- ・ 人材や物資、活動資金、技術支援、情報提供の要請

## 6. 飼い主の役割

発災時にペットを守るのはその飼い主であることから、ペットを守るためには、まずは飼い主の安全確保が前提となる。飼い主がペットの防災を考えることは、ペットだけではなく飼い主自身の災害対策を考えることに他ならない。飼い主が自らの安全を確保できるように備えることで、災害時にもペットを適切に飼養することが可能になる。

自治体や現地動物対策本部等による災害時のペット対策での支援は、しつけや健康管理など、平常時に飼い主が十分な飼養管理の責任を果たしていることが前提となっている。災害の発生時に避難所などに避難するような場合には、動物由来感染症等が他の避難者やペットに感染しないようにすると共に、各避難拠点が定めたペット管理のルールを遵守する必要がある。そのために健康面やしつけを含めた、ペットの平常時からの適正な飼養が、最も有効な災害対策になる。また、多数のペットを飼養する時は、同行避難することが可能な頭数か否かについても、十分に検討しておく必要がある。

飼い主の役割とは、ペットを飼うという権利に付随して果たさねばならない義務を常に意識し、災害に対する「十分な備え」をするとともに、常に飼養者の責任を果たす「心構え」をもつことである。

#### ◆ 飼い主が行うべき対策の例

##### 平常時

- ・ 住まいや飼養場所の防災対策
- ・ ペットのしつけと健康管理
- ・ 不妊・去勢の措置
- ・ ペットの行方不明に備えた対策（マイクロチップ、鑑札、迷子札などによる所有者明示、マイクロチップにおいては飼い主の情報の登録及び更新）
- ・ ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- ・ 避難所や避難ルートの確認などの準備
- ・ 避難所以外の避難先やペットの預け先の確保
- ・ 飼い主同士の共助のためのコミュニケーションと良好な関係の構築
- ・ 地域コミュニティとの良好な関係の構築
- ・ 避難訓練への参加と家族単位の避難訓練（シミュレーション）の実施
- ・ 携行できるペット情報のまとめ（治療記録、ワクチン接種歴など）

##### 災害時

- ・ 人とペットの安全確保
- ・ 避難が必要な際のペットとの同行避難
- ・ 避難所や応急仮設住宅等におけるペットの適正飼養（飼養マナーの遵守と衛生管理、ペットの健康と安全の確保など）

<扉>

【本 編】

## ■ 【本編 1 — 1】 一般飼い主への普及啓発

災害が発生した際、ペットの安全は飼い主自らが守る「自助」が基本となる。また、自治体等による災害時のペット対策での支援は、平常時に飼い主が、しつけや健康管理などで十分な飼養責任を果たしていることが前提となっている。そのために自治体等は、平常時から飼い主に対し、災害に対する備えとしてのペットの適正な飼養の必要性や災害発生時の対応について普及啓発しておく必要がある。飼い主に普及啓発すべき事項として、「1. 平常時の備え」、「2. 災害発生時の行動」を以下に示した。

### 1. 平常時の備え

#### (1) 防災対策

##### <実施項目>

##### ◎住まいの防災対策

- ・家屋の耐震強度の確認や補強、ガラスの飛散防止
- ・家具や飼育ケージの固定、転倒防止、落下防止
- ・屋外飼養の場合は、飼養場所の安全確認（外塀やガラス窓の近くを避ける）
- ・ケージ、クレートなどペットの避難場所（隠れ場所）の確保

##### <解説>

災害時にペットを守るためには、まず飼い主が無事であることが前提となる。地震対策であれば、住まいの耐震強度の確認や補強、ガラスの飛散防止、家具の固定など、まずは飼い主の身の安全のために備える必要がある。その上で、室内飼養でペットの飼育ケージを置く場所を決める際には、固定した家具のそばに配置したり、重量のある物がサークル内に落ちこまないような配慮をしたりすることがペットの安全の確保につながる。

室内で放し飼いに行っている場合、十分な耐震性を備えた建物であれば、ペットが逃げ込める場所として、地震対策を講じた一室や、押入れ用家具を固定・補強した押入れの下段のスペース、柱の多いトイレのドアを開けて固定するなどし、自宅内で比較的に安全性が高い場所をあらかじめ用意することが、安全の確保につながる。

犬を屋外で飼養している場合は、飼養場所の周囲にブロック塀やガラス窓、倒れやすい建物など、破損や倒壊のおそれのあるものがないか、土砂崩れの危険性はないかなどを確認しておく。また、逸走防止のために、首輪や鎖が外れたり切れたりして逃げ出すおそれがないかを確認する。

雨による増水被害が度々生じる地域では、ハザードマップにより想定される被害を確認しておき、増水被害が予想される場合には、天気予報に注意し、あらかじめ飼養場所を移動させたり、増水した際にも難を逃れられるように係留方法を工夫し、飛び上がれる場所を用意するなどの対策を講じておく。

## (2) ペットのしつけと健康管理

### <実施項目>

#### 犬の場合

- ・ 「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけを行う。
- ・ ケージなどの中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- ・ 不必要に吠えないようにしつける。
- ・ 人や他の動物を怖がったり攻撃的にならないように慣らしておく。
- ・ 決められた場所や合図で排泄ができるようにする。
- ・ 狂犬病予防接種に加え各種ワクチンを接種する。
- ・ 犬フィラリアやノミダニなどの寄生虫の予防、駆除を行う。
- ・ シャンプーやトリミングにより身体を清潔に保つ。
- ・ 不妊・去勢を行う。

#### 猫の場合

- ・ ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- ・ 人やほかの動物を怖がらないように慣らしておく。
- ・ 決められた場所で排泄ができるようにする。
- ・ 各種ワクチン接種を行う。
- ・ 寄生虫の予防、駆除を行う。
- ・ 不妊・去勢を行う。

### <解説>

発災時に飼い主がペットを連れて避難しようとしても、ペットがパニックになり、いつもと違う行動を取る可能性がある。こうした状況下で、人とペットがすみやかに避難するためには、普段からキャリーバッグなどに入ることを嫌がらないことや、犬の場合は、「待て」、「おいで」などのしつけをしておく必要がある。

避難所でのペットの飼養においては、人や他の動物を怖がったり、むやみに吠えたりしないこと、ケージやキャリーバッグに慣れていること、決められた場所で排泄ができることなどが必要になる。社会化やしつけは、他人への迷惑となる行動を防止するとともに、ペット自身のストレスも軽減することにつながる。

避難所や動物保護施設では、ペットが体調を崩し、下痢や嘔吐、食欲不振などのストレス兆候を示すことが報告されている。また、他の動物との接触が多くなることから、感染リス

クも高くなる。普段からペットの健康管理に注意し、予防接種やノミなどの外部寄生虫を駆除するとともに、トリミングなどを行いペットの健康と衛生を確保する。

さらに、逸走時の繁殖を防止するために、不妊・去勢手術を実施しておく。不妊・去勢には、性的ストレスの軽減、感染症の予防、無駄吠えなどの問題行動の抑制などの効果もある。

### (3) ペットの所有者明示（マイクロチップ等による所有者明示）

#### <実施項目>

- ・ 首輪等への迷子札の装着
- ・ マイクロチップの装着の検討（未装着個体）
- ・ 環境省のデータベースへの飼い主等の情報の登録及び更新（マイクロチップ装着済個体）
- ・ 首輪等への鑑札の装着（犬の場合の義務）
- ・ 狂犬病予防注射済票の装着（犬の場合の義務）

#### <解説>

ペットが逃げ出さないように日頃から十分な対策を講じておくことが前提だが、災害発生時には、ペットと離れ離れになってしまう場合もあるため、ペットが保護された際に飼い主の元に戻るように、所有者明示をしておく必要がある。外から見えて誰でもすぐにわかる迷子札などをつけるとともに、脱落のおそれがなく、確実な証明となるマイクロチップを装着し、環境省のデータベースに飼い主等の情報の登録及び更新を行っておくことで万一はぐれた際の返還の可能性を高めることができる。

なお、犬の場合は狂犬病予防法に基づき、鑑札（自治体が発行する登録の証明）と狂犬病予防注射済票を飼い犬に装着する義務がある。但し、自治体によっては特例制度により犬の飼い主が環境省のデータベースに飼い主等の情報を登録することで、狂犬病予防法に基づく登録の申請があったものとみなされ、マイクロチップが鑑札とみなされるため、鑑札の交付を受ける必要がない場合もある。

#### コラム：マイクロチップについて

- 迷い犬猫の返還や適正飼養の推進を目的に、動物愛護管理法の改正において、2022年6月からブリーダーやペットショップなどで販売される犬と猫について、マイクロチップの装着と国（環境大臣）への登録が義務付けられた。登録された情報は環境省のデータベースで一元管理されている。
- マイクロチップは、直径 1.4mm、長さ 8.2mm 程度の円筒型で、犬や猫では首の後ろ（背部肩甲骨間の尾側寄り、正中線よりやや左寄り）の皮下に専用注射器で埋め込むのが一般的。一度装着すれば、首輪や迷子札のように外れて落ちたりする心配が少なく、より確実な身元証明になる。
- マイクロチップには 15 桁の数字（個体識別番号）が記録されており、マイクロチップリーダー（読取器）をあてると、その数字が表示される。この番号と環境省のデータベースに登録されている飼い主等の情報を照合することで、逸走して保護された際にも、飼い主の元に戻る可能性が高くなる。

- マイクロチップが装着、登録された犬や猫を家族に迎えたら、必ず飼い主は環境省のデータベースで変更登録の申請を行い、飼い主を変更し、住所や電話番号などの飼い主の情報を入力しておく必要がある。転居などの理由で登録されている情報に変更が生じた場合も、登録事項の変更の届出を行い、住所や連絡先を常に正しい情報にアップデートしておく必要がある。
- 避難が長期化し、住所等の変更が生じる可能性を考慮し、避難の際にはマイクロチップの登録証明書を持っていくかスマートフォン等に保存しておくこと。

## オンラインでマイクロチップ情報を登録しましょう

動物愛護管理法により、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられています。  
 (重要)狂犬病予防法に基づく犬への狂犬病の予防注射やお知らせハガキに関するお問い合わせが増えています。  
 コールセンターでは回答できませんので、お住まいの市町村の窓口へお問い合わせください。

犬や猫の飼い主の方

ペットとして犬や猫を飼っている方

動物取扱業関連の方

第一種・第二種動物取扱業の方



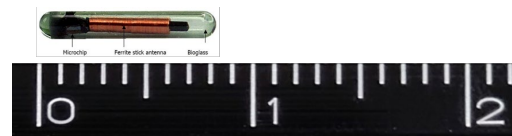
環境省のデータベース（犬と猫のマイクロチップ情報登録システム）



URL : <https://reg.mc.env.go.jp/>



マイクロチップリーダー



マイクロチップ

#### (4) ペット用の避難用品や備蓄品の確保

##### <実施項目>

- ・ ペットの避難用品の準備
- ・ 備蓄品の確保

##### <解説>

在宅（自宅）避難や避難先においてもペットの飼養に必要なものは、飼い主が用意しておく必要がある。避難指示などが出た場合に安全に避難場所まで避難できるように、リードやキャリーケースなどの移動に必要な用品を準備しておく。加えて、ライフラインの被害や避難生活に備え、ペットの飼養に必要な物資を備蓄し、必要な場合には持ち出せるようにしておく。指定避難所などにペット用の支援物資が届くまでには時間がかかることがあるため、少なくとも5日分（できれば7日分以上）は持ち出し用品として用意しておくことよい。特に、療法食などの特別食を必要としているペットの場合は、さらに長期間分の用意が必要である。

また、支援物資は普段使用しているペットフードと同じ物が手に入るとは限らないため、ペットが好き嫌いなく支援物資を利用できるように日頃から備えておくことも飼い主に求められる。

備蓄品はローリングストック方式で備蓄するようにし、優先順位を付け、優先度の高いものは避難時にすぐに持ち出せるようにし、人の避難用品とともに保管する。

なお、重い物、大きな物などは避難の妨げになるため、いったん避難した後で安全を確認してから持ち出せるように、屋外倉庫や駐車場など、保管場所を工夫する。

#### コラム：避難に必要な避難用品と避難先でのペット飼養用品の優先順位

##### ① 避難用品

##### 犬の場合

- ・ 首輪とリード（逸走対策として小型犬などはリードを付けた上でキャリーケースに入れる）
- ・ クレートやケージ（できればハードタイプで扉のついたもの）
- ・ 犬用靴下やバンテージ（大型犬を徒歩で避難させる場合、瓦礫などによる怪我を防止する）

##### 猫の場合

- ・ キャリーケースやケージ（経年劣化によりプラスチック製の組み立て式キャリーケースが分解したり、扉が開いたりしないように、ガムテープなどで周囲を固定するとよい）

## ② 避難先でのペット飼養用品の優先順位

### 優先順位 1 動物の健康や命に係わるもの

- ・ 療法食、薬（治療中の場合）
- ・ ペットフード、水（少なくとも5日分 [できれば7日分以上]）
- ・ キャリーケースやケージ（猫や小動物には避難時に欠かせないアイテム）
- ・ 予備の首輪、リード（伸びないもの）
- ・ ペットシート
- ・ 排泄物の処理用具トイレ用品（猫の場合は使い慣れた猫砂、または使用済猫砂の一部）
- ・ 食器（フードと水用）

### 優先順位 2 情報

- ・ 飼い主の連絡先と、ペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預け先などの情報
- ・ ペットの写真（印刷物とともにスマートフォンなどに画像を保存することも有効）
- ・ ワクチン接種状況、既往症、投薬中の薬情報、検査結果、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報

### 優先順位 3 ペット用品

- ・ タオル、ブラシ
- ・ ウェットタオルや清浄綿（目や耳の掃除など多用途に利用可能）
- ・ ビニール袋（排泄物の処理など他用途に利用可能）
- ・ お気に入りのおもちゃなど匂いがついた用品
- ・ 洗濯ネット（猫の場合は屋外診療・保護の際に有用）など
- ・ ガムテープやマジック（ケージの補修、段ボールを用いたハウス作り、動物情報の掲示、など多用途に使用可能）



犬の場合 出典：三重県動物愛護推進センター「あすまいる」



猫の場合 出典：三重県動物愛護推進センター「あすまいる」

### コラム：多頭飼育について

多くのペットを飼養する場合は、避難用品や備蓄品の数量も頭数に応じて多くなる。また、飼い主自身が同行避難できる頭数には限りがあるため、全てのペットの安全を確保することが困難になる可能性が高い。多頭飼育にはこのようなリスクがあることを飼い主は平常時から認識するとともに、災害時に備えた避難先や飼養管理の方法、避難方法についても検討すべきである。

## (5) 情報収集と避難訓練

### <実施項目>

- ・ 地域の災害危険情報やハザードマップの確認
- ・ 災害時の指定緊急避難場所や避難ルートの確認
- ・ 各種防災情報の収集方法の確認
- ・ 災害時のペット対策に関する相談窓口の確認
- ・ 避難所でのペット受入れ状況の確認

### <解説>

飼い主は、避難指示などが出た場合に備え、あらかじめ自治体の広報誌、ウェブサイトなどで住んでいる地域のハザードマップを確認し、被害想定を把握して対策を講じる。また、防災計画や災害時の指定緊急避難場所、指定避難所の所在地、避難ルート、指定避難所にペットを連れて行く際の注意事項や支援物資の受け取り場所などを確認するとともに、防災情報の収集方法についても確認しておく。

実際に家族単位でペットを連れて指定緊急避難場所へ行く訓練を行い、非常持ち出し品の準備や避難場所までの所要時間、危険な場所、複数の避難ルートなどをチェックしておくことで、より安全に避難することができる。こうした平常時からの備えや避難訓練などを行うことで、飼い主自身の防災力を向上させ、災害時にペットを守ることにつながる。

### コラム：ペット同行避難訓練について

「ペット同行避難訓練」は、必ずしも生体を伴って実施する必要はない。

室内飼養で外出の習慣がない猫などは、過重なストレスをかけて避難所に連れていくよりも、キャリーケースに猫の体重と同じ重さになるように、水を入れたペットボトルを入れて、自宅から避難所まで歩いてみることで、避難ルートや猫の重さに対する対策（キャリーケースの仕様）、その他の避難用品の搬送方法などを確認することを目的とし、飼い主単独で実施してみたり、犬の散歩を兼ねて家族単位で実施したりして、避難所の場所や待ち合わせ場所などを確認しておくことも大切である。



【ぬいぐるみを利用した例】

自治体等が主催してペット同行避難訓練を実施する場合には、実施計画を立てる際に、目的と到達目標も併せて検討しておくことで、段階的に実施することが可能となる。訓練の目的は大きく分けて以下の2つ（細かくは3つ）がある。

## 1. 動物同行避難のデモンストレーション

目的：避難訓練参加者に避難所に動物もやってくることを周知する

## 2. 同行避難のシミュレーションと実施

目的①：実際に避難してみてもわかることを確認（飼い主）

目的②：実際に受け入れてみて気づくことを確認（運営側）

1. の動物同行避難のデモンストレーションの場合の目的は、避難訓練参加者に避難所に動物もやってくることを周知することにある。したがって、避難訓練を実施する場合は、以下の3点に注意が必要となる。

- ① 最初は訓練・社会化されている犬の参加のみで実施する。犬が避難所に来ても、適正にしつけられてさえいれば、直ちに周辺に迷惑をかけることはないことを示す。
- ② あらかじめルールを決めて飼い主に周知し、犬同士がけんかしたり吠えあったりしないように、犬同士を近づけないように飼い主が犬を管理し、スムーズな進行を心がける。
- ③ 避難訓練会場内のあちこちに排泄したりしないよう、マナーベルトを装着したり、排泄を済ませて参加するなどの配慮のお願いを飼い主に周知しておく。万が一不適切な場所に排泄をした場合には、水で洗い流すなどの衛生管理を行う。

2. の動物同行のシミュレーションの場合は、飼い主と運営側がそれぞれ訓練から気づきを得ることが目標となる。

飼い主においては、ペットとともに避難所に行き、ペットがケージにスムーズに入ることができるのか、ペット飼養スペースにペットを預け、ペットをその場に残して飼い主が防災訓練に参加した際に、ペットの様子はどう変わるのか、周囲に犬や人がたくさん集まっている場所で、落ち着いて過ごせるのか、などを観察する。その様子から、避難する際にどのような物が必要なのかに気づいたり、家庭でできるしつけに取り組んだり、ペットの性質に合わせ、避難所以外への避難の方法を準備したりする。

運営側は、多数のペットが集まった時の動線の確認や、ペット同行者と非飼養者との接点を見極めたり、あるいは、ペットの飼養スペースの設置場所に問題がないか確認したりする。

このように、ペット同行避難訓練の計画を立てて実施し、想定していた目標に到達しているかを確認することで、実効性のある啓発につなげていけるようにする。

次の段階では、訓練に参加した飼い主同士が協力して、ペットの飼養管理を行い、飼養スペースが運営していけるように備えていくことが目標になる。

例えば、避難所でのペット飼養スペースの設置訓練を飼い主主体で実施することで、避難所のペット飼養の管理運営を自助、共助へと誘導する。この訓練方法は、避難所運営者や施設管理者に対し、発災直後の混乱時にペット関連に対応をするのは飼い主主体であることを示せることから、「避難所運営者や施設管理者の負担を軽減する対策である」と伝えることで、ペット受け入れへの理解を促進することにもつながる。

そのためには、分厚いマニュアルを用意するのではなく、訓練や研修を受けたことのない人でも、カードに示された指示に従って動けば、ペット飼養スペースが設置できる「スターターキット」<sup>2</sup>を用いたペット飼養スペースの設置訓練を行ったり、既存の設備とブルーシートを用いた一時保管場所を作ったりする訓練を行っておく。

訓練は飼い主のみ、あるいはぬいぐるみなどを活用して実施することができるため、初めてペットの受入れを検討する避難所においても、生体が参加しないことにより、訓練が実施しやすくなる。

このような訓練を繰り返し行っておくことにより、飼い主は自分が避難する避難所のルールや運用を知ることができるため、仮に発災時に避難所を運営する自主防災組織や施設管理者が避難所を開設する前に避難所に到達したとしても、避難所のルールに従って、飼い主同士が協力してペットの居場所を設置できる体制整備が期待できるようになる。

<sup>2</sup> p.99 「コラム：スターターキットとは」

## (6) 自分に合った避難行動を把握

### <実施項目>

飼養状況等を踏まえた同行避難先の検討と確保

### <解説>

避難生活を行っている中でのペットの飼養環境には、以下のような選択肢がある。地域や災害の状況、発災からの時間の経過によって選択可能な飼養環境が異なるため、被災者が自らの状況を踏まえて、適切な飼養環境を選択する。

なお、避難先の選択を独力で判断することが困難な場合は、一緒に避難生活を行っている家族や親戚、信頼できる知人と避難先の検討を行うことも考えられる。

#### ■避難所での飼養

避難所で飼養する場合には、ペットの飼養環境や住み分けなどについて各避難所が定めた飼養ルールに従い、飼い主が責任を持って世話をする。飼養環境の維持管理には、飼い主同士が助け合い、協力することが必要となる。

#### ■自宅での飼養

地震などの発災後、家屋倒壊等の二次災害の危険がなく、自宅の安全性が確認された場合には、在宅避難を選択して自宅でペットを飼養したり、飼い主は避難所で避難生活を送り、ペットは自宅で飼養して避難所から自宅に通って世話をする方法もある。在宅避難の場合は、避難所の生活者と比べ支援物資や情報を入手する機会が少ないため、支援物資や情報を入手するために、必要に応じて指定避難所などに行くことも必要となる。

#### ■車、テントの中での飼養

在宅避難と同様に、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所などで入手する。飼い主は、手足を伸ばして眠れる状態を作り、遮光や換気の対策をとるなど、エコノミークラス症候群や熱中症への対策と注意が必要である。ペットも熱中症になるため、ペットだけを車中やテント内に残すときは、室内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておく。長時間離れる場合には、ペットを安全な飼養場所に移動させる。また、テントの形状によっては風を受けやすく、地面との固定がしっかりできていないテントでは、強風で飛ばされて二次被害が出る可能性があるため注意が必要になる。

#### ■親戚、知人宅での飼養

自宅の安全性が確保できない場合に、避難所ではなく被災していない地域の親戚や友人などの住宅に避難し、避難先の親戚や友人の協力を得てペットを飼養する。平常時から災害時の行動等について避難先となる親戚や友人と取り決めておくことが重要となり、被災していない地域へ避難した場合には、物資の調達や飼養環境の維持管理を飼い主責任の下で行うほか、被災支援に関する情報の収集にも気を配る必要がある。

#### ■ペット可のホテル等での飼養

避難先としてペット可のホテル等を利用し、施設のルールに従ってペットを飼養する。ペ

ットの飼養環境や食事等の生活物資はある程度整っていることが予想されるが、多くの施設は有料であり、避難生活が長引くほど費用がかかることに注意が必要となる。また、発災直後は施設自体も被災している可能性があり、宿泊（避難）の予約を取ることが困難な場合も多い。

■施設などに預ける（一時預かり）

避難所での飼養が困難な場合や、飼い主の事情により飼養ができない場合には、自治体等の収容施設、動物病院、民間団体等に一時的に預ける場合もある。その際には、条件や期間、費用などを確認し、後でトラブルが生じないように、覚書などを取り交わすようにする。

## (7) 家族や地域住民との連携

### <実施項目>

- ・ 連絡方法や集合場所の確認
- ・ ペットの避難方法や役割分担の確認
- ・ 留守中の対処方法と協力体制の確認
- ・ 緊急時のペットの預け先の確保
- ・ 地域コミュニティによる共助体制の確認
- ・ 物資の持ち寄りや共同飼養などの申し合わせ

### <解説>

地域で災害対策の会合や避難訓練を行うときなどに、ペットを連れて避難する方法を、家族や地域住民の間で話し合っておくことが望ましい。

また、普段から近隣住民と良好な関係を築けるよう、コミュニケーションや飼養マナーに気を配るとともに、万が一の時にはお互いに助け合えるよう、飼い主同士や近隣住民と防災について話し合っておくことも重要である。

飼い主同士でのペットの家族会などがある場合には、地域で飼われているペットの種類や頭数などを共有しておくことが望ましい。

## (8) ペットの一時預け先の確保

### <実施項目>

- ・ 緊急時のペットの預け先の確保

### <解説>

平常時にペットの一時預け先について、指定避難所などでの飼養以外にも、親戚や友人など、複数の一時預け先を探しておくことが望ましい。

特に大型の動物や危険な動物など、専用の飼養施設が必要な動物については、避難所での受入れが困難なことから、飼い主は一時預かり先や飼養管理方法を検討・準備しておく必要がある。

## 2. 災害発生時の行動

### (1) 飼い主の安全確保・状況確認

#### <実施項目>

- ・ 飼い主自身の安全確保
- ・ 災害の状況について正確な情報の収集

#### <解説>

災害時にペットを守るのは飼い主であることから、ペットを守るためには、まずは飼い主が無事であることが必要となる。災害発生時は、まず飼い主自身が安全を確保し、自分自身の安全が確保できてから家族やペットの安全を確保する。突然の災害でペットもパニックになり、いつもと違う行動をとることがあるため、ペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意する。その際、リードをつける、ケージに入れるなどにより、ペットの安全に配慮する。特に猫の場合、どこかに隠れて出てこないケースや、窓やドアから逸走してしまうケースがあるので注意が必要である。日頃から猫の隠れ場所などを把握しておくとい。

災害の状況については、ラジオやテレビ、行政のホームページなどから正確な情報を積極的に得るように努める。また、近隣住民とコミュニケーションをとり、自宅周辺の安全確認や被災状況、避難準備等について情報共有を行うことが望ましい。

## (2) 避難の判断

### <実施項目>

- ・ 各種防災情報に基づき自宅に待機するか安全な場所に避難するかを判断

### <解説>

飼い主は、得られた情報をもとに、自宅や地域の状況を確認し、避難するか自宅に留まるかを判断する。

自宅が危険な場合や避難指示がでている場合には、飼い主の安全が確保できる範囲においてペットを連れて指定緊急避難場所や安全な場所へ避難する。避難に際しては、近隣住民と声を掛け合い、ペット飼育の有無に関わらず避難にサポートが必要な人がいないかや逃げ遅れている人がいないかを確認するとともに、迅速な避難に努める。

自宅や地域の状況が安全な状態と確認できれば、自宅に留まるという選択肢もある。

### (3) ペットとの同行避難の形

#### <実施項目>

- ・ ペットとの同行避難
- ・ 災害の種類や自身の被災状況等に応じた対応

#### <解説>

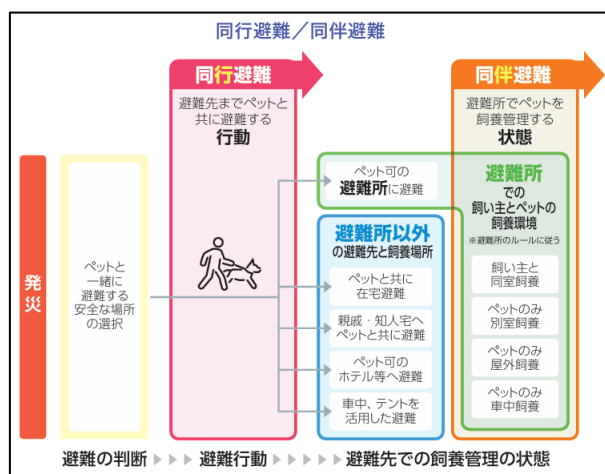
発災時に指定緊急避難場所や指定避難所などに移動する際に、飼い主はペットと一緒に同行避難する。ただし、飼い主自身の安全が確保されていることが前提となる。

発災時にペットと離れた場所にいる場合は、災害の種類や自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難指示などを考えて、ペットを避難させることが可能かどうかを飼い主自身が判断する。平常時から、留守の際のペットの避難について、家族や地域住民との協力体制を構築しておくことも重要である。

#### コラム：同行避難の考え方

過去の災害においては、ペットが飼い主と離れ離れになってしまう事例が多数発生したが、離れ離れになったペット（放浪動物）を保護するには多大な労力と時間を要するだけでなく、その間に放浪動物が負傷し、衰弱・死亡するおそれもある。また、不妊・去勢手術がされていない場合、繁殖による頭数の増加で、住民の安全や公衆衛生上の環境が悪化すること等も懸念される。このような事態を防ぐために行う同行避難は、動物愛護管理の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも、必要な措置である。さらに、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、同行避難は飼い主の心のケアの観点からも重要である。

なお、同行避難とは、避難行動を示す言葉であり、指定避難所等でペットを飼養管理する状態のことを意味するものではない。



同行避難/同伴避難

#### (4) 在宅避難

##### <実施項目>

- ・ 自宅の安全性の確認
- ・ 災害に備えたペット用品の備蓄

##### <解説>

地震などの発災後、自宅の安全性が確認され、自宅で継続して居住できると判断した場合に、避難所などではなく、自宅で避難生活を送ることを在宅避難という。避難生活の基盤が自宅にあれば、食事や入浴などの支援を避難所等で受けていたとしても在宅避難にあたる。

飼い主とペットが自宅に留まる在宅避難の場合は、避難所の生活者と比べ支援物資や情報を入手する機会が少ないため、支援物資や情報を入手するために、必要に応じて指定避難所などに行くことも必要となる。飼い主は避難所に避難し、ペットは自宅で飼養する場合は、避難所から自宅に通って世話をする方法もあるが、家屋倒壊等の二次災害の危険がある場合には、この方法を避けるように注意する。

なお、災害時に被災者が集中し、指定避難所への収容が困難になる可能性がある大都市部などでは、強固な建築物などに居住する住民に対しては、在宅避難を薦めている自治体もある。猫のように係留飼養や小さなキャリーケース内で長期間飼養することが難しく、飼養環境が変わることでストレスを感じやすいペットを飼育している場合、在宅避難はペットへの負荷は少なく済むメリットがある。

## (5) 避難中のペットの飼養環境

### <実施項目>

- ・ ペットの飼養環境の選択と確保

### <解説>

避難生活を行っている中でのペットの飼養環境には、以下のような選択肢がある。地域や災害の状況、発災からの時間の経過によって選択可能な飼養環境が異なるため、被災者が自らの状況を踏まえて、適切な飼養環境を選択する。

なお、避難先の選択を独力で判断することが困難な場合は、一緒に避難生活を行っている家族や親戚、信頼できる知人と避難先の検討を行うことも考えられる。

#### ■避難所での飼養

避難所で飼養する場合には、ペットとの同居や住み分けなどについて各避難所が定めた同伴避難をする上での飼養に関するルールに従い、飼い主が責任を持って世話をする。飼養環境の維持管理には、飼い主同士が助け合い、協力することが必要となる。

#### ■自宅での飼養

飼い主も自宅に留まる在宅避難の場合、支援物資や情報は、必要に応じ指定避難所などで入手する。

飼い主は避難所に避難し、ペットは自宅で飼養する場合は、避難所から自宅に通って世話をする方法もある。ただし、家屋倒壊等の二次災害の危険が考えられる場合は、この方法は避けて同行避難する。

#### ■車の中での飼養

在宅避難と同様に、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所などで入手する。飼い主も車内で過ごす場合には、手足を伸ばして眠れる状態を作り、遮光や換気の対策をとるなど、エコノミークラス症候群や熱中症への対策と注意が必要である。また、ペットも熱中症になるため、ペットだけを車中に残すときは、短期間とし、車内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておく。なお、夏場など気温の高い時期には車内での飼養は厳しい。長時間、車を離れる場合には、ペットを車内に残さず、ペットを安全な飼養場所に移動させる。避難所内ではケージ等での飼育が基本になるが、車内であればより広い飼育スペースが使える、他の避難者にあまり気を遣わずに済むといったメリットがある。

#### ■施設などに預ける

避難所での飼養が困難な場合や、飼い主の事情により飼養ができない場合には、被災していない地域の親戚や友人など、一時預け先の確保に努める必要がある。その他には自治体等の収容施設、動物病院、民間団体等に一時預ける場合もあるが、条件や期間、費用などを確認し、後でトラブルが生じないように、覚書などを取り交わすようにする。

## (6) 避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養マナーの遵守と健康管理

### <実施項目>

- ・ 避難所や応急仮設住宅での飼い主による適正な飼養管理（都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理部局が指導や支援や指導）

### <解説>

避難所や応急仮設住宅では、様々な人が集まり共同生活をするため、動物との暮らしが苦手な方や、病気や障害等でペットと共に居られない方、動物アレルギーの方もいることを認識しなければならない。これまでの災害では、ペットがいることが、つらい避難生活の中の心の安らぎや支えになったという声がある一方で、咬傷事故や鳴き声への苦情、被毛や糞尿処理など、衛生面でトラブルになることもあった。

避難所や応急仮設住宅等では、ペットの飼養管理は飼い主が責任を持ち行う。衛生的に飼養管理するとともに、飼い主同士などで、周りの人に配慮したルールを作ることも必要になる。特に動物アレルギー<sup>3</sup>を持つ方にとってはペットやその飼養者に近づくだけでアレルギー症状が出てしまうことがあるため、アレルギーを持つ方やペットを飼っていない方の居室へのペットの入室は禁止し、ペットは別室で管理するなどのルールの徹底が求められる。

なお、災害公営住宅（復興住宅）の入居後の生活ルールについては、事業主体である各地方公共団体の管理規定や公営住宅制度に基づいて運用される。災害公営住宅におけるペットの飼養については、すべての災害公営住宅で飼養が認められているものではなく、事業主体が定める条件により可否が判断されるため、事業主体は入居希望者に対し、事前にペット飼養の可否や条件を十分に説明することが重要である。

また、ペットの飼養が認められている災害公営住宅においても、他の入居者の生活環境への影響を考慮し、共用部分の路用方法や衛生管理について、管理規定等に基づくルールの順守を徹底する必要がある。

加えて、ペットにとっても慣れない避難先での生活では、ストレスから体調を崩し、病気が発生しやすくなるため、飼い主はペットの体調に気を配り、不安を取り除くように努める。

<sup>3</sup> p.133 「コラム：動物アレルギーへの配慮」

## ■ 【本編 1－2】 動物愛護管理局（都道府県・指定都市・中核市）で行う

### 対応

自治体等が平常時に行うペットの災害対策には、人とペットの災害対策に関する普及啓発や体制の整備がある。

#### 1. 平常時

##### (1) 人とペットの災害対策に関する飼い主等への普及啓発

###### <実施項目>

- ・ ペットの適正な飼養や同行避難・同伴避難・分散避難など、災害時の対策に関する飼い主への普及啓発
- ・ ペットとの同行避難も含めた避難訓練

###### <解説>

近年、犬や猫の飼養頭数は概ね 1,600 万頭弱（2025 年 ペットフード協会調べ）と言われているが、ペットの飼養に関する正しい知識やペットのしつけが十分でない飼い主もあり、災害時のペットとの同行避難や避難所での適切な飼養が難しい場合がある。また、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示が不十分だと、行方不明になったペットが保護されても、飼い主の元に戻れる確率がかなり低くなる。飼い主による、災害に備えたペットへの対策は特別なことではなく、日頃のしつけや健康管理、所有者明示、社会規範に沿った飼養管理など、平常時に適正な飼養をすることに他ならない。災害が発生した際、ペットの安全は飼い主自らが守る「自助」が基本となる。また、自治体等による災害時のペット対策での支援は、平常時に飼い主が、しつけや健康管理などで十分な飼養責任を果たしていることが前提となっている。

あわせて、災害時の人とペットの避難のあり方をめぐる用語の理解が混乱している現状もある。ペットとの避難行動を指す「同行避難」や、避難所での飼い主とペットの状態を指す「同伴避難」のそれぞれの用語の定義を正しく啓発し、関係者が適切な対策を講じられるよう努める必要がある。

以上のことから、自治体は動物愛護推進員や関係団体・機関と連携して、災害時にもペットが社会に受け入れられるように、ペットの災害対策の意義を普及するとともに、平常時から行うべき対策や災害時の行動について、飼い主等に対し指導、普及啓発を行う必要がある。

## (2) ペットの災害対策に関する連携体制の整備

### <実施項目>

#### 1) 災害時協定

- ・ 地方獣医師会や民間団体・企業等との災害時協定の締結
- ・ 災害時の相互応援協定におけるペットの災害対策に関する体制整備（広域支援・受援体制の整備）

#### 2) 現地動物対策本部等の体制

- ・ 現地動物対策本部等の設置要項等の作成
- ・ 関係団体等との協定の締結
- ・ 自治体間における広域支援に対応する体制の整備
- ・ 動物愛護推進員等との災害時の協力体制の整備
- ・ 動物保護施設の設置候補地の検討

#### 3) ペット災害支援協議会との連携

- ・ ペット災害支援協議会との連携構築

#### 4) 人材育成

- ・ 災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成
- ・ 動物愛護推進員、地方獣医師会、民間団体等との連携

### 1) 災害時協定

自治体は、地方獣医師会や民間団体・企業等と災害時におけるペットの災害対策に関して必要な協定を締結しておくことよい。また、発災時に、速やかに連絡や調整ができるように緊急連絡体制を整備し、緊急連絡網を関係者間で共有しておくことが望ましい。

具体的には、負傷動物等の応急治療や一時預かり、または動物病院を介した譲渡活動などのために、近接する地方獣医師会への協力の要請を検討する。動物病院への一時預かりの協力要請は、地方獣医師会と災害時協定を交わす際に検討しておく。また、施設の設備状況により必要な治療ができない場合や、収容動物が重症の場合などには近隣の動物病院へ搬送できるように、連携体制を検討しておく必要がある。

さらに、自治体間では、災害時の相互応援協定等の締結により、災害時には相互に連携できるようにする。特に大規模な災害時には、広域の自治体間での支援体制の整備が必要となる。各自自治体は、ペットの災害対策に関する連携を想定し、円滑な受援を行うため、事前に受入体制についても検討しておくことが重要である。また、被災地で対策の中核を担う県庁や市役所などの機関の庁舎や職員が被災した場合の対処方法についても、事前に協議しておくことが望ましい。

#### コラム：行政と民間企業との連携協定の例

2025年10月に広島県が一般社団法人全日本動物専門教育協会及び同協会傘下の特定非営利活動法人ペット災害危機管理士会と「災害時における動物救護活動等に関する協定」を締結。協定の内容としては、以下の内容について、連携するというもの。

- ・被災動物の救護活動に要する物資の調達に関する事
- ・被災動物の救護活動に関する情報の収集及びその提供に関する事
- ・被災動物の救護活動に充当する寄付金の募集に関する事
- ・平常時における飼い主等への啓発活動に関する事
- ・その他被災動物の救護活動に必要な事項に関する事

今後、こうした災害時のペット対応における官と民との連携が様々な形で進むことも予想される。

#### コラム：行政と民間企業との同行避難訓練に関する連携の例

東京都港区では、消防署、住友不動産株式会社が連携し、区内にあるペット（犬）と宿泊可能なホテルを利用したペット同行避難訓練に行政も協力する形で実施。

会場となったホテルは平常時からペット（犬）の宿泊が可能なホテルとして営業しており、ドッグランやトリミング施設の他、ペットの一時預かりサービスなども提供している。2024年2月6日に実施された訓練では、最大震度6弱を観測する首都直下地震が発生したとの想定の下、飼い主20名とペット13頭が参加し、災害発生時の安全な避難行動や避難所までの同行避難、避難所での同伴避難における注意事項の確認、在宅避難のための備蓄などについて確認が行われた。また、区とホテルでは災害時における協力について包括的な協定を結んでおり、同行避難者の受入れ等も含め、協議の上、災害時の協力体制を検討していくことになっている。

今後、こうした災害時のペット対応における官と民との連携が様々な形で進むことも予想される。

## 2) 現地動物対策本部等の体制

現地動物対策本部等は、災害発生時に、自治体、地方獣医師会、民間団体、企業等が連携したペット対策に関する活動を目的として設置される。

動物の保護や支援活動が必要になる場合に備え、各自治体や関係団体が連携し協働した活動が行えるように、地方獣医師会や民間団体・企業等との災害時協定の締結や、現地動物対策本部等の設置に向けた連携、災害発生直後において自治体による動物保護活動の開始が困難な場合の初動体制についても検討しておくことが望ましい。さらに自治体間で協力して広域的に対応する体制の整備を図る。また、動物愛護管理法に基づく動物愛護推進員の活動には、災害時におけるペットの避難、保護等に関する協力が含まれていることから、動物愛護推進員との災害時の協力体制を推進する。

現地動物対策本部等の設置に当たっては、あらかじめ、関係団体と災害時協定を締結し、それぞれの団体の役割を地域防災計画に明記している場合が多い。実際に災害が起これば、自治体は被災者の対応に人員を割かれ、初動対応が遅れる可能性があるが、こうした事前の取り決めにより役割分担を明確にしておくことで、適切なペット対策を執ることが可能になる。なお、災害発生時に各主体がとるべき初動の措置について、誰が担当しても自動的に準備が整えられるような簡潔な指示書を整備することが重要である。

組織体制については、自治体主体で取り組むケースや、民間団体が中心となり自治体が側面で支えるケースなど、地域の実情に応じて災害時のペット対策の体制を構築することが望ましい。

## 3) 受援体制の整備

大規模災害によって地域の中核となる都市や県庁所在地等が被災した場合には、災害への備えをあらかじめ十分にしていた場合でも、都市機能が停滞する中で災害支援活動を開始することは困難を伴う。

このため、各自治体は、近隣の自治体や地方獣医師会等との間で発災時に広域な支援体制や受援体制が取れるように、災害時のペット対策の広域的な連携のあり方をあらかじめ検討・調整し、災害時の相互応援協定等を締結することで、災害時に相互連携ができるようにする。また、円滑な支援・受援を行うため、定期的に訓練をするなどの準備をしておくことが重要となる。

なお、被災地の自治体等による相談窓口の設置や運営が困難な場合は、広域支援での枠組みによる対応を他自治体等に要請するなどの検討が必要になる。

## 4) ペット災害支援協議会との連携

ペット災害支援協議会はボランティア活動として、現地動物対策本部等からの依頼に基づき、必要な物資を支援するため組織された団体である。

被災動物支援物資の支援を要請する場合には、予め登録した ID・パスワードが必要とな

ることから、現地動物対策本部等を構成する都道府県・指定都市・中核市や地方獣医師会では、担当部署内でID・パスワードを把握しておく必要がある。

## 5) 人材育成

災害時にボランティアを安定的に確保することは困難な場合が多いことから、自治体等は平常時に人とペットの災害対策に関するボランティア講習会を開催し、必要な人材を育成する。併せてボランティアをコーディネートするために、ボランティアリーダー（コーディネーター）の育成も行う。講習会の受講生をボランティアとして登録しておくことで、緊急災害時に、登録者に協力を要請できる。動物愛護推進員、地方獣医師会、民間団体や自治体等は、平常時の動物愛護管理に関する業務で連携して、連絡体制を築くことで、災害時には人材派遣の協力を要請して円滑に進めることができる。

避難所や応急仮設住宅での適正な飼養管理の支援を円滑に行うためには、現地動物対策本部等を始めとした関係機関や団体の協力以外にボランティアの応援が必要となる。ボランティアは通常の一般ボランティアと、獣医師やドッグトレーナーなどの専門的な技術や知識を有する専門ボランティアとに区分され、それぞれ役割が異なる。そのため、自治体等はボランティアへの協力依頼の方法や受付窓口、活用方法、それぞれの行動規範、社会福祉協議会のボランティア保険を活用した補償などをあらかじめ検討しておく。

### (3) 必要な物資の備蓄・更新

#### <実施項目>

- ・ 災害時のペット対策に必要な物資リストの作成
- ・ 物資の備蓄
- ・ 動物関連企業・団体等との災害時の物資供給体制に係る協力関係の構築

#### <解説>

災害時の対応は飼い主による自助が基本となるが、ペット同行避難者の中には一時的な飼養用品しか持たずに避難してくる飼い主も一定数いることが想定されるため、平常時から、自治体が設置している動物愛護管理センターや保健所などにペットフードや衛生用品、ケージなどの備蓄品を用意しておくことが望ましい。また、現地動物対策本部を構成する獣医師会等とも連携し、医薬品や療法食などの入手方法についても検討しておく。災害時に、備蓄品だけでは不足する場合は、独自に支援物資を募集して、不足した物資を調達する必要がある。

備蓄品や支援物資は、避難所などで支援が必要なところに配布するとともに、在庫を管理する。なお、届いた支援物資は仕分けされていない場合が多いことから、あらかじめ仕分け作業を効率的に行う方法なども検討しておく。また、災害対応が長期化するおそれがある場合は、あらかじめ検討しておいた、届いた物資の保管場所や中継地点の確保方法、輸送方法などを参考に、支援物資の募集と受入れを準備する。

なお、ペット災害支援協議会へ支援物資を要請することも可能であるが、あくまでもボランティアとしての活動であり、必ずしも希望する商品が手に入るというわけではない。また、物資の支援期間は「被災地動物対策本部が支援金で必要物資を購入できるまでの間（概ね1か月）」とされていること、処方に獣医師の指導が必要となる療法食や国内で生産されていないケージについては支援の対象外となるため、注意が必要である。また、集まった支援金等を利用して必要な物資を調達することも早期に物資を手に入れる手段のひとつになる。

#### コラム：ペット用品の備蓄での民間との連携

災害時の備蓄において、ケージや衛生用品と異なり、ペットフードについては消費期限などの問題もあって備蓄がしづらい面がある。ペット災害支援協議会や近隣のホームセンター、ペットショップなど、ある程度在庫を持っている民間企業と災害時の提供や協力について協定を結んでおくことも有効な手段である。支援金などを使って物品購入する際にも、近くに在庫を持つ企業や店舗がなければ購入ができないので、平常時からコミュニケーションを取って情報を把握しておくことは重要である。また、最近ではドッグランや公園などにペットフードの自動販売機を設置、災害時には非常食として提供するといった取組を行う企業などもある。



東京都江東区イーノの森に設置されたフード自販機。内部の在庫は災害時に非常食として提供される。

#### (4) 支援金の募集方法の検討

##### <実施項目>

- ・ 支援金募集方法の検討
- ・ 災害時に備えた支援金受入れ態勢の検討と支援金口座の開設

##### <解説>

迅速で円滑なペット対策をするには、ペットの飼養管理や物品の購入、動物保護施設の運営などのための資金が必要となる。このため自治体や現地動物対策本部等は、支援金の募集窓口と振り込み口座を開設し、被害の規模や支援活動の状況を踏まえた支援金の募集を開始する必要がある。しかし、大規模な災害や現地動物対策本部等の組織の中核となる庁舎が被災している状況では、現場での対応に追われ発災後に支援金口座の開設等を行うことは困難な場合も多い。

そのため、災害時に現地動物対策本部を構成する自治体や獣医師会は平常時から支援金の受入れ態勢の検討や支援金口座の開設を行っておき、発災時には支援金の募集を開始できるようにしておく。また、支援金の募集を開始する際には、自治体や現地動物対策本部等のウェブサイトやSNSなどを利用して募集の告知をするとともに、関係団体や企業等のネットワーク、マスコミなどの協力を得て積極的に広報する。また、集まった支援金の収支管理を適切に行うとともに、ウェブサイトなどで支援金の使途を公表する。

##### コラム：平常時に検討すべき大規模災害時の支援金受入れ態勢整備のポイント

大規模災害の発生時に、自治体と獣医師会等が構成団体として、臨時に設置する任意組織が「現地動物対策本部」である。本部は法人格を有しないが、寄付金の受入、支援物資購入、緊急保護シェルター運営等の資金管理を行うため、団体名義の金融機関口座が必要となる。平常時に金融機関口座を開設しておくことで、発災時に円滑な支援金募集を開始することが可能となる。

##### 【必要な意思決定・会計体制】

本部長、副本部長、事務局等の体制を定めるとともに、会計責任者、出納担当、決裁ルート、監査体制を整備。

##### 【法人格がなくても口座は開設可能】

金融機関は、法人格の有無ではなく、①団体としての実体、②意思決定体制、③資金管理責任体制を確認し、要件を満たせば「法人に準じる団体」として口座開設を認めている。

##### 【実体性の示し方】

- ・自治体が関与
- ・獣医師会等の公益性ある団体が構成
- ・災害時に設置される公的性格の高い組織
- ・被災地支援、診療支援等の活動内容

**【口座開設時の主な提出書類】**

- ・設置要綱・運営要領
- ・設置会議議事録（設置決議・代表者選任・口座開設決議）
- ・構成団体一覧・役員名簿
- ・代表者本人確認書類
- ・団体印

**【口座名義】**

「団体名＋役職＋氏名」が基本。 例：現地動物対策本部 本部長 ○○○○

**【寄付金管理の留意点】**

収支台帳整備、定期報告、監査実施、解散時残余金の処理明記が重要。  
特に募集時には、残預金の扱いを明示しておくこと。

**【平常時からの準備】**

設置要綱決裁、設立会議、議事録作成、金融機関事前相談等を進めておくこと。  
寄付金受入体制の整備は、災害時の被災動物支援活動を支える基盤となる。

## (5) 災害時の放浪動物の取扱いの検討

### <実施項目>

- ・ 放浪動物の保護と保管
- ・ 飼い主探しと返還

### <解説>

発災時には、被災して飼い主からはぐれて放浪しているペット（放浪動物）と、発災以前から放浪している動物（野良犬や野良猫等）とを整理して対応する必要がある。そのため、都道府県・指定都市・中核市では、被災動物の定義や対象地域の指定、災害対応期間の設定などの条件を検討しておくことが望ましい。基本的には、被災地として限定した地域や災害対応期間内に保護収容した放浪動物は被災動物として扱い、それ以外（野良犬や野良猫等）は、通常業務として自治体が収容した犬や猫等として整理する。

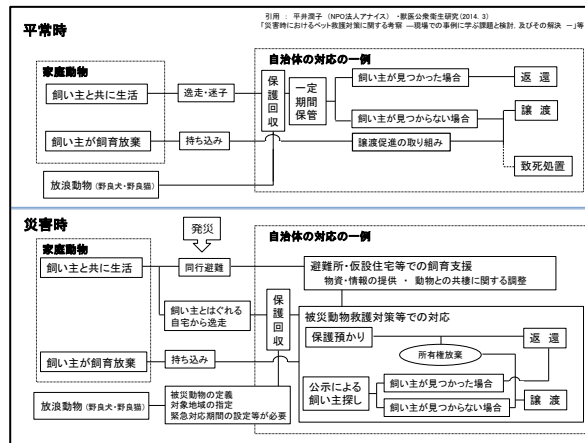
飼い主とはぐれたり、自宅から逃げ出してしまった動物の保護と保管、返還については、平常時に対応を検討しておき、その検討結果に従って実施する。

発災直後に自治体が収容した放浪動物等の保管先がない場合に備え、保健所などでの保管や、動物対策本部の構成団体（地方獣医師会や動物愛護団体）等による一時保管も視野に入れる。

なお、飼い主がいる放浪動物と、もともとその地域にいる野良犬や野良猫との区別がつかない場合や、負傷などにより攻撃性が高まっている状態での保護に関しては、専門家による対応が必要となることから、事故防止のためにもボランティアだけによる積極的な捕獲は行わないように注意する必要がある。

## コラム：平常時と災害時における放浪動物への対応例（参考）

平常時の放浪動物と、災害発生時の放浪動物とは対応の流れが異なることを関係機関に周知しておく。局地的な災害が生じた場合、同一県内においても被害状況に差があることから、被害規模に応じた被災動物の定義や対象地域の指定、緊急対応期間の設定などの条件を検討する必要がある。この検討により、被害が大きかった地域での放浪動物と、被害が生じていない地域にもともといる野良犬や野良猫等への対応とが整理できる。



[資料提供：NPO 法人アナイス]

## (6) 飼い主（ペット飼養者）への支援内容の検討

### <実施項目>

- ・ 動物の一時預かりの検討
- ・ 負傷動物の治療の検討
- ・ 飼養に必要な物資の提供や貸出に関する検討
- ・ 避難所や応急仮設住宅等での飼養管理に関する担当部局への啓発（都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理部局が実施）

### <解説>

飼い主がケガや病気で入院する等、飼い主によるペットの飼養が困難な場合には自治体等が一時預かりを行う。

一時預かり先となる被災動物保護施設は、自治体が所有する既存施設（動物愛護管理センターや保健所等）、事前に協定を結んだ獣医師会所属の動物病院等の他、新たな施設の設置など状況に応じて検討する。いずれの施設においても、ペットを預かる際には個体識別管理を徹底し、預かり期間、連絡先などを書面により明確にしておく。また、飼い主と連絡が取れない場合や、飼い主が飼養できなくなる状況なども想定し、関係団体と連携して新たな飼い主への譲渡体制も検討しておくことが望ましい。

負傷動物に対しては、現地動物対策本部等の支援活動として、獣医療を提供できるよう獣医師会と共に検討、調整を行う。また、災害時の対応は飼い主による自助が基本となるが、ペット同行避難者の中には一時的な飼養用品しか持たずに避難してくる飼い主も一定数いることが想定されるため、被災地域の流通がある程度回復するまでは、支援物資として一般的な飼養用品の提供も行えるよう備えておくほか、関係機関とも入手・提供等について調整しておく。ただし医薬品や療法食などの入手が難しいものについては、飼い主が平常時に準備しておく必要があることを飼い主に対して周知しておく必要がある。

自治体担当者や避難所管理者、応急仮設住宅等の担当部局に対しては、都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理部局が、避難所や応急仮設住宅、災害公営住宅等におけるペットの入居や飼養管理について、周知・働きかけを行い、円滑な被災した飼い主の住居確保を行えるよう支援する。

### コラム：動物対策本部において平常時に検討しておく事項の一例

災害時に動物対策本部の構成主体となる動物愛護管理部局や地方獣医師会は、災害時のペット対策の考え方や方針の他、以下に例を挙げる項目について、平常時に協議しておくことで、発災時の混乱に対策する。

#### ○飼い主支援の対象範囲

- ・ 地域について（全県・市にするか、被害規模により一定の地域を指定するか）

- ・ 期間について（発災後の一定期間）とするか
- 動物の治療に係る費用について、どの範囲までの治療を誰が負担するのか
- ・ 災害により直接受けた傷病（被災動物対策として無償か有償か、誰が負担するか）
  - ・ 避難生活の中で生じた傷病（被災動物対策として無償か有償か、期間は、費用は誰が負担するか）
  - ・ 治療中であった持病（被災飼い主への経済支援、不足している獣医療支援として無償か有償か、期間は？）
  - ・ 一時預かりについて（無償か有償か、期間、その他条件は？）
- 災害時のペット対策の対象範囲と被災動物の定義
- ・ 動物種（犬や猫以外の動物をどのように扱うか）
  - ・ 飼い主がいない犬猫への対応について（野良犬・野良猫の扱いを含め）
  - ・ 地域について（全県・市にするか、被害規模により一定の地域を指定するか）
  - ・ 期間について（発災後の一定期間）とするか
- 被災動物保護シェルター設置について
- ・ 設置の基準
  - ・ 既存施設の利用と緊急対応施設の設置に関する段階的検討
  - ・ 収容頭数などの規模と期間の設定
  - ・ 必要経費の試算
  - ・ 関連する様式の検討
- ボランティア活動について
- ・ 災害支援活動の内容について
  - ・ 避難所や応急仮設住宅での動物飼養支援の方法とルール
  - ・ 自宅などでの一時預かりのルールと動物の飼養管理に係る費用弁償の有無
  - ・ 輸送やトリミングなどにおけるルールと費用弁償の有無
  - ・ 譲渡活動におけるルールと動物の飼養管理に係る費用弁償の有無
  - ・ 物資の取扱いについてのルール
  - ・ 被災動物保護シェルターでの活動内容とルール
    - 犬の取扱いと飼養管理
    - 猫の取扱いと飼養管理
    - 群管理における注意点
    - 会計・広報・人事・メンテナンス・物資調達・渉外などの役割と業務内容

活動期間について

活動に係る費用弁償の有無について

補償（保険など）について

○スターターキット<sup>4</sup>の配置

- ・ 現地動物対策本部や指定避難所などで、速やかに体制を整えるためのスターターキットの準備

<sup>4</sup> p.99 「コラム：スターターキットとは」

## ■ 【本編 1 - 3】 動物対策本部（都道府県、指定都市、中核市+獣医師会等）

### で行う対応

自治体等が災害時行うペットの災害対策には、災害時に飼い主自身が行う飼養管理に対する支援、飼い主の心のケア、災害に起因する放浪動物や負傷動物等への対応がある。

#### 1. 災害発生時の初期対応（発災当日～翌日）

●災害発生時の初期に、動物愛護管理部局が主に行う被災動物対応

##### <実施項目>

##### （1）現地動物対策本部等の設置の検討

- ・ 現地動物対策本部等の設置の要否の判断
- ・ 構成要員の確保

##### （2）飼い主（ペット飼養者）への支援

- ・ 安全な避難場所への誘導
- ・ 負傷動物への獣医療の提供

##### （3）情報収集

- ・ 被害状況の把握
- ・ ペット同行避難状況の確認
- ・ 災害時協定の締結先や関係団体等との連絡調整
- ・ 初動要員の確保
- ・ ペットと特定動物に関する情報の収集

##### （1）現地動物対策本部等の設置の検討

災害が発生した際には、災害の規模や被災状況などを勘案して、自治体や地方獣医師会等が現地動物対策本部等の設置の要否を判断する。平常時の申し合わせにより現地動物対策本部等を設置した場合、自治体または現地動物対策本部等の長は、速やかに構成団体に通知し、初動要員の確保などを要請する。各構成団体は、各団体と連携し、あらかじめ定めておいた各団体の役割に沿って被災動物支援活動に当たる。被災状況により構成団体による要員の確保が困難な場合には、災害時相互応援協定の締結先等に要請し、要員を確保する。

##### （2）飼い主（ペット飼養者）への支援

市区町村の担当者は、自宅が危険だと判断して避難所に避難してきた飼い主とペットに対し、避難所にて速やかに受入れができるよう誘導する。その際、災害の状況や天候などを

考慮し、すべての避難者と同行避難してきたペットの双方に危険が及ばないよう、受入れ環境を整備する。

負傷動物に対しては、現地動物対策本部等の支援活動として獣医療を提供する。また、一般的な飼養用品は、支援物資として提供する。ただし医薬品や特別食などの、入手が難しいものについては飼い主が平常時に準備しておく必要がある。

避難所での飼養が困難な場合や飼い主の体調が崩れ入院の必要が生じた場合等には、一時預かりなどの支援を行う。

### **(3) 情報収集**

初動では、人命の救助活動が最優先となるが、以後のペットの災害対策を見据えて被災状況及びペット同行避難の受入れ状況を確認し、関係団体等との連絡調整を開始する。

## 2. 災害時のペット対策（2日目以降の緊急対応）

●災害発生時から2日目以降に、動物愛護管理部署が主に行う被災動物対応

### （1）関係団体等との連絡調整及び支援の要請

- ・ 相談窓口での情報収集と整理
- ・ 災害時協定の締結機関や支援団体への支援要請
- ・ 備蓄品や支援物資の配布
- ・ ボランティアの要請と受入
- ・ 支援金の募集
- ・ 広域支援体制に基づく応援の要請と応援職員の受入れ

### （2）ペットに関する情報窓口の設置と一元化

- ・ ペットに関する相談窓口の設置と運営
- ・ 対応要員、連絡体制の確保
- ・ 相談窓口の連絡先の周知（各避難所管理者、市区町村担当、在宅避難者）
- ・ 被災者と同行避難したペットに関する情報収集
- ・ 情報の整理と提供（各避難所管理者、市区町村担当、関係団体、報道機関など）

### （3）負傷動物や放浪動物等保護が必要な動物への対応

- ・ 負傷動物の救護
- ・ 放浪動物の保護・収容
- ・ 飼い主からの依頼に基づく一時預かり
- ・ 飼い主への返還
- ・ 新しい飼い主への譲渡

### （4）動物保護施設の設置・運営

- ・ 動物保護施設の設置
- ・ 動物保護施設の体制整備
- ・ 収容動物の飼養管理
- ・ 収容動物の健康管理
- ・ ボランティアの活用

### （1）関係団体等との連絡調整及び支援の要請

自治体や現地動物対策本部等は、ペット相談窓口で収集した必要な支援内容の情報を整理し、関係団体等と調整して支援を要請する。必要とされる支援は、災害が発生してからの時間の経過に伴い変化することから、必要な時期に必要な支援ができるよう、情報の伝達体制を整え適宜要請する。また、被災自治体のみでの対応が困難な場合には、広域支援体制に基づく広域支援を要請し、応援職員等の受入れを行う。

## (2) ペットに関する情報窓口の設置と一元化

自治体または現地動物対策本部等は、災害時のペット対策に関連する問い合わせを受け、相談窓口を設置し、情報収集と発信を一元化することが望ましい。この窓口は、自治体の動物愛護管理センター等の他、地方獣医師会が現地動物対策本部等の事務局である場合は、地方獣医師会に置くことも考えられる。また、発災後、しばらくの間は、休日等であっても問い合わせや情報収集に対応できる要員の確保が必要である。相談窓口の設置後、その連絡先についてプレスリリースを行い、マスコミ等を通じて広く住民に周知するとともに、飼い主や避難所の管理者、市区町村担当者等にも周知する。

相談窓口は、各避難所でのペット同行避難者の避難状況や在宅避難者の状況、それぞれの避難先でどのような支援が求められているのかなどについて正確な情報を収集するとともに、自治体等による支援内容や指定避難所における飼養方法の指導、ペットの一時預け先などの情報を提供する。また確定した情報をウェブサイトに掲載するとともに、プレスリリースなどにより発信する。

なお、被災地の自治体等による相談窓口の設置や運営が困難な場合は、広域支援での枠組みによる対応を要請する。

### <収集する情報の例>

- ・ 同行避難者の避難状況（飼い主の氏名、ペットの種類、頭数）
- ・ 必要な支援内容や支援物資、数量と支援が必要とされている期限

### <提供する情報の例>

（避難所向け）

- ・ 避難所管理者等と連携し、避難所でのペットの飼養場所や飼養ルールを提示
- ・ 同行避難者へのペットの預け先についての情報提供

（関係団体向け）

- ・ 支援が必要な物、人、場所、期限、数量についての情報

（飼い主向け）

- ・ 自治体又は現地動物対策本部等が行っている支援内容
- ・ 相談窓口の案内

（社会全般向け）

- ・ 現段階で把握している状況
- ・ 支援金のお願い
- ・ 今後の予定
- ・ 必要な支援や注意の喚起（現地活動を妨げないように、現地への問合せを控える、回線を塞がないようにアナウンスするなど）

### (3) 負傷動物や放浪動物等の保護が必要な動物への対応

発災時には、ペットが負傷することや、飼い主とペットがはぐれてしまうことが想定される。負傷動物を発見した場合は、速やかに保護・収容し、必要な治療を行う必要がある。また、放浪動物の保護は、人とその財産への危害防止の観点からも重要である。こうした措置や飼い主への返還、飼い主からの一時的な預かりなどは、自治体等が中心となって実施する。

自治体や現地動物対策本部等は、負傷しているペットを保護・収容し、獣医師が必要な応急治療をする。負傷動物は、基本的に自治体等の動物保護施設に保護・収容するが、重症の場合や長期の治療が必要となる場合は、地方獣医師会と協議し、協力可能な動物病院に保護・収容を依頼する。

また、自治体や現地動物対策本部等は、放浪動物が被災地などに取り残された場合、動物の愛護の精神や、人への危害の防止と生活環境の保全の観点から、保護・収容などを実施する。

ペットが原子力災害などにより設定された立入り制限区域内に取り残された場合は、保護依頼のあった飼い主から当該動物がいる可能性のある場所を聴き取るとともに、立入り許可権限を有する自治体の担当部署とペット対策を目的とした立入りに関する調整を行う。許可が得られれば、保護活動従事者の安全の確保を優先しながら、区域内での活動ルールに基づき、保護・収容、除染などを実施する。

放浪動物を保護・収容する際には、捕獲器、捕獲用の餌、給餌用の餌、水が必要となる。捕獲器の設置にあたってはペットの安全に十分配慮し、設置場所、回収時間などを慎重に検討する。また設置した場所を記録し、回収漏れを防ぐ。さらに捕獲器には設置責任者と連絡先、飼い主からの依頼による設置であることを明示する。なお放浪動物が保護できた際には、保護した現場に作業者の連絡先などが記載された保護カードを残すなど、飼い主に向けた措置を講じ、飼い主への返還を進める。

保護したペットは、動物保護施設で収容するが、衰弱が激しい場合などは協力動物病院へ搬送する。

## コラム：保護カードとは（参考）

災害時の緊急避難などで同行避難できず、放浪動物を保護・収容した際に、ペットを探しにくる飼い主のために、保護をした者が、現在の所在をそのペットの特徴とともに記載して、保護した現場に残すカードのことを言う。

この場所で	犬	を保護	しました！
保護・	目撃日時	8月 21日 13時ごろ	
種類	雑種		
特徴	毛色・毛の長さ・大きさ・顔輪・顔輪の色や材質 など 茶色、柴犬っぽい、青い首輪		
状態	元気そうにみえました		
保護・	動物愛護センター・動物病院・ボランティア者 など		
預かり場所			
団体・保護者名	電話番号		
〇山 〇子	000-0000-0000		
写真（撮影できた場合、あとから追加貼付して下さい）			
のりづけ欄			
produced by ANICE NPO 法人アナイス			

保護カードの例



ペットを保護した現場に、ペットの種類や数、連絡先などの情報を残した例

[資料提供：NPO 法人アナイス]

#### (4) 動物保護施設の設置・運営

災害時には、同行避難ができたとしても避難所での飼養ができず、一時預かりが必要となったペットや放浪動物を保護・収容するための施設として動物保護施設が必要となることがある。ペットの一時預かりや放浪動物の保護は緊急を要するため、動物保護施設は既存施設の利用を基本に、必要最小限の増設等により対応することが合理的だと考えられており、これまでの災害では既存施設の活用で十分に対応できた例が多く認められている。しかし、災害の種類や規模、地理的な条件、季節や気候条件、被災動物の数などから、新たに動物保護施設を設置せざるを得ない場合も生じる。このような場合には、用地確保、設置期間、設置・撤収費用や作業を十分に考慮する必要がある。

ここでは、動物保護施設の設置・運営等に関して、環境省が平成31年3月に整備した「被災ペット救護施設運営の手引き」<sup>5</sup>を基に動物保護施設の設置における配慮事項や体制整備、収容動物の飼養管理等について記載している。

##### 1) 動物保護施設の設置における配慮事項

災害時に新たに動物保護施設を設置する必要が発生した場合には、その設置に当たっては、「早急な設置と運営を目指すこと」と「収容動物のストレスを軽減できる飼養環境の整備」とのバランスが重要となる。

##### ■ 飼養環境の整備

動物保護施設において多数のペットを群管理する場合には、感染症の発生防止とストレス管理が重要となる。通常とは異なる環境に置かれたペットは多大なストレスを受け、病気を発症することが多いため、飼養環境への配慮が必要となる。

主な配慮事項として、犬と猫を別棟または別室で管理する、猫は高さのあるケージに収容し、隠れ場所や安心して休める場所とプレイルーム（運動場所）を用意する、犬は身体を伸ばせるケージまたは寝床と運動場所を区分するなどがある。

##### ■ 早急な設置と運営

緊急対応が求められる災害の状況下において、限られた資金や時間を効率的に活用するためには、設置に係る時間、費用、活動期間などを考慮して施設整備計画を検討する必要がある。最低限、温度・湿度の管理、飼育舎の広さ（必要な収容頭数と一頭あたりの広さ）、逸走対策、感染症対策（隔離など）、洗浄消毒などの飼養環境のほか、物資の保管場所、事務所、トイレなどが確保されていれば、飼養管理していく中での工夫次第で飼養環境を充実させることが可能である。

<sup>5</sup> 「被災ペット救護施設運営の手引き」

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/h3103.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3103.html)



一方、動物保護施設は一時的な緊急避難場所であり、長期化するほど動物の心身への負担や管理リソースの枯渇を招く。そのため、設置当初から「収容から譲渡・返還まで」のフローを視野に入れた運営計画を策定する必要がある。

### <既存施設の活用>

既存の保健所や動物愛護センター等を活用する場合には、既存施設の運営管理を基本として、地方獣医師会等と連携を図りながら、収容動物の飼養管理や健康管理を行う。保護・収容したペットの飼養管理場所を確保し、収容時の感染症の予防対策を十分に行う。

### <動物保護施設の増設または新設>

動物保護施設を増設または新設する際の様態は、テント、プレハブ、ユニットハウスなどの簡易な施設などの場合や、既存の空き施設を利用する場合などがある。発災後は他の復旧・復興事業により建築資材の不足や工事業者の不足などが起きることも考慮する。

また、当該施設を運営管理する体制が別途必要となる。その際は、施設長や副施設長を置くとともに、事務管理、犬・猫それぞれの飼養管理、健康管理（獣医療）などの実務を担う体制を作る必要がある。

## 2) 動物保護施設の体制整備

体制整備のための人材の確保では、現地動物対策本部等を構成する地方獣医師会や動物愛護団体等と連携し、獣医師や飼養管理などの常勤スタッフをそろえるとともに、ボランティアの活用を図る。動物保護施設における役割分担の例を以下に示す。

#### ◎動物保護施設における役割分担の例

##### 事務管理班

自治体や現地動物対策本部等との連絡調整、施設運営経費の管理、業務集計・報告、新規動物の受入れ、飼い主への返還促進、収容動物の譲渡、物資の管理、ボランティアの受入れ・配置・管理、ウェブサイトの更新、その他運営に係る事務など

##### 犬飼養管理班・猫飼養管理班

動物の飼養管理（給餌・給水などの世話、食欲や排泄、身体の異常などの健康チェック、動物の行動や状態のチェック）、施設の清掃・管理、居住環境のチェック（音、光、床材など）、動物の運動・遊び、収容動物のデータ管理、譲渡適正の判断など

##### 健康管理班

収容動物の健康管理、負傷動物の治療、予防接種など、マイクロチップの装着・登録の推進、不妊・去勢手術の実施、医薬品の管理、感染症予防のための衛生管理及びスタッフやボランティアへの指導など

## 3) 収容動物の飼養管理

収容動物の飼養管理には多くの人員が必要とされるが、ボランティアを主とした体制にすると、日によって作業人数が足りず必要な世話ができないおそれが生じる。そのため、自治体や現地動物対策本部等は、収容頭数に応じた、最低限必要な人数を常勤スタッフとして確保するよう努める。

飼養管理にあたっては、個体ごとの情報が管理できるように、毎日の世話をを行う際に記録簿に記入し、当該動物の状況について、それぞれの飼養管理者が把握できるようにする。さらに、感染症の蔓延は施設の閉鎖や撤退を遅らせる要因となるため、ボランティアを含め徹底した衛生管理を行う。

#### **4) 収容動物の健康管理**

動物保護施設での収容動物の健康管理は、獣医師や愛玩動物看護師等によるシェルターメディスンに基づく群管理を基本とし、治療については獣医師が行う。

獣医師は専任の場合や、地方獣医師会の会員獣医師の派遣などによるが、毎日診察できる体制を取ることが望ましい。一貫した治療が行われるよう、基本的な治療方針、使用薬剤等をあらかじめ決めておくとともに、診療記録は必ず個体別のカルテに記載する。また、施設の設定状況により必要な治療ができない時や、収容動物が重症の場合などは、近隣の動物病院へ搬送する。

#### **5) ボランティアの活用**

動物保護施設では、事務や収容動物の飼養管理などの作業を担うボランティアが必要な場合がある。そのため、自治体や現地動物対策本部等は、テレビ、新聞、ラジオなどのマスコミやウェブサイト、公報やイベントなどを活用した広報や、地方獣医師会や動物愛護団体等の民間団体、また獣医系大学や動物専門学校の子生などに人材の派遣を要請するなど幅広い募集活動を行う。また、収容動物は環境の変化やストレスにより攻撃的になる場合もあるため、咬傷事故が起こるおそれもあることから、ボランティアの受入れにあたっては、自治体または現地動物対策本部等でボランティア保険などに加入する。

なお、日頃から飼養管理を行う常勤スタッフが、こうした攻撃性のある動物の情報を把握し、注意を呼びかけるなどして、咬傷事故の発生防止に努める。

### 3. 避難生活での飼い主支援

#### (1) 物資の支援

##### <実施項目>

- ・ 相談窓口での必要物資の情報収集と整理
- ・ 支援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整

##### <解説>

平常時に自治体の動物愛護管理センターや保健所等に備蓄したペットフードなどの保管状況を確認し、相談窓口での情報収集を通じて得られた情報をもとに、指定避難所などへの配布計画を立てる。

避難生活が長くなると、飼い主が持参してきたペットフードなどだけでは物資が不足する。自治体等は、指定避難所への定期的な巡回や、避難所の管理者等からの定期的な情報収集を通じて、各避難所で必要な支援物資を把握し、その確保に努める。

必要な支援物資の調達について、ペット災害支援協議会や広域支援に係る協定締結の自治体、環境省、民間団体等と調整する。

平常時に、支援物資を受け入れることを想定して、届いた物資の保管場所、中継地点、運搬方法などを検討しておき、その結果に基づき、支援物資の受入れを行う。個人等からの支援物資については様々な物資が混在していることから、物資の区分け、整理などに人員を要することに留意する。

被災地での運搬手段や保管場所は平常時に比べて大幅に不足することが想定されるため、広域支援の一環として、近隣の自治体等において、支援物資をいったん集積し、被災地で必要な物資を把握・整理の上で、近隣の自治体等が被災地の動物愛護管理センターや保健所に運搬する方法もある。

## (2) 飼い主の飼養環境整備のための支援

### <実施項目>

- ・ 被災市区町村の避難所等や在宅避難でのペットの飼養に係る指導助言

### <解説>

#### (避難所での飼養)

自治体や現地動物対策本部等は避難所の管理者等に対し以下の支援や助言をする。

- ・ 避難所の管理者等は、避難所運営規定に則り、ペットの飼養方法を決定し、ペットの同行避難者に対し説明する。ペットとの同居または住み分けなどについては、各避難所の飼養ルールに従い、ペットの世話は飼い主が自ら行う。
- ・ 障害のある方が同伴する身体障害者補助犬<sup>6</sup>はペットとして扱わないため、要配慮者としての受入れを行い、原則同室での受入れを行う。
- ・ 飼養方法を定めていない場合や不測の事態が生じた場合には、避難所の形態、ペットの同行避難者とペットの数、季節・気候などを考慮して、飼養スペースや飼養方法等の「同伴避難」の環境・ルールを決定する。
- ・ 飼養スペースの決定に当たっては、ペットを飼養していない避難者との動線が交わらないよう配慮することで、ペットに関する苦情やトラブルの軽減に努める。
- ・ 犬や猫などの動物がひと所で生活することは、ストレスを増大させる原因となるため、可能な限り動物を区分して飼養することが望ましい。
- ・ 避難所でのペットの飼養に起因した苦情やトラブルの原因には、鳴き声、臭い、毛の飛散、糞尿の処理などが挙げられる。避難所で、人とペットが秩序ある共同生活を営むためには、飼い主自身がペットの適正な飼養に努めるとともに、飼養ルールや衛生管理の方法などについて飼い主に説明するとともに、「飼い主の会」等を立ち上げるように支援して、飼い主が相互に協力して、飼養スペースの衛生管理や、ペットを適正に飼養するように促す。

※身体障害者補助犬：「身体障害者補助犬法」で定義される盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

#### (在宅避難：自宅での飼養)

飼い主とペットが自宅に留まる在宅避難の場合は、支援物資や情報を入手するために、必要に応じて指定避難所などに行くように呼びかける。

避難所では在宅避難者の状況を把握した上で、物資の配分や告知の方法などを工夫し、避難所での対応との間に違いが生じないように配慮する。

飼い主は避難所に避難し、ペットは自宅で飼養する場合は、避難所から自宅に通って世話をする方法もある。ただし、家屋の倒壊などの二次災害の危険がある場合は、この方法を避けるように注意を促す。

<sup>6</sup> p.107 「コラム：身体障害者補助犬」

### **(車、テントの中での飼養)**

在宅避難と同様に、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所などで入手するよう呼びかける。飼い主はエコノミークラス症候群や熱中症に注意が必要である。ペットも熱中症になるため、ペットだけを車中やテント内に残さない。やむを得ず残すときは、短時間とし、室内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておくことなどを説明する。また長時間離れる場合には、ペットを放置せずに別の安全な場所に移動する。また、テントの形状によっては風を受けやすかったり、地面との固定がしっかりできていないテントでは、強風で飛ばされたりして二次被害が出る可能性があるため注意が必要になる。

### **(一時預かり等)**

避難所での飼養が困難な場合や、飼い主の事情により飼養できない場合には、飼い主に対して、被災していない地域の親戚や友人などの中から一時預け先の確保に努めるよう呼びかける。その他自治体の収容施設や動物病院、民間団体等に一時的に預ける場合もあるが、この際は付帯条件や期間、費用などを確認し、覚書などを取り交わすように説明する。

### (3) 動物由来感染症の予防の措置

#### <実施項目>

- ・ 日頃からのペットの健康管理に係る指導
- ・ 避難生活でのペットの健康管理に係る指導
- ・ 地方獣医師会との連携（災害時のペットの診察について）
- ・ 動物由来感染症を予防するための衛生管理に係る指導

#### <解説>

ペットを飼養している飼い主は平常時からペットの健康管理に注意し、予防接種を実施するとともにノミなどの外部寄生虫を駆除し、トリミングなどを行うことで健康や衛生を確保する必要がある。健康や衛生が確保されていないペットは、感染症対策などの観点から、指定避難所や応急仮設住宅、動物保護施設や一時預け先などでの受入れができない可能性があることも留意しておく必要がある。

また、避難時では通常時と違う環境（指定避難所、応急仮設住宅、動物保護施設、一時預け先など）でペットが生活することを考えると、免疫力が低下するとともに、他のペットとの接触が多くなることから、都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理部局と獣医師会等で組織する現地動物対策本部は、ペットの感染症のリスクが高まることに留意する必要があることを周知しておく必要がある。

そのため、飼い主がペットの健康状態に異常を感じた際には獣医師の巡回診療や提携動物病院での診察がスムーズに受けられるように、自治体と地方獣医師会との間で災害時における協定等を結んでおくことが望ましい。また、協定等を結んでいない場合には地方獣医師会への支援要請内容について事前に共通認識をもっておく必要がある。

ペットの感染症罹患対策と同時に、人への罹患対策も必要となる。

避難所においては、人もストレスにより免疫力が低下し、断水で手洗いが行えず、空調も機能しない中で、温熱環境も維持できずに衛生環境が悪化する。更にペットもストレスや恐怖により平常時とは異なった反応（攻撃行動など）を示す可能性がある。

日常生活の中では問題のない接触が、発災時には平常時と異なり、咬傷やひっかき傷に繋がる可能性が高まるため、十分に注意することが必要である。

#### コラム：動物由来感染症について

人獣共通感染症のうち、動物由来で人に感染する疾患は「動物由来感染症」と呼ばれる。感染経路には大きくふたつあり、直接伝播（感染動物に噛まれる、舐められる、排泄物や体液からの伝播）と間接伝播（水や食物を介したものの、媒介動物：蚊やダニなどの刺咬や飛沫感染等）がある。

感染動物との接触がなければ感染する可能性は低いが、避難生活では人もペットも心身が弱りやすく、体調を崩しやすくなるため、日常生活よりも体調管理、衛生管理に留意

して生活することが重要となる。特に妊婦や免疫機能低下者、5歳以下の乳幼児、知的障害を有する人、高齢者は、感染のリスクが高かったり、感染した場合重症化しやすいなどの理由により、より一層の注意が必要となる。

#### ○予防方法・衛生管理

- ・平常時からペットの健康管理に注意し、予防接種や外部寄生虫の駆除を実施しておく。
- ・顔（口）を舐めさせたり、食器を共用するなど、動物との過剰なふれあいを避ける。
- ・動物と触れ合ったら、石鹸で手洗する。
- ・噛まれたり、ひっかかれたりしないように注意する。
- ・万一、咬傷や搔傷を受けた場合は、傷口を石鹸でよく洗い、医療機関を受診する。
- ・動物の糞便を適切に処理する。糞や尿を処理するときは、マスクなどで飛散した塵埃を吸入しないように気を付ける。
- ・野良ネコなどに不用意に触らない。

#### ○主な動物由来感染症の例\*

病名（病原体の種類、感染経路、媒介様式）

- ・猫ひっかき病（バルトネラ菌、猫、創傷）
- ・パスツレラ症（パスツレラ症、犬猫、咬傷・経気道）
- ・スポロトリコーシス（スポロスリックス菌（カビ）、犬猫・げっ歯類、創傷）
- ・皮膚糸状菌症（皮膚糸状菌（カビ）、犬猫・牛・げっ歯類、接触）
- ・マラセチア症（マラセチア（カビ）、犬猫、接触）
- ・トキソプラズマ症（トキソプラズマ（寄生虫）、猫・ハト、経口）
- ・トキソカラ症（回虫（寄生虫）、犬猫・鶏・ネズミ、経口）
- ・糞線虫症（糞線虫（寄生虫）、犬猫・サル、経口）
- ・オウム病（クラミジア、鳥類、経気道）
- ・重症熱性血小板減少症候群：SFTS（SFTS ウイルス、マダニ・犬猫、刺傷・接触）

※参考 獣医公衆衛生学教育研修協議会(編)：獣医公衆衛生学, 2024.

#### コラム：SFTS（Severe Fever with Thrombocytopenia Syndrome）：重症熱性血小板減少症候群について

SFTS（重症熱性血小板減少症候群）は、マダニ類が媒介するウイルスによって引き起こされる感染症である。この病気は、発熱や消化器症状、出血傾向などの症状を伴い、一部の患者では死亡例も報告されている。感染経路としては、主にマダニ類にかまれることが挙げられるが、感染した犬や猫の血液や唾液などの体液を介して人に感染する可能性

も指摘されている。国内では近年、年間 100 例以上の報告があり、注意が必要な感染症である。

一般的に、室内飼養の犬や猫であれば SFTS の感染リスクは低いとされている。しかし、屋外飼養のペットや外と行き来する飼い猫、地域猫、野良猫等については SFTS の感染リスクが高くなるため注意が必要である。また、屋外飼養のペットにマダニ予防薬を使用している場合でも、完全に感染リスクを防ぐことは難しいとされている。これは、予防薬がペットにマダニが吸血することを防ぐものであり、体毛に付着したマダニが人に吸血する可能性が残るためである。

SFTS に限らず、ペットが保有するダニ、シラミ、ノミ類が人に媒介する病気はいくつか存在する。そのため、ペットの適切な飼養管理が重要となるほか、衛生的に難がある動物を扱う際には特に注意が必要となりうる。

#### (4) 一時預かり体制の整備・対応

##### <実施項目>

- ・ 飼い主からの依頼に基づく一時預かり体制の整備

##### <解説>

やむを得ない事情でペットを飼養することができない飼い主から依頼があった場合、期間を定めて一時預かりをする。一時預かり先は、動物保護施設、動物病院、動物愛護団体及び個人ボランティア宅での預かりなど、状況に応じた体制を確保する。ペットを受け入れる際には個体識別処理を施し、識別マニュアルなどにより確実な個体管理を行う。またペットを預かる場合には、預かり期間、連絡先などを文書により明確にしておく。その際に、飼い主と離れ、慣れない場所での長期の生活がペットにとっては多大なストレスとなることを理解してもらい、できる限り早期に引き取るよう飼い主に説明する。飼い主とはこまめに連絡を取り、返還に向けた受入れ準備の状況や意思を確認する。さらに飼い主と連絡が取れない場合や、飼い主が飼養できなくなる状況なども想定し、関係団体と連携して新たな飼い主への譲渡体制も整えておく必要がある。

また、こうした預かりとは異なり、避難期間が長期になると被災した自宅の片づけや仕事などに出かけている間のデイケア的な一時預かりのニーズも発生する。こうしたデイケア的な預かりについては、避難所の入居者だけでなく、在宅避難者も希望することが多いので、対応する場合には、広く地域に周知するとよい。ペットを預かる場合には、預かり期間、連絡先、費用負担などを文書により明確にしておくことが重要である。

## (5) ボランティアの要請と受入れ

### <実施項目>

- ・ 相談窓口による必要なボランティアの情報収集と整理
- ・ 協力が必要な活動内容、人材とその人数、活動場所や期間などを整理して募集
- ・ 独自にボランティアの登録制度を設けている場合には、登録リストを基に登録者に協力を要請

### <解説>

自治体や現地動物対策本部等が、避難所での支援にボランティアの協力を求める場合は、受付窓口を設置し、それぞれの役割とその活動内容、行動規範を明確にした上で募集し、ボランティアの配置と役割を指示する。なお協力の要請に当たっては、あらかじめ被災地周辺の安全確認、人員体制、活動内容、持参物資リストなどを把握する。

動物愛護団体等の民間団体が独自にペット支援活動を行う場合も、必ず、自治体や現地動物対策本部等に登録し、市区町村の災害対策本部や避難所運営者の了解を得て活動する。また、保護動物数や保護した場所を報告し、被災地外に動物を持ち出す場合は動物数や行先などを報告するように指示する。

なお、社会福祉協議会が設置するボランティア受付窓口と連携し、外部からのボランティアの受入れに対応することが望ましい。また、ボランティアの受入れ等に関しては、これまでの災害対応におけるボランティアの活動事例を基に、望まれる行動の基準を示した「人とペットの災害対策ガイドライン ボランティアの活動と規範（令和2年3月）」<sup>7</sup>も参考に対応を進めることが望ましい。



<sup>7</sup> 「人とペットの災害対策ガイドライン ボランティアの活動と規範（令和2年3月）」  
[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/r0204a.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0204a.html)

## (6) 応急仮設住宅での飼い主支援

### <実施項目>

#### 1) 応急仮設住宅の設置管理者との連携によるペットの飼養方法の決定

- ・ 応急仮設住宅の設置管理者との協議
- ・ ペット飼養のルール作り
- ・ 飼い主に対する適正な飼養指導や支援

#### 2) ペットの適正飼養の指導

- ・ 応急仮設住宅における飼養ルールの決定と周知
- ・ 「飼い主の会」の設置指導
- ・ 応急仮設住宅における飼養状況の把握

### 1) 応急仮設住宅におけるペットとの同居

避難生活の中で飼い主とペットと一緒にいられることは、被災者が普段の暮らしを取り戻すために必要な支援の一つと考える。実際に、新潟県中越地震や中越沖地震での応急仮設住宅においては、入居者の約 1 割の世帯が犬や猫を飼育していたとのデータもあり、それを踏まえた対応を検討しておくべきであろう。

しかし、応急仮設住宅での暮らしは限られた空間での共同生活であり、ペットを飼養している人と飼養していない人との相互理解が不可欠である。

応急仮設住宅でのペットとの同居においても、避難所と同様に避難した人々とペットとの距離が近くなるおそれがあり、鳴き声や臭い、衛生害虫などの苦情が出ることが予想されるため、応急仮設住宅でペットを飼う際のルールを徹底し、お互いの共通理解を築く必要がある。そのために、現地動物対策本部等は、応急仮設住宅の設置・管理者と、応急仮設住宅の状況（形態・立地場所・地域数）、ペットの同行避難者とペットの種類・数・飼養形態など地域の状況を考慮して、応急仮設住宅でのペット飼養のルール作りや、飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施する。

また応急仮設住宅の入居期間を経て自立した生活再建に繋がるよう、自立支援を基本とし、無料での物資やサービス、獣医療などの提供は段階的に減らし、応急仮設住宅を出た後も自らの力で継続して飼養できる環境作りに協力する。

なお災害公営住宅に移行する際のペット飼養の可否については、応急仮設住宅での飼養支援と並行して、関係自治体に働きかける必要がある。

## 2) ペットの適正飼養の指導

応急仮設住宅でのペットの飼養ルールは、基本的には、都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理部局と獣医師会等で組織する現地動物対策本部の指導の下、応急仮設住宅の設置・管理者が決定するが、住民同士の話し合いで飼養方法を決める場合もある。

具体的なルール作りにあたり室内飼養のみとするか、犬の室外への係留を認めるかについては、応急仮設住宅の立地状況、地域での飼養状況、住民の理解などを考慮する必要がある。飼養ルールで多い事例は、「原則として室内飼養」とする方法である。限られた空間の室内で、人とペットが生活するために、室内ではケージでの飼養を勧めるとよい。室内飼養とする場合は基本的に飼い主自身が自己の責任で必要な物資をそろえる必要があるが、ケージなどを調達できない飼い主のために、自治体や現地動物対策本部等は、ケージの貸し出しなどの支援を行う。ただし、ケージでの飼養がしにくい大型犬や元々室外飼養をしていた犬については、別途、ルールの検討や支援が必要となる場合がある。

応急仮設住宅でのペット飼養に起因した苦情やトラブルの原因には、避難所と同様に、鳴き声、におい、毛の飛散、糞の放置などが挙げられる。飼い主は平常時と同様に飼い主マナーを遵守し、適正に飼養する必要がある。

また、災害によって地域コミュニティが分断されることで、避難所から応急仮設住宅への移行時に、住民同士の共助の確立が困難な状況も起きる場合もある。このため、都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理部局と獣医師会等で組織する現地動物対策本部は、応急仮設住宅の管理者やボランティアと連携し、「飼い主の会」等の立ち上げに対する支援をすることで、飼い主を含む住民同士の共助によるペットの適正飼養ができるよう促す。

あわせて、都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理部局と獣医師会等で組織する現地動物対策本部は、応急仮設住宅の管理者やボランティアと連携して、飼養ルールや衛生管理の方法などを飼い主に説明するとともに、応急仮設住宅でのペットの飼養状況の把握に努め、ペットの適正な飼養管理や衛生管理に問題がないかを確認する。

#### 4. ペットの災害対策活動の終息の考え方

現地動物対策本部等の解散や動物保護施設の閉所などについては、復旧や住民の住居環境の整備状況、保護依頼の状況や飼い主への返還・譲渡の状況などを総合的に勘案して、その時期を判断する。

<扉>

自治体が連携して行う災害対応 — 平常時から復興期まで —

## ■ 【本編 1 - 4】 自治体等が行う避難所対応

避難所において、自治体等が、ペットを連れて被災者に対し必要な支援を行うことは、飼い主の早期自立に繋がり、結果として、ペットの健康と安全の確保にも寄与する。また、ペットを飼養しない避難者とのトラブルを最小化させ、全ての避難者の生活環境の保全を図ることになる。

### 1. 平常時

#### (1) 人とペットの災害対策に関する避難所運営者への普及啓発

基礎自治体	ペットの受入れについて避難所運営者および関係部署との調整
	避難所での受入れ可能頭数の情報共有
	身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の飼養状況の把握
	受入れ方法等の検討
	避難所ごとの受入れ方法等の周知
	同行避難訓練の実施
自治体等 (災害時動物担当)	ペットの受入れについて基礎自治体および関係部署との調整
	発災時における関係機関との通信手段・連絡体制の検討
	受入れ方法等の検討
	避難所ごとの受入れ方法等の周知
	同行避難訓練の実施
都道府県、 指定都市、中核市 (動物愛護管理 部局)	ペットの受入れについて基礎自治体および関係部署との調整
	発災時における関係機関との通信手段・連絡体制の検討
	避難所での受入れ可能頭数の情報共有
	身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の飼養状況の把握
	受入れ方法等の検討
	避難所ごとの受入れ方法等の周知
	同行避難訓練の実施

#### <解説>

自治体は、飼い主がペットと同行避難することを前提とし、避難所において同行避難者の受入れのキャパシティの検討と飼養管理ができるように、指定避難所での同行避難の受入れ体制を整備する必要がある。また、同行避難の受入れ体制整備の際には、避難所周辺地域でのペットの飼養状況に応じて、避難所におけるペット飼養場所を検討することも必要と

なる。

一方で、指定避難所での実際のペットの受入れは、避難所ごと（避難所施設管理者）の判断とされることが多いため、受入れについてのトラブルが生じたことがこれまでの災害でも報告されている。

このような混乱を避けるため、自治体は、指定避難所の運営組織や避難所施設管理者、地域防災組織等との同行避難者受入れに関する調整、必要な物資の備蓄などについてあらかじめ協議し、災害時の対応について調整することが求められる。あわせて、住民に対して避難所ごとの災害時のペット飼養管理場所を含めた受入れ方法等の周知を徹底しておくことが必要となる。

#### コラム：避難所の同行避難者受入れの周知

避難所でペットを受入れる場合、避難所となる施設の規模・構造や受入れの人数等様々な条件を勘案し検討するため、避難所ごとに受入れ方法やペットの飼養スペースなどは異なる。そのため、避難所ごとのペット受入れ情報を平常時から住民に対して公開することは、住民の迅速な避難行動を促進することにもつながり、防災上、極めて重要な取り組みとなる。

避難所のペット受入れ情報は、自分の家に近い避難所ではどういう形でペットを受入れてもらえるのか、その場合どんな準備が必要かなどを自主的に考えて準備してもらうためにも必要な情報となる。

既に避難所での受入れ方法や飼育スペースの情報の周知を行っている自治体も増えてきている。例えば、群馬県前橋市ではペットの飼養スペースについて避難所ごとに図面で示している。また、青森県八戸市では、避難所の一覧表にペットの受入れスペースの情報（屋内か屋外かなど）を掲載し、また、ペットの同行避難に必要な物のチェックシートなども掲載している。

群馬県前橋市：ペット可避難所内のペットエリアを図示



<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/somu/bousaikikikanrika/gyomu/2/hinanjo/34082.html>

青森県八戸市：域内の全避難所のペットの受入条件を公開



<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/saigaitaisakuka/bosai/hinan/23913.html>

## (2) 季節や災害の種類による対応と必要な備え

基礎自治体	季節や災害の種類を考慮した各避難所でのペット飼養場所の検討
	必要物資の情報収集と発信方法の検討
	季節や災害の種類を考慮した同行避難訓練の実施
自治体等（災害時 動物担当）	季節や災害の種類を考慮したペット飼養場所について、基礎自治体および関係部署との調整
	季節を考慮した必要備蓄の確保と輸送手段の調整
	季節や災害の種類を考慮した同行避難訓練の実施
都道府県、 指定都市、中核市 （動物愛護管理 部局）	季節や災害の種類を考慮したペット飼養場所の指導・助言
	季節を考慮した必要備蓄の確保と輸送手段の調整
	季節や災害の種類を考慮した同行避難訓練の実施

### <解説>

災害は、その種類や発生する季節も様々である。このため、自治体は季節や災害に応じた対応を検討しておく必要がある。避難所におけるペットの飼養スペースが屋外である場合、夏季であれば暑さ対策、冬季であれば積雪や寒さ対策が必要となる。避難が長期化する際には屋内での飼養スペースの確保について検討が必要となる。また、飼養スペースの確保が困難である場合には、トレーラーハウス設置による飼養スペースの確保や動物保護施設等を検討する。

### 飼養場所設定時の配慮

#### <夏季：暑さ対策>

夏季のペットの飼養場所は屋内飼養が望ましく、直射日光のあたる窓辺を避け、換気を行い、室温の上昇には十分注意する。人やペットの熱中症を防ぐため、避難所へのエアコン設置・増設、学校体育館の冷房化、網戸活用による換気、ポータブル電源・扇風機の備蓄、水分・冷却用品の配布に加え、日中と夜間の避難所利用の使い分けが推奨される。ペット用のスペースにはスポットクーラー、サーキュレーターなどの活用も有効である。

ペットを屋外で飼養する場合には、日陰のない場所やエアコンの室外機の排気等を避けるよう配慮する。

夏場など気温の高い時期には車内での飼養は厳しい。もし、車の中でペットを飼養する場合には、熱中症への対策と注意が不可欠となる。飼い主が長時間車を離れる場合には、ペットを車中以外の安全な場所に移動させるなどの措置が必要である。

#### <冬季：寒さ対策>

冬の災害（大雪、吹雪、寒冷地での地震・停電）に対し、特に雪国や積雪・凍結の恐れがある地域では、平常時からの備えが重要となる。避難所では灯油ストーブや生活燃料を備蓄し、暖房ができる環境を整えることが推奨される。

ペットの飼養場所は、可能な限り屋内が望ましく、風雪などを避けられることが必要である。特に室内飼いのペットは寒さに弱いため、体温低下に注意が必要である。また、鳥類や爬虫類などを避難所で扱う場合には特に温度管理は重要となる。電源等が使えない場合に備え、ケージ全体を覆うタオルやペット用毛布、使い捨てカイロの使用など応急的な保温対策も検討する。

#### <風水害・津波対策>

豪雨災害や台風、津波の場合には屋内での飼養が基本となる。テント等は強風で飛ばされて二次被害が出る可能性があるため注意が必要であり、屋外に飼養場所を設置する場合には、急激な増水で飼養場所が水没しないよう注意が必要となる。

#### コラム：スターキットとは

災害が発生した直後の現場（避難所や対策本部など）には、必ずしも担当者や運営マニュアルを熟知した者がいるとは限らない。

この対策として、最初にそこに到着した者（又は、その場にあわせた者）が、速やかに体制が整えられるよう、初動の指示（やるべきこと）が記載されたスターキットを備える取り組みが始められている。

スターキットは、導入に際して、「住民主体の避難所運営の方針が自治体で定められていること」「避難所でのペット飼養場所が決まっていること」の2つの前提条件が必要となる。また、導入後は、地域住民がスターキットを用いた避難所運営が適切に行えるよう、行政・専門職・住民が連携した訓練が求められる。導入前の前提条件の整備、及び、導入後の訓練が進めば、スターキットは、適切な同伴避難対応のための有効なツールとなり得る。

スターキットの目的や特徴は以下のとおり。

- 1) 初期の対応に使用
- 2) イラストなどととも、誰が読んでも理解できる指示が、1項目ずつ簡潔に記載されていること
  - ・カード形式では1カードに1ミッション
  - ・チェックリスト形式では、1項目に1ミッション
- 3) その場にいる人が指示されたミッションを1つずつ実施していくことで、手順に沿った業務が遂行できる。
- 4) 避難所の立ち上げ、集合住宅での避難誘導、災害対策本部の設置など、様々な状況に応じたパターンがある。
- 5) 1人で同時に対応できない役割を複数抱え込むことがないように、その場にいる人に

協力を求めて作業を分担できるように組み立てる。



[資料提供：NPO 法人アナイス]

(3) ペットの災害対策に関する連携対策の整備

1) 自治体内での連携

<u>都道府県、 指定都市、中核市</u> <u>(動物愛護管理部局)</u> と	災害対策本部との連絡体制の構築
<u>都道府県、指定都市、中核市、 基礎自治体</u> <u>(防災担当)</u> の連携	発災時における関係機関との通信手段・連絡体制の検討

<u>自治体等</u> <u>(災害時動物担当)</u> と	ペットの受入れについて避難所および関係部署との調整
<u>都道府県、 指定都市、中核市</u> <u>(動物愛護管理部局)</u> の連携	地区の犬、猫の飼養頭数と避難所での受入れ可能頭数の情報共有
	受入れが出来ない場合の代替方法の検討
	同行避難訓練の実施
	ペットを飼養する在宅避難者への支援方法の検討
	物資等の輸送、供給対策
	ペット飼養可能な応急仮設住宅の整備

<u>都道府県、 指定都市、中核市</u> <u>(動物愛護管理部局)</u> と	身体障害補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の飼養状況の把握
<u>都道府県、指定都市、中核市、 基礎自治体</u> <u>(社会福祉担当)</u> の連携	ペット飼養者が要配慮者である場合の連絡体制の構築

<解説>

これまでの災害では、ペットの避難に関する情報は後回しになることが多く、動物愛護管理部局のみに情報が寄せられ、被害や避難の全体像が把握できずに円滑な対応や支援が困難となる状況が多く確認されている。

このような混乱を避けるために、動物愛護管理局は、災害対策本部の主体となる防災担当部署や、補助犬を必要とする要配慮者等の情報を有する社会福祉担当部署などと平常時から連携体制を構築することで、人の情報に連動した情報収集や情報の共有が可能になる。そのために災害時の連携の方法を各自治体であらかじめ準備し、ペット飼養者に関する情報窓口の一元化や対応要員の確保、関係各部所との連絡体制の整備を検討しておく必要がある。

## 2) 他自治体との連携

<u>都道府県、</u> <u>指定都市、中核市</u> <u>(動物愛護管理局)</u> と <u>他自治体</u> の連携	広域支援・受援体制の整備
	ペットに関する窓口設置の検討
	物資の調達体制の検討

### <解説>

大規模災害によって地域の中核となる都市や県庁所在地等が被災した場合には、災害への備えをあらかじめ十分にしていた場合でも、都市機能が停滞する中で災害支援活動を開始するのは困難を伴う。このため、各自治体は、近隣の自治体や地方獣医師会等との間で、災害時のペットの保護や支援の広域的な連携のあり方をあらかじめ検討・調整し、発災時に広域な支援体制や受援体制が取れるように、災害時の相互応援協定等を締結しておく必要がある。さらに、円滑な支援・受援を行うため、定期的に訓練をするなどの準備をしておくことが重要となる。

今後の発生が予測されている広域災害を視野に、広域の支援・受援が相互に行える自治体間等での共助（互助）としての体制整備が必要とされている。

## 3) 民間企業・団体との連携

<u>都道府県、</u> <u>指定都市、中核市</u> <u>(動物愛護管理局)</u> と <u>民間企業・団体</u> の連携	広域支援・受援体制の整備
	必要に応じた協定の締結
	物資の調達体制の検討
	ペットボランティアの育成・登録
	関係機関との連絡体制の構築

### <解説>

災害時には多くの人手が必要になるので、安心して任せられる人材の確保は非常に重要であり、自治体は平常時の活動を通じて、民間団体などと良好な協力関係を築いておき、災害時に協働して支援活動ができるような体制を整備しておくことが必要となる。

また、発災時には多くの民間支援団体やボランティアが被災地に入る。ペットを対象とした支援の場合、通常の一般ボランティアと、獣医師や愛玩動物看護師、ドックトレーナーな

どの専門的な技術や知識を有する専門ボランティアとに区分され、それぞれ役割が異なる。そのため、自治体は、民間支援団体やボランティアへの協力依頼の方法や受付窓口、活用方法、それぞれの行動規範、社会福祉協議会のボランティア保険を活用した補償などをあらかじめ検討しておく必要がある。

#### (4) 情報の収集及び共有方法の検討

都道府県、指定都市、中核市、 基礎自治体 (各担当共通)	被災者と同行避難したペットに関する情報収集と共有方法の検討
	情報窓口の一元化の検討

##### <解説>

これまでの災害では、避難所などにおける被災者の情報は災害対策本部に集約されたが、同行避難したペットに関する情報は後回しとなり、トラブルになってから情報が寄せられることや、関係部署に個別に情報が寄せられ、全体が把握できないといった状況があった。このような混乱を避けるためにも、避難所から災害対策本部への報告項目にペット同行避難者の状況を追加するなど、人の情報と連動した情報収集や情報の共有方法をあらかじめ各自治体で準備し、ペット飼養者に関する情報窓口の一元化とそのための対応要員や連絡体制の整備について検討しておくが良い。

##### コラム：地域のコミュニティなどを活用した連携体制づくり

地域のペット飼養状況を把握しておく事は、災害時の迅速な情報収集につながるため、自治体は普段から住民によるコミュニティや地域防災組織からの情報収集に努める他、動物愛護推進員や民生委員、ソーシャルワーカーなどと協力して、支援が必要な方々の情報収集についても検討を進めておくとうい。

また、自治体は一方的に情報を集めるだけでなく、災害対応に係る情報の発信を前述のような住民を通して日頃から行うことで災害時の連携体制を構築することができる。

## (5) 避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れ対策に関する市区町村との調整

<b>基礎自治体</b> <b>と</b> <b>都道府県、</b> <b>指定都市、中核市</b> <b>(動物愛護管理局)</b> <b>の連携</b>	都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理局は、災害時のペット対策や応急仮設住宅などでのペットの受入れに関する地域防災計画への記載の追加を地域防災計画の担当部局に対して要請
	関係機関や団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時のペット対策に関する連携体制の整備に係る調整
	災害対策部局や自主防災組織、避難所運営管理者などへのペットの受入れに関する方針の周知と理解の促進

### <解説>

自治体は、飼い主がペットと同行避難する事を前提とし、飼い主が避難所や応急仮設住宅で、適正な飼養管理ができるように、指定避難所でのペットの受入れなどについて、体制を整備する必要がある。また、応急仮設住宅でのペットとの同居についての取組が必要である。

検討すべき事項として、地域防災計画へのペットの受入れに関する記載や、指定避難所の管理者や応急仮設住宅、災害公営住宅の設置者との調整、必要な支援物資の備蓄などが挙げられる。

特に避難所での受入れ体制の整備に際しては、管轄地域のごく一部の避難所のみを同行避難受入れ可の避難所（同伴避難所）として設定することが、ペット受入れ不可の避難所周辺の飼い主にとっては、災害時に遠く離れた避難所まで避難を強いられたり、避難をあきらめ危険な場所に留まったりするなど、人命にかかわる事態にもつながるため注意が必要である。また、避難所周辺地域での平常時のペット飼養状況に応じて、避難所におけるペット飼養場所を検討することも必要となる。

### ■ 指定避難所でのペットの同行避難者の受入れ

<p>■ 指定避難所へのペットの受入れにあたって検討が必要な事項の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災計画への、「指定避難所でのペット受入れ」に関する記載</li> <li>・ 指定避難所の設置者や管理者との間で、指定避難所でのペットの受入れに関する取り決めを検討するとともに、状況によっては、ペットの受入れを要請</li> <li>・ 指定避難所でのペットの飼養管理マニュアルの作成</li> <li>・ 必要な物資の備蓄</li> <li>・ 感染症対策</li> </ul>
---

指定避難所の設置者や管理者は、飼い主がペットを連れて避難してくることを想定した対策を取っておく必要がある。そのため、指定避難所を選定する際には、ペットの飼養場所や飼養管理のルールも検討しておくことで、指定避難所におけるペットに起因した避難者からの苦情やトラブルを削減できる。また、発災直後の指定避難所の運営とペットの受入れ対策について、誰もがすぐに利用できる簡潔な指示書（スターターキット<sup>8</sup>など）を整備しておくといよい。このような指示書があることで、災害発生時にとるべき初動措置が効率的に整えられ、初動での混乱を最小限に抑えられる。

指定避難所は、動物が苦手な人や動物アレルギーを持っている人など様々な人が共同生活を送る場所であるため、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭いなどへの配慮が必要である。

これまでの災害対応では、ペットの飼養場所を別に確保して、人が生活する場所と分ける方法や、ペット飼養者とペット非飼養者の生活場所を分ける方法などが採られているが、指定避難所の形態や、地域における人とペットとの関わり方などを考慮して、地域に合った方法を検討する必要がある。

#### コラム：「身体障害者補助犬」と避難所などへの同伴について

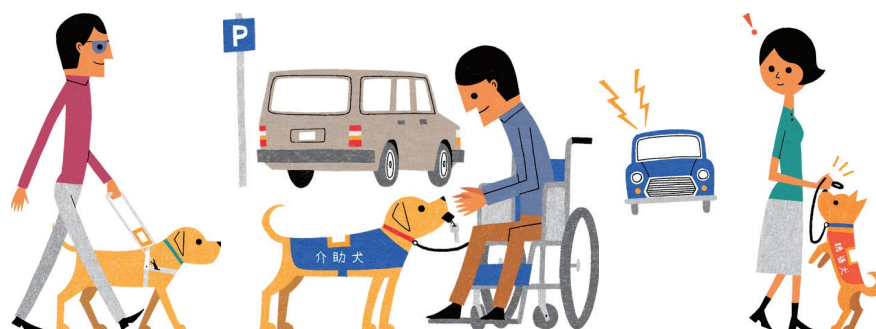
身体障害者補助犬とは、身体障害者が同伴する補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）で、身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬をいう。

身体障害者補助犬は、本ガイドラインが対象としているペットとは異なる。国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、災害時に身体障害者が避難所などへ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、身体障害者補助犬を拒んではならないことが法律で定められている（身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等）。

ここでいう「同伴」とは、身体障害者を介助することを目的に付き添う（同伴する）ことと同様に、身体障害者補助犬が身体障害者とともにいることを言う。したがって原則として、身体障害者と身体障害者補助犬を分離せず受け入れるべきである。

<sup>8</sup> p.99 「コラム：スターターキットとは」

### 【身体障害者補助犬の種類と役割】



出典：厚生労働省「ほじょ犬 もっと知って BOOK」

盲導犬：視覚障害のある人が街なかを安全に歩けるようにサポートする。

介助犬：肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートする。

聴導犬：聴覚障害のある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導する。

### 【関係法令】

身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）

施行日：令和三年九月一日

令和三年五月一九日公布（令和三年法律第三十六号）改正



【身体障害者補助犬について（厚生労働省）】

<[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/hojoken/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hojoken/index.html)>

### コラム：『同室避難』\*のメリットと課題

避難所等において、ペットを飼い主と同じ部屋で飼養管理する状態は同伴避難（同室飼養）に区分され、『同室避難』\*とも呼ばれている。これまでの災害でも避難所内でのペットの同室避難を求める飼い主が多くみられた。一方で、同室避難には避難所の規模や避難スペースといった要因による課題もあり、同室避難を可能とすることは難しい状況もある。

ここでは、避難所でのペットの同室避難（同伴避難（同室飼養））を検討するにあたってのメリットと課題を整理している。自治体や避難所運営管理者は下記に示すメリットがある一方で、課題に留意し、避難所ごとの状況を踏まえて各避難所におけるペット飼養環境に関するルールを検討する必要がある。

<p>メリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼い主、ペット共に避難生活の不安が和らぎ、ペットの無駄吠えなどが少なくなることが期待される。</li> <li>・ 常に飼い主の目の届く場所にペットがいることで、体調を崩したペットや介助が必要なペットの世話をしやすいく。</li> <li>・ 糞尿の処理を迅速に行えるため、衛生管理がしやすい。</li> <li>・ ペット飼養者専用の部屋として区分することで、部外者のペットへの接触などを防ぐことができる（飼養者と非飼養者の部屋を分けられる場合）。</li> </ul>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ペットの種類によってペット同士の飼養場所（部屋）の区分が必要となる場合がある。</li> <li>・ 自宅の片づけや仕事などで飼い主が不在になる際は、一時預かりやデイケアサービスなどで群管理を行う必要がある。</li> <li>・ 感染症罹患個体や衛生管理の十分でない個体が同室に含まれる場合には、他者や他のペットへの感染の可能性が高くなる。</li> <li>・ ペット飼養者に対してペット飼養場所も含めた広いスペースが与えられることで、ペット飼養者への厚遇と捉えられ、避難者内の不和、トラブルに発展しうる。</li> <li>・ 避難所閉鎖後は清掃や消毒が必要になる。</li> </ul> <p>■ 更に、飼養者と非飼養者が同じ部屋で避難生活を送る場合には、以下の課題についても考慮が必要になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テントやパーティションなどで非飼養者との空間を分ける必要がある。</li> <li>・ 匂いや鳴き声が原因で、他の避難者に迷惑をかける可能性がある。</li> <li>・ アレルギーの問題、フケや抜け毛による衛生問題が起こる可能性がある。</li> <li>・ 動物好きの子供や他者が勝手におやつを与えたり、ペットに触ったりすることで、接触による事故やトラブルが発生しうる。</li> <li>・ 同じ空間でペットが飼養されていることで、非飼養者との接触による事故やトラブルが発生しうる。</li> </ul>

\*本ガイドラインでは、避難所でペットと共に避難生活を送る状態を示す「同伴避難」のうちの一つの形式として「同伴避難（同室飼養）」を採用している。

## ■ 応急仮設住宅でのペットとの同居

### ■ 応急仮設住宅へのペットの受入れにあたって検討が必要な事項の例

- ・ 都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理部局は、地域防災計画へ「応急仮設住宅でのペットの受入れ」に関して記載を追加することを、地域防災計画の担当部局に対して要請
- ・ 都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理部局は、応急仮設住宅の設置者や管理者との間で、応急仮設住宅でのペットの同居に関する取り決めに検討するとともに、状況によっては、ペットの受入れを要請
- ・ 都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理部局は、応急仮設住宅でのペットの飼養ルールに関する検討
- ・ 応急仮設住宅でのペット飼養者入居住宅のエリア分けに関する検討
- ・ ケージなど必要な物資の備蓄

東日本大震災では、多くの自治体が応急仮設住宅でのペットの飼養を可とする方針を示したものの、実際にペットとの同居に結びつかなかった事例がみられた。その理由として、「他の入居者や応急仮設住宅の自治会での承認が得られなかった」、「応急仮設住宅での飼養ルールとして挙げられた室内飼いの規則にそぐわない犬（大型犬、室内に慣れていない犬など）を飼養していた」などがあげられた。応急仮設住宅でペットの飼養が認められない場合、ペットを飼養する避難者は、避難所閉所以降の住まいの選択が非常に困難な状況に陥ることとなる。したがって自治体は、被災者の住環境保障の観点からも、地域のペットの飼養状況に応じた応急仮設住宅での受入れ方針を検討する必要がある。

これまでの災害時対応では、室内飼いをペットと同居する際の条件とした例や、ペットの飼養者の入居する棟を応急仮設団地の一角に集めた例、飼養者専用の応急仮設住宅を設置した例、応急仮設住宅の近隣にペットの飼養施設を設置した例などがある。

鳴き声や糞尿など、応急仮設住宅で想定されるトラブルと地域の状況を考慮して、応急仮設住宅でのペットの飼養ルールを検討する必要がある。

## 2. 災害発生時の初期対応（発災当日～翌日）

●災害発生時の初期に、自治体等が行う避難所対応と担当機関

	(1) 避難者対応（避難の誘導・呼びかけ）	(2) 被害状況の把握・情報収集	(3) 備蓄支援
基礎自治体	安全な避難場所への誘導	被害状況の把握	避難所でのペット飼養スペースの確保
	避難所でのペット同行避難者の受入れ	同行避難に関する情報の収集	物資支援
	避難所の収容頭数を超えるなど受入れができない場合には、他の避難所の情報を提供		
都道府県、指定都市、中核市（防災担当）	安全な避難場所への誘導の支援	被害状況の把握	物資支援
自治体等（災害時動物担当）	市区町村が実施するペット同行避難者の避難所への避難誘導の支援	避難所におけるペット受入れ状況の確認	
都道府県、指定都市、中核市（動物愛護管理部局）	被災地市区町村へのペットの避難に係る指導助言	災害時協定の締結先や関係団体等との連絡体制の確保	負傷動物への獣医療の提供
	避難所の収容頭数を超えるなど受入れができない場合には、一時預かり先等の情報を基礎自治体に提供	初動要員の確保	物資支援
		ペットと特定動物に関する情報の収集	
		避難所におけるペット受入れ状況の確認	

## (1) 避難者対応

### 1) 避難の誘導・呼びかけ

避難指示が出された際に、都道府県（指定都市、中核市を含む）と市区町村（基礎自治体）の担当部署は連携して、ペットの飼い主に対して、人間の安全を確保した上で、ペットを連れて避難行動をとるように呼びかける。

避難行動の原則は、飼い主の安全を確保した上での同行避難とする。ただし、堅牢な建物などである場合、在宅避難を推奨している自治体もあるので、避難の呼びかけは、その時に取りうる最善の避難方法になるように十分に注意する。

また、飼い主が外出中でペットと離れている場合や、ペットが逃げだして見つからないなど同行避難が困難な場合には、飼い主の安全を確保するため、ペットを同行することよりも、飼い主が避難することを優先するように呼びかける。

### 2) 避難所での受入れ

避難所開設者は、ペットを連れてきた同行避難者が避難所に避難してきた場合には、事前の取決めによりペットの受入れを行っている避難所であれば施設の安全を確認したうえで受入れを行う。その際、災害の状況や天候などを考慮し、避難者・ペット双方に負担が生じない環境を整備するとともに、ペットを飼っていない避難者にも理解が得られるよう、避難所での飼養環境を設定するよう努める。

避難所受入れの際には、できるだけペット飼養者をまとめたエリアに誘導できると、その後の避難生活エリアの整理やアレルギー等への対策がしやすくなる。一方で、発災直後は混乱した中での対応が求められることや、避難所開設担当者の到着前から多くの避難者が避難所施設内に避難している場合も多いため、まずは避難者の安全確保を第一に受入れを行うことが求められる。

#### コラム：避難所における爬虫類の管理

爬虫類というと猛毒を持つヘビなど特定動物（飼養・保管が原則禁止されている種）等をイメージする人もいるが、一般的にペットとして飼養できる爬虫類には特定動物のような危険な毒をもつ種はいない。ここでは、ペットとして一般的に飼養されているカメ、トカゲ、ヘビなどの爬虫類の特徴と災害時の飼養環境について紹介する。爬虫類というだけで、危険な動物というイメージを持つ人も少なくないため、受入れる際にはきちんと管理をしている旨を避難所の入居者に説明しておくことも大切になる。

##### <爬虫類はアレルギーなどの心配が少ない>

爬虫類は、汗をかかないこと、ほぼ鳴かないこと、代謝が低いことから糞尿の回数、量も少ないことから、周りへの影響が比較的少ない生き物である。また毛や垢が出ないため、爬虫類自体が原因となるアレルギーの心配はほぼない。

##### <非常時の保管管理について>

避難所での飼養場所の選定にあたっては、個体が逃げ出さないよう工夫がされたケース等に入れたうえで、急な温度変化や雨風の影響を受けない屋内の一角（ペット飼養スペースなどの一部）で暗幕をかけるなどの配慮を行えば安全に管理することが可能である。

**<爬虫類の特性：水は必要だが数日間の絶食は支障が少ない>**

爬虫類は変温動物である。変温動物は体温調整を外部環境に依存し、代謝が低い。そのため、飲み水は必要だが、健康な個体であれば数日間エサを与えなくても支障が少ない。むしろ、食べ物の消化には多くのエネルギーを使うため、毎日エサを与えないほうが良い場合もある。

**<飼い主への普及併発：最低限の温度管理をする手段確保が重要>**

爬虫類の飼養管理においては温度管理が重要となるが、特に災害直後の避難所においては電源等が確保できないことも多い。個体の特性や季節に応じて、使い捨てカイロや段ボールを利用した保温、保冷剤による冷却手段の確保など、応急処置的な温度管理は飼い主の責任において行ってもらうことが基本となるため、飼い主に対して平常時からの備えを啓発しておくことも重要となる。

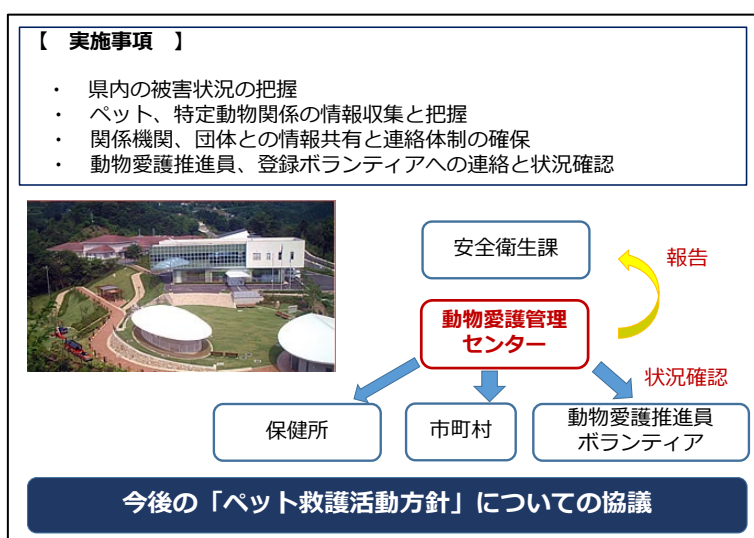
## (2) 被害状況の把握・情報収集

初動では、人命の救助活動が最優先となるが、以後のペットの災害対策を見据えて、被災状況及びペット同行避難の受け入れ状況を確認し、協定の締結先や国・市区町村等の関係団体等との連絡調整を開始する。

### 事例：被害状況把握及び連絡体制の例

#### 徳島県

徳島県では、災害の発生初期に「動物愛護管理センター」が各保健所や市町村、愛護推進員などからの情報を集約し、安全衛生課に報告する連絡体制を構築し、図上訓練において役割の確認、課題の検証を行っている。



#### 連絡体制の例

災害時ペット救護「広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練」(徳島県) 資料

[資料提供：徳島県]

## (3) 備蓄支援

災害時の対応は飼い主による自助が基本となるが、ペット同行避難者の中には一時的な飼養用品しか持たずに避難してくる飼い主も一定数いることが想定されるため、被災地域の流通がある程度回復するまでは、支援物資として一般的な飼養用品の提供も行えるように備えておく必要がある。ただし、医薬品や特別食などの入手が難しいものについては、飼い主が平常時に準備しておく必要がある。

### 3. 災害時のペット対策（2日目以降の緊急対応）

●災害発生2日目以降に、自治体等が行う避難所対応と担当機関

	(1) 他部局・自治体との連絡調整及び情報共有の要請	(2) 受援体制の整備
基礎自治体	災害対策本部との情報共有	支援ニーズの把握
	ペットに関する窓口の設置	支援物資保管場所の整備
自治体等（災害時動物担当）	基礎自治体からの情報収集	広域支援の要請検討
	担当窓口の設置	支援物資保管場所の整備
	広域支援体制の基づく応援の要請	広域支援体制に基づく応援の要請と応援職員の受入れ
都道府県、指定都市、中核市（動物愛護管理部局）	災害対策本部からの情報収集	地方獣医師会との連携
	担当窓口の設置	支援物資保管場所の確保
	広域支援体制の基づく応援の要請	広域支援体制に基づく応援の要請と応援職員の受入れ

#### (1) 他部局・自治体との連絡調整及び情報共有の要請

自治体は円滑な支援につなげるために、災害時のペットに関する相談窓口を設置し、被災動物に関する情報を効率的に収集する。相談窓口は、情報収集と発信を一元化するため、自治体のペット担当部署内に置かれることが望ましく、避難所ごとに担当者や飼い主の会がニーズをまとめ、自治体に設置された相談窓口で情報が集約されるようにすると、効果的な情報収集と支援が可能となる。

相談窓口は、各避難所でのペット同行避難者の避難状況や在宅避難者の状況、それぞれの避難先でどのような支援が求められているのかなどについて正確な情報が収集できるとともに、自治体等による支援内容や指定避難所における飼養方法の指導、ペットの一時預け先などの情報を提供・発信する拠点としても重要な役割を担う。

## **(2) 受援体制の整備**

大規模災害によって地域の中核となる都市や県庁所在地等が被災した場合には、被災自治体は、近隣の自治体との相互応援協定等の締結により、広域な支援体制や受援体制を整備する。

また、動物愛護管理部局は、地方獣医師会等と連携し、応援職員の要請と受け入れ体制を整備する。

### (3) 避難所での飼養環境のあり方

	1) 飼養場所選定時の配慮	2) 飼養スペースの作り方	3) 季節や災害の種類による対応
基礎自治体	アレルギーに配慮した飼養環境の整備  避難所周辺地域でのペットの飼養状況に応じたペット飼養場所の検討	時間経過による飼養環境の設定  動物種別の飼養環境の設定  管理方法の違いによる飼養環境の設定	災害の種類や季節に応じた飼養環境の整備
都道府県、指定都市、中核市 (動物愛護管理部局)	避難所における飼養環境の指導・助言・支援	避難所における飼養環境の指導・助言・支援	避難所における飼養環境の指導・助言・支援

#### 1) 飼養場所選定時の配慮

避難所におけるペットの飼養場所の設定は、災害の種類や季節、避難所の状況などによって飼養場所として設定できる場所が異なる。また、避難所には動物が苦手な人や動物アレルギーを持つ人など様々な人が共同生活を送る場所であるため、可能な限りペットゾーニング（ペットエリア分け）を行ったうえで、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭いなどへの配慮も必要となる。

これまでの災害対応におけるペットゾーニングでは、ペットの飼養場所と人が生活する場所を分ける方法や、ペット飼養者とペット非飼養者の生活場所を分ける方法などが採られているが、指定避難所の形態や、地域における人とペットとの関わり方などを考慮して、地域に合った方法を検討する必要がある。また、避難所におけるペットの飼養場所は、大きく分けると「室内」、「屋外」、「車中」などがあり、ペットの飼養場所の選定の際には、下記のポイントも考慮したペット飼養スペースを確保が望ましい。

#### <ペット飼養場所選定のポイント>

- アレルギーを持つ方やペットを飼養していない方との動線をできるかぎり分ける
- 鳴き声や臭い等の問題を考慮して、一般の避難者の居室から離れた場所に設置する
- 飼い主の居室は、できるだけペット飼養スペースの近くにする

- スペースが確保できる場合には、飼い主との同室飼養とする
- ペットへの刺激を減らすため、人や車などの通り道から見えない場所にする
- ペットの種類によって（特に犬と猫）飼養スペースを分けて確保する
- 水道に近く、掃除がしやすい場所を選ぶ
- 屋外とする場合は、風雨や風雪、日光、寒さをしのげる場所とする
- 室内飼養のペットを屋外で飼養する場合には、冬季は体温低下に注意する
- 車中飼養とする場合には、熱中症や換気の対策を飼い主に注意喚起する。

## 2) ペット飼養スペースの作り方

### (ア) 時間経過による飼養環境の設定

#### 【短期的な飼養スペース】

発災直後は多くの避難者が避難所に押し寄せ、避難者数がピークとなる。ペットの飼養場所の具体的な設定がされていない場合、発災直後は避難所内のあちらこちらにペットが点在する事態となる。ペットの飼養場所があらかじめ設定されている場合でも、避難所内に用意したペット飼養スペースに入りきれない数のペットが同行避難してくる場合もある。

そのような場合には、一時的なペットの居場所として、特別教室やプールの更衣室、部室、雨風がしのげるピロティや軒先、建物のホールの一部、昇降口、廊下、自転車置き場などを暫定的な居場所として提供することも考えられる。

避難者には動物由来のアレルギーを持つ人や動物が苦手な人も含まれるため、多様な避難者を受入れるためにも、できるだけ早い段階でのペットの飼養スペースの確保が求められる。避難所内の人の居場所にペットとの同室飼養スペースを設けるのが困難な場合でも、人の居場所（空間）以外の場所にペットがいても良い場所を選定し、そこで飼い主がペットの飼養管理を行うようにすれば、避難所でのペット受入れのハードルは低くなる。また、教室や空いている部屋を使用する場合には、床面にブルーシートを敷いたうえでペットの飼養スペースとすることで、原状復帰がしやすくなる。



教室にブルーシートを敷いて使用した例  
2018年西日本豪雨災害 真備町避難所



空いている部屋にブルーシートを敷いて使用した例 2011年東日本大震災 赤坂プリンスホテル県外避難所

### 【中長期的な飼養スペース】

時間の経過とともに自宅の安全を確認した上で帰宅する避難者もいることから、避難者数（同行動物の数）はある程度落ち着く。そのタイミングで、中長期に避難所で生活することを前提として、飼い主とペットの居場所を見直すなど、避難所内のペット飼養スペースの整理を段階的に行うとよい。具体的な設定がされていない場合には、避難所内のペットの種類、頭数、災害の種類、季節、ペットを飼っていない避難者の割合やアレルギー等の配慮の有無などを整理したうえで、適切なペット飼養スペースと飼養管理のルールを設定する。平時にペットの飼養スペースや飼養管理のルールを設定・公表している避難所においては、前述の避難所の状況を踏まえたうえで同行避難したペットの飼養管理を行う。

### （イ）種別の飼養環境設定と管理方法の違いによる飼養環境の設定方法

ペット飼養環境の設定は、ペットの種類によって配慮すべき内容が異なるほか、飼い主とペットが同じ空間（部屋）で避難生活を送るか否かによっても飼養環境の設定方法が異なる。また、あらかじめ飼養管理用の物資が備蓄してあるのかや、飼い主が飼養管理用品を持参して避難してくるのかによっても対応が異なってくる。過去の事例では以下のような対応が行われてきた。

#### a ペットの種類による飼養環境設定

##### 【犬の場合】

空いている教室や特別教室、自転車置き場、渡り廊下など、屋根や壁があり、係留できる柱などがある場所を利用して飼養スペースを設定する。犬は体の大きさに関わらず大半の場合リードに繋がれて同行避難してくるが、大型犬の場合にはケージ類を持参して避難してくる飼い主は少ない現状がある。ケージがない場合には、段ボール等を用いて即席のハウスを作るなどして対応する。段ボールの即席ハウスは、寒い場合には上から毛布を掛けたり、さらに大きな段ボール箱の中に入れ、段ボールの隙間に新聞紙や発泡スチロールを詰めるなどして保温効果を高めることができる。

屋外で風雨が吹き込む可能性がある空間では、段ボール等を用いて風よけを追加したり、大きなゴミ袋やブルーシートなどを被せて防水対策を講じたりすることも必要となる。



渡り廊下を使用した飼養スペース  
2011年東日本大震災 宮城県内避難所



自転車置き場を使用した飼養スペース  
2011年東日本大震災 郡山市内



段ボールの即席ハウス  
2011年東日本大震災 宮城県内避難所

### 【猫の場合】

猫は係留飼養が困難であるため、基本的にキャリーケース内で過ごすことになるが、排泄や給餌給水のため、キャリーケースから出さねばならないタイミングがある。このため、脱走対策が講じられる部屋内に飼養スペースを設定することが望ましい。避難所施設内に使用できる部屋があれば、同伴避難（同室飼養）も可能となるが、プールの更衣室や部室、倉庫等を利用して、同伴避難（別室飼養）の環境を整備することもできる。

但し、猫がいる場所のドアには、逸走やパニックによるトラブルをさけるためにも「声掛けなくドアを開閉しないでください」といった趣旨の注意書きをドアの外側に掲示するルールが必要となる。

### 【その他の小動物】

小動物は籠やケージ、飼育ケースに入れられて避難してくることが多く、飼養スペースも犬や猫に比べて最小限で済む場合が多いことから、ある程度温度管理が可能な避難所内

の部屋や空間の一部を飼養スペースとして設定することができる。まとまった飼養スペースが確保できない場合でも、避難所内で鳴いたり逃げ出したりしないペットであれば、周囲に配慮しながら、飼い主が手元で飼養管理することもできる。鳥類やその他小動物は、品種によって寒さや周辺の環境に過敏に反応し、ストレスによる健康被害が生じる場合もあることから、季節によってはできるだけ屋内の静かな場所を選び、籠やケージを布で覆うなどして外部音や温度をコントロールする必要がある。



セキセイインコ 鳥かごをビニール袋に入れ餌や羽が飛ばないように配慮 上部を開け換気  
2018年西日本豪雨災害 広島市矢野西避難所



明け方の冷え込みによる体調不良  
2016年熊本地震 益城町ビッグパレット巡回診療モルモット

## b 管理方法の違いによる飼養環境の設定方法

ペットの飼養スペースを飼い主の居場所と別に定める場合と、飼い主とペットが同じ場所で避難生活を送る場合とがある。

- ※・避難所等で飼い主がペットと同室で飼養管理する場合：「同伴避難（同室飼養）」
- ・避難所等で飼い主がペットと別室で飼養管理する場合：「同伴避難（別室飼養）」
- ・避難所等でペットを屋外で飼養管理する場合：「同伴避難（屋外飼養）」
- ・避難所等でペットを車中で飼養管理する場合：「同伴避難（ペットのみ車中飼養）」

イラスト解説入れる

### ① 同伴避難（同室飼養）の場合

避難所内に他の避難者とは別室で飼い主とペットと一緒に過ごせる居場所が確保できる場合には、その場所をペット同伴避難者専用エリアとして設定する。飼い主とペットが

同じ空間で避難生活を送ることで、不安が和らぎ無駄吠えが少なくなったり、部外者とペットの接触による事故などを防ぐことができる。

一方で、飼い主がケージを持参できず、リードのみで係留が必要な場合には、柱や手すりなどの係留できる設備のある空間を確保することや、飼い主が不在にする場合の対応をどうするかなど、飼養管理のルール of 徹底やペット同伴避難者専用エリアへの飼い主以外の立ち入り制限、飼い主同士の互助やボランティアの支援による管理のルールを決めるなどの対応が必要となる。

また、避難所の空間的制約により非飼養者の居場所とペットを含む飼い主の居る部屋を分けることが困難な場合（例えば体育館内）には、備品（防球フェンス）などを利用し、非飼養者の居場所との間に通路などを設けて空間を区切る必要があるほか、非飼養者からペットが見えないように工夫する。さらに、ペットの飼養スペースは外への出入口の近くに設定し（他の避難者と分けられれば尚よい）、出入口から距離がある場合には、建物からの出入りに関するルールを定めておき、建物の外にでるまでは抱くかキャリーバッグに入れての移動とする（犬の排泄対策）。

なお、動物由来のアレルギーを持つ方が避難者に含まれる場合には、アレルギーを持つ方と同じ部屋でペットやその飼い主が避難生活を送ることはできないため、ペット及び飼い主の居場所や動線はできるだけ別にする必要がある。

#### 【屋内でテントを利用する場合】

備蓄や支援物資にテントがある場合には、室内にテントを設置しその中でペットを同室飼養することもできる。ただし、テント内部は通気が悪くなるため、夏場の暑さによって熱中症のリスクが高まる。また、高齢者などは周囲とのコミュニケーションが遮断され、孤立してしまうことが懸念されるために、体調に問題がないか、声掛けなどと配慮が必要になる。加えて、テント内で飼養するためにはケージなどの飼養用品も必要となる。軽量でポップアップ型のテントであれば、持ち運びも可能であるため、飼い主が備えるものとして啓発し、持参を促す。

猫を飼養する場合は、脱走対策を講じねばならないため、テントに天井がついているタイプのもの（メッシュも可）、さらには、出入口もメッシュ仕様の二重の扉が設けられているタイプが好ましい。





避難所内に設置されたテントを用いた犬との避難スペース 2025 年  
大船渡森林火災 大船渡市三陸町

## ② 同伴避難（別室飼養）の場合

ペットの飼養スペースを飼い主の居場所と別に定める場合でも、飼い主の居場所とペットの飼養スペースをできるだけ近い場所に設定することでペットの飼養管理がしやすくなるなどのメリットがある。過去の事例では、空き教室をペット専用の飼養場所に設定したケースや、体育館の一部を区切り、館内倉庫を飼養スペースとして設定したケースもある。

飼い主の居場所から離れて屋外にペットの飼養スペースを置く場合、そこでの盗難や火災などの事故に注意することが必要となる。避難所の屋外にトレーラーハウスやユニットハウスを設置した過去の事例では、ボランティアの協力により日中の管理と、飼い主不在の間のデイケアもセットにして群管理を行ったケースもある。

空き教室やトレーラーハウス等が手配できない場合には、1)で示した雨風がしのげるピロティや軒先、建物のホールの一部、昇降口、廊下、自転車置き場、プールの更衣室、部室、特別教室などをブルーシートで養生して、ペット飼養場所とする。

	
避難所内に設置されたペット飼養のためのユニットハウス 2016年熊本地震 益城町総合体育館	避難所内に設置されたペット飼養のためのトレーラーハウス 2024年 能登半島地震 志賀町

### 【ケージを使用した空間の有効活用】

可能な限り、犬と猫、その他の動物の飼養スペースを分けるか、仕切りを設け、できるだけお互いに干渉しないようにする。室内の限られたスペースで効率的に飼養管理を行うためにはケージが必要になるが、ケージは短い面に扉がついていて、積み重ねることができる折り畳みケージ（金属製・トレイはプラスチック）を使用すると同じ面積でも設置台数を増やすことができる。さらに、1段目に同じ高さのケージを並べ、ベニヤ板や段ボールを敷いた上にケージを積み重ねることでスペースを有効に活用することも可能となる。ただし、大きな余震等が続く場合には、1段目と2段目のケージを連結バンドなどで連結し固定するか、3段以上は積み重ねないように注意することが必要となる。なお、ケージ

を積み重ねて使用する場合には、ケージの耐荷重やケージで飼養するペットの体重にも十分注意した上で使用することが求められる。



クレートを使用した例  
2024年能登半島地震 金沢市内1.5次避難  
所内のペット飼育用トレーラーハウス内



扉が短い面にあるケージを使用した例  
2024年能登半島地震 志賀町内避難所内の  
ペット飼育用トレーラーハウス内

③ 同伴避難（屋外飼養）の場合【屋外でテント等を利用する場合の設置場所と注意点】

屋外にペット飼養スペースを設ける場合には、テントやビニールハウス、サッカーゴールなども利用できる。設置場所は浸水の恐れがなく、風通しがよく、日中でも木陰ができるような場所を選定する。建物の壁や軒下を設置場所としてうまく利用することで、風や雨をある程度防ぐことも可能となる。地域の学校が避難所となっている場合には、サッカーゴールを横倒しにした状態で設置し、外周にブルーシートを張ることで応急的な飼養スペースとすることもできる。

一方で、夏場の暑さによる熱中症のリスクや、気象の注意報、警報の発令など暴風雨、積雪、屋外施設の浸水が予測される場合には、屋外での飼養自体が難しい場合もあるため、状況に合わせ柔軟で迅速な対応が求められる。また、万が一テントが倒壊したり、飛んで被害を与えたりしないように留意することも必要になる。特にサッカーゴールを使用する場合には、縦向き（通常のゴールとして使用する際の設置向き）だと転倒の恐れが高く危険なため、必ず横倒しにすることが必要となる。なお、風水害など明らかに屋外や低層階での飼養が二次的被害をもたらすと考えられる場合には、同室、別室に関わらず安全な建物の上層階での飼養スペースの確保が基本となる。

	
<p>サッカーゴールと遊具を使用した飼養スペースの例（横倒しした状態で使用）</p>	<p>サッカーゴール内の様子</p>

④ 同伴避難（ペットのみ車中避難）の場合

中大型犬やケージに慣れていない犬猫などの場合、車中で使用するというのも選択肢のひとつ。車の中でペットを飼養する場合には、温度管理と逸走には注意が必要。夏場ではなくてもペットも熱中症になるため、熱中症への対策と注意が不可欠となる。また冬季は保温のための工夫もあったほうが良い。ペットだけを車中に残すときは、室内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておく。飼い主が長時間車を離れる場合には、ペットを車中以外の安全な場所に移動させるなどの措置が必要である。また、ドアの開閉時に逸走しないようドアの開閉時にはシートにリードでつないだり、脱走防止のネットなどを利用する、キャリーケースに入れるなどの逸走対策も必要となる。

	
<p>避難所に駐車した車内での大型犬飼育例 2024年能登半島地震 石川県珠洲市</p>	<p>避難所に駐車した車内での猫飼育例 2024年能登半島地震 石川県能登町</p>

3) 季節や災害の種類による対応

避難所におけるペットの飼養スペースが屋外である場合、夏季であれば暑さ対策、冬季であれば積雪や寒さ対策が必要となる。避難が長期化する際には屋内での飼養スペースの確保について検討が必要となる。また、飼養スペースの確保が困難である場合には、トレーラ

一ハウス設置による飼養スペースの確保や動物保護施設等を検討する。

### **飼養場所設定時の配慮**

#### **<夏季：暑さ対策>**

夏季のペットの飼養場所は屋内飼養が望ましく、直射日光のあたる窓辺を避け、換気を行い、室温の上昇には十分注意する。人やペットの熱中症を防ぐため、避難所へのエアコン設置・増設、学校体育館の冷房化、網戸活用による換気、ポータブル電源・扇風機の備蓄、水分・冷却用品の配布に加え、日中と夜間の避難所利用の使い分けが推奨される。ペット用のスペースにはスポットクーラー、サーキュレーターなどの活用も有効である。

ペットを屋外で飼養する場合には、日陰のない場所やエアコンの室外機の排気等を避けるよう配慮する。

夏場など気温の高い時期には車内での飼養は厳しい。もし、車の中でペットを飼養する場合には、熱中症への対策と注意が不可欠となる。飼い主が長時間車を離れる場合には、ペットを車中以外の安全な場所に移動させるなどの措置が必要である。

#### **<冬季：寒さ対策>**

冬の災害（大雪、吹雪、寒冷地での地震・停電）に対し、特に雪国や積雪・凍結の恐れがある地域では、平常時からの備えが重要となる。避難所では灯油ストーブや生活燃料を備蓄し、暖房ができる環境を整えることが推奨される。

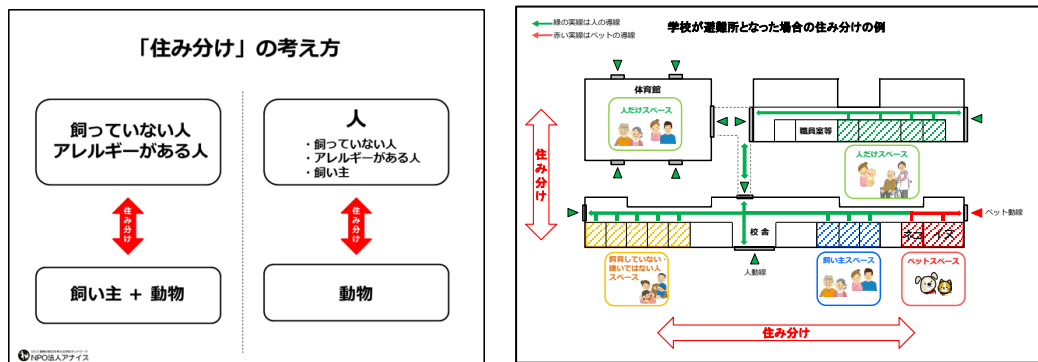
ペットの飼養場所は、可能な限り屋内が望ましく、風雪などを避けられることが必要である。特に室内飼いのペットは寒さに弱いため、体温低下に注意が必要である。また、鳥類や爬虫類などを避難所で扱う場合には特に温度管理は重要となる。電源等が使えない場合に備え、ケージ全体を覆うタオルやペット用毛布、使い捨てカイロの使用など応急的な保温対策も検討する。

#### **<風水害・津波対策>**

豪雨災害や台風、津波の場合には屋内での飼養が基本となる。テント等は強風で飛ばされて二次被害が出る可能性があるため注意が必要であり、屋外に飼養場所を設置する場合には、急激な増水で飼養場所が水没しないよう注意が必要となる。

## コラム：住み分け避難の一例

避難所でのペットと人との「住み分け」は、避難者数や避難所内の状況に応じ、避難所運営本部とともに検討する。学校が避難所になっている場合には、基本的に授業再開に向けた運営が行われるが、体育館などの被害などにより校舎内の部屋が使用可能な場合には、居住区を分け、人と動物との動線を分離することで接点をできる限り最小限にする。



[資料提供：NPO 法人アナイス]

## コラム：動物アレルギーへの配慮

### <動物アレルギーとは>

アレルギーとは、通常であれば病気を引き起こさない物質（アレルゲン）に対して、免疫が過剰に反応してしまう免疫反応のひとつ。アレルギーの症状としては、鼻水やくしゃみ、目や皮膚のかゆみなどが挙げられ、重症の場合には呼吸困難を引き起こすこともある。アレルゲンとしては、食べ物や花粉、ハウスダストがよく知られているが、動物の毛やフケ、糞、尿などが原因となる場合もある。このような動物由来のアレルギーを「動物アレルギー」と呼び、犬や猫、ウサギ、ハムスター、インコなどがアレルゲンの原因として知られている。

### <避難所での配慮について>

避難所に避難してくる避難者の中には、動物アレルギーを持つ方や動物が苦手な方も含まれる。そのため、ペット飼養者だけでなく、アレルギーや動物が苦手な方に配慮したペットの飼養環境の整備が求められる。動物アレルギーへの配慮においては、アレルギーを持つ方とペットが近づきすぎないことが基本となる。ただし、同行避難したペットを敷地内や建物内に入れさせないなどといった極端な対応をしなくても、動物アレルギーを持つ方とペットが十分な距離を取っていれば問題ない場合がほとんどである。また、避難所となりうる学校の校舎や体育館など、壁や扉などで室内空間を区切ることができる環境であれば、アレルギーを持つ方とペットの居住スペースを分けるといった対応で受入れを行うことは十分に可能である。

自治体や避難所運営管理者は、多様な避難者や避難所のスペース等を踏まえたペットの飼養環境（受け入れの有無・頭数、保管場所等）の整備について、事前に検討を行い、対応方針を発信しておくことが重要である。

### ○配慮のポイント

- ・ある程度の広さのある建物内で、壁や扉などで室内空間を区切ることができる環境であれば、アレルギーを持つ方とペットの居住空間を分けることで対応は可能。

### ○留意すべき項目

- ・動物アレルギーは重篤な方もいるため、動物アレルギーを持つ方とペットの居住空間を分ける必要がある。（コラム：すみわけ避難の一例を参照）
- ・動物アレルギーを持つ方とペット及びペット飼養者が近づくことを避けるための動線を分ける（入口や廊下を分ける等）ことが望ましい。
- ・避難所開設時から（又は受入れ後に）動物アレルギーの方とペット同行避難者を分けて受入れができるよう対応方針を検討、発信しておく。

#### (4) 分散避難等さまざまな避難形態への対応

	一時預かり、分散避難等さまざまな避難形態との併用
基礎自治体	避難所等における被災者の生活対策
	飼い主へのペット飼養環境の選択肢についての助言
都道府県、 指定都市、中核市 (動物愛護管理局)	一時預かりに関する指導・助言・支援
	基礎自治体、避難所運営者へのペット飼養環境の選択肢についての指導・助言・支援

避難生活を行っている中でのペットの飼養環境には、以下のような選択肢がある。地域や災害の状況、発災からの時間の経過によって選択可能な飼養環境が異なるため、被災者が自らの状況を踏まえて、適切な飼養環境を選択できるよう整備する。

##### ■避難所での飼養

避難所で飼養する場合には、ペットとの同居や住み分けなどについて各避難所が定めたルールに従い、飼い主が責任を持って世話をする。飼養環境の維持管理には、飼い主同士が助け合い、協力することが必要となる。

##### ■自宅での飼養

飼い主も自宅に留まる在宅避難の場合、支援物資や情報は、必要に応じ指定避難所などで入手する。

飼い主は避難所に避難し、ペットを自宅で飼養する場合は、避難所から自宅に世話をしに通う方法もある。ただし、家屋倒壊等の二次災害の危険が考えられる場合は、この方法は避けて同行避難する。

##### ■車、テントの中での飼養

在宅避難と同様に、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所などで入手するよう呼びかける。飼い主は、手足を伸ばして眠れる状態を作り、遮光や換気の対策をとるなど、エコノミークラス症候群や熱中症への対策と注意が必要である。ペットも熱中症になるため、ペットだけを車中やテント内に残すときは、室内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておく。長時間離れる場合には、ペットを安全な飼養場所に移動させる。また、テントの形状によっては風を受けやすかったり、地面との固定がしっかりできていないテントでは、強風で飛ばされて二次被害が出る可能性があるため注意が必要になる。

## ■ 一時預かり等

避難所での飼養が困難な場合や、飼い主の事情により飼養できない場合には、被災していない地域の親戚や友人などの中から一時預け先の確保に努めるよう呼びかける。その他自治体の収容施設や動物病院、民間団体等に一時的に預ける場合もあるが、この際は付帯条件や期間、費用などを確認し、覚書などを取り交わすように説明する。

## (5) 物資支援

### <実施項目>

- ・ 相談窓口での必要物資の情報収集と整理
- ・ 支援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整

### <解説>

自治体の動物愛護管理センターや保健所等に備蓄したペットフードなどの保管状況を確認し、相談窓口での情報収集を通じて得られた情報をもとに、指定避難所などへの配布計画を立てる。

また、避難生活が長くなると、飼い主が持参してきたペットフードなどだけでは物資が不足する。自治体等は、指定避難所への定期的な巡回や、避難所の管理者等からの定期的な情報収集を通じて、各避難所で必要な支援物資を把握して、その確保に努める。

また、必要な支援物資の調達について、ペット災害支援協議会や広域支援に係る協定締結の自治体、環境省等と調整する。

平常時に、支援物資を受け入れることを想定して、届いた物資の保管場所、中継地点、運搬方法などを検討しておき、その結果に基づき、支援物資の受入れを行う。個人等からの支援物資については様々な物資が混在していることから、物資の区分け、整理などに人員を要することに留意する。

また、被災地での運搬手段や保管場所は平常時に比べて大幅に不足することが想定されるため、広域支援の一環として、近隣の自治体等において、支援物資をいったん集積し、被災地で必要な物資を把握・整理の上で、近隣の自治体等が被災地の動物愛護管理センターや保健所に運搬することも検討する。

#### 4. 災害時のペット対策（長期避難への備え）

●避難生活の長期化に対して、自治体等が行う避難所対応と担当機関

	長期避難への備え（避難所の統廃合、デイケア等）
基礎自治体	避難所再編時におけるペット飼養スペースの確保
	避難所の再編成や応急仮設住宅への移動の際のペットの運搬手段の確保
自治体等 （災害時動物担当）	避難所の再編成や応急仮設住宅への移動の際のペットの運搬手段の確保
都道府県、 指定都市、中核市 （動物愛護管理局）	日中のペット一時預かり（デイケア）等に関する助言

#### 長期避難への備え（避難所の統廃合、デイケア等）

避難が長期化し、避難所を統合する際には、受入れるペットの頭数にあわせた飼養スペースの確保が必要となる。飼養スペースの確保が困難である場合には、都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理局は、トレーラーハウス設置による飼養スペースの確保や動物保護施設等を検討する。

また、再編先や応急仮設住宅へ移動の際、飼い主はバス等で移動が可能だが、ペットの同乗はアレルギー対応等の観点から難しく、飼い主が運搬手段を持たない場合には、都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理局が、別途運搬手段を確保する必要がある。

## 5. 避難生活での飼い主支援

### (1) 避難所での飼養

#### <実施項目>

- 被災市区町村の指定避難所等でのペットの飼養に係る指導助言

#### <解説>

自治体や現地動物対策本部等は避難所の管理者等に対し以下の支援や助言をする。

- 避難所の管理者等は、避難所運営規定に則り、ペットの飼養方法を決定し、ペットの同行避難者に対し説明する。ペットとの同居または住み分けなどについては、各避難所の飼養ルールに従い、ペットの世話は飼い主が自ら行う。なお、障害のある方が同伴する身体障害者補助犬<sup>9</sup>はペットとして扱わず、要配慮者の支援として考える。飼養方法を定めていない場合や不測の事態が生じた場合には、避難所の形態、ペットの同行避難者とペットの数、季節・気候などを考慮して、飼養スペースや飼養方法を決定する。
- 飼養スペースの決定に当たっては、ペットを飼養していない避難者との動線が交わらないよう配慮することで、ペットに関する苦情やトラブルの軽減に努める。
- 犬や猫などの動物がひと所で生活することは、ストレスを増大させる原因となるため、可能な限り動物種を区分して飼養することが望ましい。
- 避難所でのペットの飼養に起因した苦情やトラブルの原因には、鳴き声、臭い、毛の飛散、糞尿の処理などが挙げられる。避難所で、人とペットが秩序ある共同生活を営むためには、飼い主自身がペットの適正な飼養に努めるとともに、飼養ルールや衛生管理の方法などについて飼い主に説明するとともに、「飼い主の会」等を立ち上げるように支援して、飼い主が相互に協力して、飼養スペースの衛生管理や、ペットを適正に飼養するように促す。

<sup>9</sup> p.107 コラム：「身体障害者補助犬」と避難所などへの同伴について

## (2) 応急仮設住宅等での同伴入居

### <実施項目>

#### 1) 応急仮設住宅等におけるペットの受入れ調整

- ・ 応急仮設住宅等でのペット受入れ調整
- ・ 応急仮設住宅等でのペット飼養のルール作り
- ・ 飼い主に対する適正な飼養指導や支援
- ・ 自立支援を基本としたペット飼養支援

#### 2) 必要な支援の調整

- ・ 応急仮設住宅等でのペット飼養に関する物資の支援（ケージ等）

### 1) 応急仮設住宅におけるペットの受入れ調整

避難生活の中で飼い主とペットと一緒にいられることは、被災者が普段の暮らしを取り戻すために必要な支援である。自治体はペットを飼養する避難者が取り残されることがないように、応急仮設住宅においてもペットの飼養が認められるように受入れ調整を行う必要がある。

応急仮設住宅での暮らしは限られた空間での共同生活であり、ペットを飼養している人と飼養していない人との相互理解が不可欠である。

応急仮設住宅でのペットとの同居においても、避難所と同様に避難した人々とペットとの距離が近くなるおそれがあり、鳴き声や臭い、衛生害虫などの苦情が出るのが予想されるため、応急仮設住宅でペットを飼う際のルールを徹底し、お互いの共通理解を築く必要がある。そのために、都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理部局や現地動物対策本部は、応急仮設住宅の状況（形態・立地場所・地域数）、ペットの同行避難者とペットの種類・数・飼養形態など地域の状況を考慮して、応急仮設住宅におけるペットの受入れ調整や飼養方法のルール作りを主導し、飼い主に対する適正飼養の指導や飼養に関する物資の支援を実施する。

また応急仮設住宅の入居期間を経て自立した生活再建に繋がるよう、自立支援を基本とし、無料での物資やサービス、獣医療などの提供は段階的に減らし、応急仮設住宅を出た後も自らの力で継続して飼養できる環境作りに協力する。

なお、災害公営住宅（復興住宅）に移行する際のペット飼養の可否については、応急仮設住宅での飼養支援と並行して、関係自治体に働きかける必要がある。災害公営住宅におけるペットの飼養については、すべての災害公営住宅で飼養が認められているものではなく、事業主体が定める条件により可否が判断されるため、事業主体は入居希望者に対し、事前にペット飼養の可否や条件を十分に説明することが重要である。

また、ペットの飼養が認められている災害公営住宅においても、他の入居者の生活環境への影響を考慮し、共用部分の路用方法や衛生管理について、管理規定等に基づくルールの順守を徹底する必要がある。

加えて、ペットにとっても慣れない避難先での生活では、ストレスから体調を崩し、病気が発生しやすくなるため、飼い主はペットの体調に気を配り、不安を取り除くように努める。

## 2) 必要な支援の調整

### 入居前の指導

応急仮設住宅でのペット飼養のルール作りにあたり室内飼養のみとするか、犬の室外への係留を認めるかについては、応急仮設住宅の立地状況、地域での飼養状況、住民の理解などを考慮する必要があり、住民同士の話し合いで飼養方法を決める場合もある。飼養ルールで多い事例は、「原則として室内飼養」とする方法である。限られた室内空間で、人とペットが生活するために、室内ではケージでの飼養を勧めるとよい。室内飼養とする場合は基本的に飼い主自身が自己の責任で必要な物資をそろえる必要があるが、ケージなどを調達できない飼い主のために、自治体や現地動物対策本部等は、ケージの貸し出しなどの支援を行う。ただし、ケージでの飼養がしにくい大型犬や元々室外飼養をしていた犬については、別途、ルールの検討や支援が必要となる場合がある。

応急仮設住宅でのペット飼養に起因した苦情やトラブルの原因には、避難所と同様に、鳴き声、におい、毛の飛散、糞の放置などが挙げられる。飼い主は平常時と同様に飼い主マナーを遵守し、適正に飼養する必要がある。

また、災害によってコミュニティが分断されることで、避難所から応急仮設住宅への移行時に、住民同士の共助の確立が困難な状況も起きる場合もある。このため、自治体は、現地動物対策本部等やボランティアと連携し、「飼い主の会」等の立ち上げに対する支援をすることで、飼い主同士の共助によるペットの適正飼養ができるよう促す。

現地動物対策本部等はボランティアと連携して、飼養ルールや衛生管理の方法などを飼い主に説明する。

なお、都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理部局や現地動物対策本部は、応急仮設住宅でのペットの飼養状況の把握に努め、ペットの適正な飼養管理や衛生管理に問題がないかを確認する。

## 事例：応急仮設住宅での対応事例（適正飼養の指導）

### 新潟県（新潟県中越沖地震）

新潟県では、応急仮設住宅でペットを飼養する住民に向けて、飼養状況や必要な支援を把握するためのアンケート調査の実施、予防注射の無料接種券の配布、飼養に係る注意事項を説明したチラシを配布するなど情報収集や情報提供をした。

新潟県中越沖地震動物救済本部 H19.8

**仮設住宅に入居される皆様へ**  
 ～仮設住宅における動物飼育のポイント～

仮設住宅で動物を飼育する場合、1世帯の占有スペースが小さく、鳴き声やニオイによる苦情が出るのが予想されます。家族の一員である動物との暮らしをよりよいものとするために、以下の点を守りましょう。

- 1 室内飼育を原則とすること**  
やむを得ず屋外で飼育する場合は、できるだけ近隣に迷惑のかからない場所を選んで係留し、近隣との十分な意思の疎通を図りましょう。  
 特に、犬を散歩などで外に連れ出す時は、必ずリード（引き綱）をつけ、放し飼いにしないでください。また、犬のフンの放置はトラブルの原因となるので、持ち帰りましょう。  
 ★室内で飼育するためのケージ等貸出しを行っています。
- 2 感染症の発生を防止すること**  
ひとたび感染症が発生すると広がりやすい状況ですので、ご自分のペットが感染源にならないよう、また感染源にかからないようにワクチン接種を受けてください。  
 ★ワクチン接種は、新潟県獣医師会の獣医師が仮設住宅を巡回する際に無料で受けることができます（事前申し込みが必要、日時は後日ご連絡します）。  
 また、かかりつけの動物病院やお近くの動物病院でもワクチン接種することができます（有料）
- 3 繁殖を制限すること**  
動物の密度が高くなることから、強い生体行動（大きな鳴き声、尿のスプレー行動など）を行うことも考えられるので、できる限り不妊・去勢手術を行うことが望まれます。手術等については、かかりつけの動物病院へご相談ください。
- 4 所有者を明示すること**  
脱出する場合もあるので、首輪などをつけて、飼い主の氏名と連絡先を明示しましょう。飼い主がはっきりわかることで、動物を飼育していない人も安心して、理解を得やすくなります。

ご相談はこちらまで！

動物のしつけや飼い方などのご相談は、下記で受け付けています。  
 また、必要な飼育用品等もお貸しできますので、お気軽にご相談ください。

**中越動物保護管理センター**（長岡市柿町字増沢 1574-子）電話／0258-34-1416  
**柏崎保健所衛生環境課**（柏崎市鏡町 11-9）電話／0257-22-4180

**仮設住宅飼育動物伝染病予防注射無料接種券の送付について**

伝染病予防ワクチンの無料接種を希望される方は、下記の**伝染病予防注射申込書**に必要事項をご記入のうえ、この申込書を持参し、長岡市内および栃尾市内の動物病院で接種を受けてください（伝染病予防注射無料接種は12月中のみの実施となりますのでご注意ください）。

新潟県動物愛護協会中越支部事務局  
 長岡市柿町字増沢 1574 Tel 34・1416

**仮設住宅飼育動物伝染病予防注射申込書**  
（平成16年12月末日まで有効）

氏名 （ペット：犬・猫）

住所 長岡市

電話番号

### 熊本県（熊本地震）

熊本県獣医師会では、応急仮設住宅に出向き、ペット飼養者を対象とした適正飼養の相談会を開催した。相談会では、希望する方にペットフードや迷子札、ペットシーツなどのペット用品も配布した。

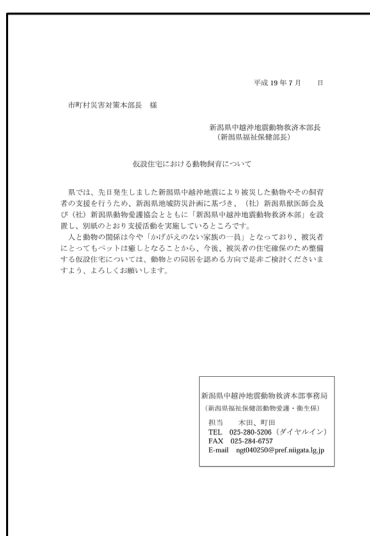


応急仮設住宅での適正飼養の相談会の様子[写真提供：熊本県]

## 事例：応急仮設住宅での対応事例（ケージなどの貸し出し支援）

### 新潟県（新潟県中越地震）

新潟県中越大震災動物救済本部では、市町村の災害対策本部長に「応急仮設住宅における動物飼育」に関する要請文書を送るとともに、県職員が市町村の住宅部局にペットの飼養を認めてもらうよう説明した。そのうえで、新潟県動物救済本部として、応急仮設住宅で動物を飼養する住民に向けて、飼養状況や必要な支援を把握するためのアンケート調査を実施し、予防注射の無料接種券の配布、ケージやサークルなどを無償で貸与した。



### 「応急仮設住宅における動物飼育」に関する要請文書



新潟中越大震災での支援物資ケージ



応急仮設住宅での飼養の様子

[写真提供：NPO 法人アナイス]